

軍事環境問題
ワーキングペーパー 3

MILITARY ENVIRONMENTAL PROBLEMS
WORKING PAPER 3

シンポジウム
「沖縄における米軍基地・環境・社会運動」

US Military Bases, Environmental Issues and Social Movements in Okinawa

成定 洋子 編
NARISADA Yoko ed.

公刊の辞
ワーキングペーパー・シリーズ
『軍事環境問題』

『軍事環境問題の研究』（総合地球環境学研究所FSプロジェクト、代表：田中雅一）の成果を広く問うために、ここにワーキングペーパー・シリーズ『軍事環境問題』を公刊します。このワーキングペーパー・シリーズではメンバーの研究成果や関係するワークショップなどの記録を公刊していきます。

軍事環境問題とは、さまざまな軍事活動によって引き起こされる環境破壊、コミュニティ崩壊、健康被害・精神疾患です。本研究は、環境を自然から精神までひろくとらえている点と、当事者らによる反軍事化運動や平和運動、環境保護運動などに注目する点とに特色があります。

20世紀において生じた環境破壊や汚染の主な原因のひとつが、戦争における大量破壊兵器や化学兵器、核兵器の使用です。また、規模は小さいですが平時でも訓練中の事故、兵器開発にともなう実験、貯蔵の不備などで環境汚染が生じています。本研究の目的は、こうした軍事環境問題の実態を明らかにすると同時に、それらの解決に取り組む人々の実践を地域住民の視点から理解するところにあります。「お国のため」という言葉のもとで、軍事環境問題の被害者たちの苦しみは無視され、その抗議の声や実践は抑えられてしまいます。人々の声を丹念に拾い、軍事環境問題を地域住民の視点から考えようとするのもまた、本研究の狙いです。

京都大学人文科学研究所
田中雅一
2013年10月

シンポジウム
「沖縄における米軍基地・環境・社会運動」

成定洋子 編

US Military Bases, Environmental Issues and Social Movements in Okinawa

NARISADA Yoko ed.

目次

I. 司会挨拶(田中雅一)	1
II. 報告①(浦島悦子):ジュゴンが照らす沖縄の自然と暮らし	3
報告要旨:「ジュゴンが照らす沖縄の自然と暮らし」	12
III. 報告②(吉川秀樹):緑の点をつなげること——エンパワメントとアカウンタビリティを求めて	16
IV. 報告③(砂川かおり):在沖米軍基地環境問題への社会運動の取り組みと今後の課題	29
V. コメント(桜井国俊)	40
VI. 全体討議	47

I. 司会挨拶(田中雅一)

田中:田中雅一と申します。よろしくお願いいたします。私はこのシンポジウムの母体となる研究プロジェクトの代表をしていますので、簡単にプロジェクトについて説明しておきたいと思います。私は京都大学に所属していますが、やはり京都にある総合地球環境学研究所のプロジェクトとして、単独では去年から、チームとしては今年から軍事環境問題の研究というプロジェクトを立ち上げました。軍事環境問題というのは簡単に言えば、軍事に関わる現象が引き起こす環境問題ということです。軍事として想定しているのは、基地ならびに元の戦場、それから特に核実験の実験場になっていた場所、これらの3つの場所で認められるような活動です。軍事環境問題をテーマにしたいということで、去年準備段階を経て、今年から少し本格的に始めております。環境問題と言いますが、私自身が文化人類学を専攻しているということもありまして、自然環境だけでなく社会関係、それからトラウマのような心の問題、健康被害、こうしたものも含めて環境として捉えていきたいと考えています。また、将来的には軍事環境学と呼ばれるような分野を確立していきたいと思います。具体的な活動としましては、個々のメンバーの方に調査をしていただく一方で、今回のような公開ワークショップを今年4回企画しております。そして、公開ワークショップを通じてこれまで研究あるいは社会問題に携わってきた人たちとのネットワークを確立していきたい、意見を交換していきたい、と思っています。今回のシンポジウムは実は2回目にして、1回目は7月に京都で行われた、「沖縄戦<後>の社会とトラウマ」でした。沖縄からは當山先生だとか、以前沖縄にいらした蟻塚先生、沖縄で研究をずっとされていらした北村先生に発表していただきました。その時に同志社大学の富山一郎さんにコメンテーターをお願いした次第です。今回は一度沖縄でもワークショップを開ければいいと思ったこともあり、コメンテーターの桜井先生のお計らいでこの沖縄大学で開催する運びになりました。どうもありがとうございます。先ほど4回と言いましたが、3回目は10月に韓国の基地反対運動に関わってきた人たちを京都に呼んでお話をさせていただく。それから11月にはイギリスのトラウマとかアートに関わっている研究者、成田あるいは嘉手納の騒音問題にも詳しい人達に参加していただく予定です。そのうちのお一人は平松幸三先生であります。そういう形で、軍事環境問題と言いますが、沖縄、日本、韓国、それから本土にある他の米軍基地、あるいは自衛隊の基地などの問題を中心として環境問題について考えていきたいなと思っておりますので、これからもよろしくお願いいたします。このシンポジウムは成定さんにコーディネーターをお願いしましたので、詳しい趣旨説明については成定さんのほうからよろしくご説明ください。

成定:どうもありがとうございました。本日司会を務めさせていただきます、東京学芸大学の成定と申します。どうぞよろしくお願いいたします。今回の沖縄における米軍基地・環境・社会運動に関するワークショップにおきましては、3人の皆さんから違うお立場で取り組まれてきた環境運動、社会運動についてお話を伺うことを通して、色々な形、色々な対象に対して多大な影響を及ぼしてきた米軍基地と環境に関わる問題について考えていくこと、またそこから見えてくる課題と可能性について私達が考えることができればと思って企画いたしました。今回お話いただく3人の方々は、背景あるいはアプローチ、お立場なども違う所から、そこから見えてくる違い、また重なるところから色々な示唆が拾えるのではないかという風に考えております。また、このような沖縄で多様な環境運動を見ていくことを通して、

私達がどのような形でこのプロジェクトで考えております、軍事環境問題を新たに考えていくことができるのかということについて、最後の全体討論の中で皆さんと一緒に考えていきたいという風に思っております。今日のスケジュールなんですけれども、まず3人の方々にそれぞれ30分ずつお話をいただきます。お話をいただいた後、10分間質疑応答の時間を設けておりますので、フロアの皆さんからパネリストの方々にご質問がある場合はその時間にお願ひできたらと思ひます。間にお2人の発表の後、20分休憩をとっております。その後3人目のお話がありましてからコメントを頂ひて、続けて全体討論に移りたいと思ひておりますので、深いお話、あるいはお3人の方々に重なるお話、全体的な疑問点につきましては、最後の全体討論の方にさせていただけたらと思ひております。また、今日吉川さんのお話の後、ジュゴン訴訟の原告でいらっしゃる真喜志好一さんに来ていただひておりますので、少しでもお話をちょうだいしたいと思ひております。よろしくお願ひいたします。ではこのような形で、最後まで皆様にゆっくり色々としっくりお話を伺ひていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。では初めに、浦島悦子さんにお話をいただひたいと思ひます。今日は同じく鈴木雅子さんにも来ていただひておりまして、一緒にお願ひしたいと思ひております。どうぞよろしくお願ひいたします。

II. 報告①(浦島悦子):ジュゴンが照らす沖縄の自然と暮らし

浦島:みなさんこんにちは。名護から来ました、浦島悦子と申します。ここに「ヘリ基地いらない二見以北十区の会」と「北限のジュゴン調査チーム・ザン」と書いてあるように、2つの団体に所属しています。私は90年から沖縄に住んでいますが、最初はやんばるの山を守る連絡会という会の事務局をやっていました。沖縄にたくさんの基地を置いておく見返りとしての国の高率補助金によってヤンバルの自然がどんどん壊されていくという中でそれに何とかしたいという人たちが集まって出来た連絡会だったんですけど、主に大国林道の建設問題に取り組みました。

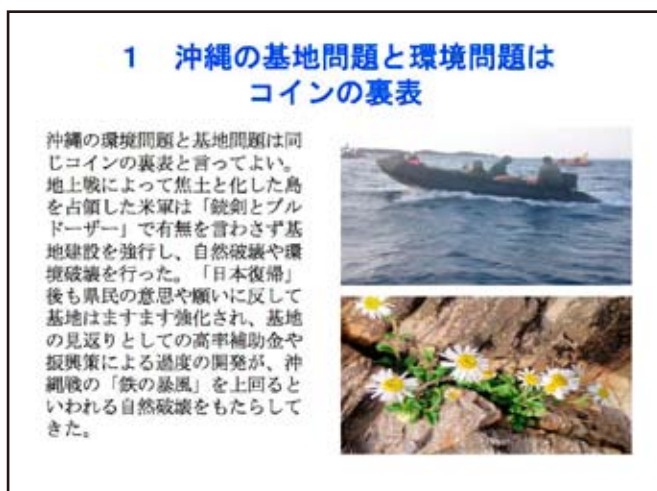
ヘリ基地いらない二見以北十区の会というのは、今、辺野古に基地を作ろうとしているわけですけど、その予定地とされた地元の住民で作っている1997年にできた住民運動団体です。もう一つの、北限のジュゴン調査チーム・ザンというのは、埋め立てられようとしている辺野古を中心とした名護市の東海岸を中心に生息しているジュゴンの生息環境を保全して次の世代につなげていこうということで、主にジュゴンの食み跡調査に取り組んでいるグループです。

今日は、「ジュゴンが照らす沖縄の自然と暮らし」というタイトルでお話するんですけど、今、皆さんの目の前の画面にあるのは、辺野古の海の写真ですね。奥のほうに見えるのは、米軍のキャンプ・シュワブです。左の方に山が二つ見えていますが、左側が久志岳、右が辺野古岳。これらも含めて山の部分は全部、米軍の実弾演習場になっています。ちょっと見づらいんですけど、久志岳が砲撃演習で抉られ、真っ赤な山肌を曝している状況があります。手前に見えているのがジュゴンの餌場である海草藻場ですね。辺野古には沖縄本島でも最も良好な最大の広さの藻が広がっています。これはとても象徴的な写真だと思いますので使いました。

沖縄の環境問題と基地問題は「同じコインの裏表」だと私はずっと言い続けているんですが、地上戦によって焦土と化した島を占領した米軍が、文字通り銃剣とブルドーザーで有無を言わず基地建設を強行しました。そのために自然が破壊され生活環境も破壊さ



スライド 1



スライド 2

れました。日本復帰も本当にまやかしの復帰だったわけで、復帰後、本土の基地がどんどん沖縄に移設されてくるという中で、県民の意思や願いに反して基地はますます強化されました。それに対する県民の怒りをなだめるために、札東攻勢というか、基地の見返りとしての高率補助金や振興策によって沖縄の小さな島の自然に合わない、過度な開発が行われて、沖縄戦は「鉄の暴風」と呼ばれましたけど、それよりさらに激しい自然破壊をもたらしてきたのが現状だと思います。

これは辺野古の浜のフェンスです。左のほうがキャンプ・シュワブ、右側が辺野古の住民が使っている浜ですけど、それを隔てるフェンスですね。このフェンスもどんどん強化されてきているんですが、全国から平和を願うバナーやリボンが送られてくるので、それを結びつけて平和の思いを発信しています。ところが、最近は米兵だけじゃなくて、右翼団体の方々が浜の「クリーン運動」と称してこれを持ち去るとか破り捨てるということが起こっています。それにもめげずに、取られても取られても付けています。



スライド 3

次にやんばるの自然をご紹介します。これは外から見たやんばるの山のもこもこした自然林の様子ですね。これは森の中の様子です。ヒカゲヘゴが亜熱帯の森を演出してくれますけど、とても心癒される場所です。やんばるの森がどんなに素晴らしい森であるかというのは、ここにいらっしゃる方はよくご存知だと思いますし、レジュメにも書いてありますので読んでください。左上はツツナミソウ、それからイジュの花、そのほかさまざまな固有の動植物がやんばるの自然に依拠して生息しています。やんばるの森には網の目のように沢が張り巡らされていて、そこに豊かな水が流れ、そしてそれが森のたくさんの命を育てています。右側のほうは、伊部岳にある世界一のオキナワウラジロガシです。その前に立っているのは私です。



スライド 4

また島を取り巻く珊瑚の海は、森から流れ出る栄養分をもらって、多種多様の海域動植物を育て、山・川・海が一体となった島嶼生態系を生み出しています。このように生物多様性の宝庫と呼ばれるやんばるは、世界自然遺産の候補地である琉球諸島の中核となる価値を持っていると思います。これは

亜熱帯の森



スライド 5

生物多様性



やんばるの森はイタジイを優占種とする亜熱帯照葉樹林で、地球上でも希有の生態系を持ち、多種多様の固有の生き物たちを育んでいる。日本の面積のわずか0.1%にもならないやんばるに、日本全体の27%の高等植物が自生し、単位面積当たりの動物の数は本土の50倍以上。国の特別天然記念物・ノグチグラーやヤンバルクイナをはじめ、地球上でやんばるだけに生息する動植物は190種以上に及ぶ。

スライド 6

花々の饗宴



スライド 7

豊かな水脈が



スライド 8

育むいのち



スライド 9

サンゴの海



島を取り巻くサンゴの海は、森から流れてくる栄養分をもらって多種多様の海域動植物を育て、山・川・海が一体となった島嶼生態系を織りなしている。このように「生物多様性の宝庫」と言われるやんばるは、世界自然遺産の候補地である琉球諸島の中核となるべき価値を持っている。

スライド 10



スライド 11

古宇利島の自然海岸です。下は海岸の海草藻場で、タツノオトシゴがいますね。これは名護市東海岸嘉陽のキョウといわれる岩で、ニライカナイからいらっしゃる神様が部落に入る前に一旦休まれる場所ということで、地域の人達の聖地になっています。そこに降りられた神様は、浜に部落のカミンチュ(神人)が出てお招きして、初めて部落のほうにおいでになると言われています。左下のほうは、この嘉陽の海岸で穫れたミジュンです。今でもみんながよく投網を投げて獲っています。



スライド 12

しかし一方で、やんばるの自然の現状は極めて危機的です。これは名護市の瀬嵩、私の住む二見以北の地域ですけど、ゴルフ場の造成をやっている写真です。都市化した中南部から週末になると沖縄の原風景を求めて多くの人々がやんばるを訪れます。しかし実は、やんばるにも原風景はほとんど残っていません。海岸線一つをとっても、国頭村の最北端に至るまで、人工護岸、人工ビーチ、人工リーフのオンパレード

ですね、実態は。左の写真は、国頭村の安田です。一見見ると、とても綺麗な自然海岸のように見えるんですけど、実は今指している所に人工リーフがあります。ここには以前テトラポットがあって、それが見苦しいということでテトラポットは撤去したんですけど、その代わりに人工リーフ。でも専門家のお話では、この人工リーフはほとんど波を消す役目は果たしていないということでした。浜のほうも実は人工ビーチなんですね。右上は国頭村の辺土名の海岸です。ここも隣に港ができたために、浜がどんどんえぐられて人工ビーチを作らざるをえない状況です。ここに人工岩というか、実物を見たらぎょっとするような、ディズニールランドから持ってきたかと思われるような奇妙なものが作られています。この下のほうは名護市西側の東江海岸です。今ちょうど人工ビーチを作るために砂を入れている最中です。その砂が外洋に行かないように囲ってありますが、この隣にあるのが人工リーフ。現在の名護市街地の海岸線というのは埋立地ですので、すぐそこにサンゴ礁があるんです。この左側の所がサンゴ礁ですね。わずかに残ったサンゴ礁まで砂で埋めて、そしてその先にまた人工リーフを作るというような、とても矛盾した工事が行われています。これは貝の研究者で沖縄各地の海岸を調査していらっしゃる名和純さんという方が作られた2010年の図ですが、これだけいっぱい人工ビーチだらけというのが分かる

3 自然破壊と暮らしの破壊



スライド 13

皆伐



スライド 14

人工リーフと養浜事業



スライド 15

青い海・白い砂 トロピカルな人工ビーチは 生きものの気配のない「沈黙の海」



スライド 16



スライド 17

公共事業と自然破壊

- 繊細でもろい島の生態系に合わない全国一律の工事基準は破壊力が大きい。陸地の開発によって流れ出す赤土が、島を取り巻くサンゴ礁の内海(イノー)に致命的の打撃を与え、生産性が高く帆漕のときにもシマンチュを餌えから救ってくれたイノーは見捨てられた。沿岸漁業は成り立たなくなり、ウミンチュが基地や埋立ての補償金に頼る構造が生まれた。
- 自然が破壊されると、自然の恵みに依拠した暮らし(半農半漁の豊かさ)は成り立たなくなる。やんばるでも土木建設業に従事する人が増え、ますます自然破壊が進む。自分たちで自分たちの生存基盤を掘り崩しながら生活せざるを得ない構造をどう転換させていくかが問われている。観光振興によるオーバーユースも今後の課題である。

スライド 18

と思います。既に本島だけで40以上。これからもまた計画がありますし、沖縄の人工ビーチは全国一とされています。

やんばるの森には約8000ヘクタールに及ぶ北部訓練場と呼ばれる米海兵隊のジャングル戦闘訓練センターがあります。そのほとんどは国有林です。ここで様々な軍事訓練が行われて、近隣住民に被害を及ぼしていますが、今また、皆さんよくご存知だと思いますけど、住民の反対や抵抗を蹴散らしてオスプレイの新設工事が強行されています。一方で、ここに一番良いまとまった森が今まで残されてきた。これからはもちろん分かりませんが、今までで言えば残されてきたという、皮肉で逆説的な事実があります。それは訓練場以外の森が、高率補助金を使った、このような皆伐や不要不急の林道建設、過度のダム建設などによって破壊・寸断されてきたからです。もちろん残っている訓練場内の森も、枯葉剤とか様々な汚染や破壊が行われているんですけど、ただ私たちは中に入って調査できませんので、外観的には一番良い森がまとまっている、残されているという皮肉な現実があります。

琉球の島々の自然は、ガラパゴス諸島に優る多種多様性を持っていますけれども、島が小さいために、それぞれの数は極めて少なく、開発の圧力に弱いのです。繊細でもろい島の生態系に合わない全国一律の工事基準はとて破壊力が大きいです。陸地の開発によって流れだす赤土が、島を取り巻くサンゴ礁の内海(イノー)に致命的な打撃を与え、生産性が高く飢饉の時にも島人を飢えから救ってくれたイノーは見捨てられてしまいました。沿岸漁業は成り立たなくなり、ウミンチュ(漁師)が基地や埋め立ての保障金に頼る構造が残念ながら生まれています。自然が破壊されると、自然の恵みに依拠した暮らしは成り立たなくなります。やんばるでも土建業に従事する人が増え、ますます自然破壊が進んでいます。自分たちで自分たちの生存基盤を掘り崩しながら生活せざるを得ない構造をどう転換させて

いくかが今問われています。沖縄県は観光立県を標榜してますけど、観光振興によるオーバーユースも今後の課題だと思います。

現在、やんばるは二つの大きな基地問題に直面しています。一つはさきほどから言っているように、辺野古・大浦湾沿岸域に建設が計画されている新たな米軍基地、それから東村高江のオスプレイパッド新設問題です。これらは、いずれもオスプレイ配備訓練のためのもので、この二つは連動しています。さ



スライド 19

きの写真は、私達二見以北十区の会が今日もやるんですけど、毎週土曜日午後6時半から7時までの30分間、キャンプ・シュワブの第1ゲートの前でやっているピースキャンドルの様子です。辺野古新基地に反対する住民運動が始まって17年、そして辺野古海岸での座り込みが始まってから9年半になります。その間、海上でのボーリング調査阻止行動とか大変なことがいっぱいありましたけど、幸いにも皆さんの協力や支援を得て、基地建設を止めています。高江のオスプレイパッド反対の座り込みも、今も本当に大変なたたかいが続いていますが、もう既に6年以上になっています。この写真の左上は

高江のオスプレイパッド建設を強行しようとして、沖縄防衛局や業者の人たちが押し寄せてきている所です。下の2枚は、前政権の民主党政権の時に鳩山首相が、「最低でも県外」と言ったのをひっくり返して、やっぱり名護市に作らせてくださいと言いに来て、名護市民会館で市長と対談した時、鳩山さんとの対談を終えた市長が市民の前に出てきて報告をした時の写真です。左下は北山高校の生徒たちがその時に作って展示したハリボテジュゴンの写真です。子どもたちも一緒にジュゴンを守ろうという声を出しています。

基地被害には、建設時の自然破壊、生活破壊、騒音や事件事故による生活破壊、環境汚染などの他に精神的被害も大きいと思います。基地の見返りのカネによって、健全な経済活動が疎外され、今は依存症とも言うべきものが進行しています。私は新基地建設のターゲットとされた名護市東海岸で暮らす中で、地域の人々の意識や精神が基地問題によって歪められ、自然だけでな

く地域コミュニティそのものが破壊されていくことを痛感してきました。2010年には辺野古の海にも陸にも基地を作らせないと公約する稲嶺市政が誕生し、地域はようやく自立への道を歩み始めていますが、うちの市長に対する攻撃はどんどん激しくなっています。もうすぐ来年1月には市長選があるんですけど、本当にこの市政を守りぬけるかどうかは今当面の私達の最大の課題です。

琉球諸島が知床や小笠原諸島と同時に世界自然遺産の候補地に選定されながら、この2つと違って未だに世界遺産の指定を受けられないのも基地問題の所以だと思います。世界遺産の中核となるべき森が、さきほどの北部訓練場ですね、米軍用地になっているため、日本の法律が適応されない、つまり保護区にできない。それから、海には基地計画があるために、日本政府が保護する気が全くないというようなことが大きなネックになっていると思います。世界遺産指定のためには、まず国内法で保護されていなければならないからです。

次に、私達が今やっている北限のジュゴンの調査について、少しお話したいと思います。この写真は、通称「ジュゴンの見える丘」、嘉陽と天仁屋という所の間にあるんですけど、私が沖縄一綺麗な場所ということで自慢して、人を案内している場所です。ここから見える海が、私達の調査の主なフィールド



スライド 20

世界自然遺産へのハードル

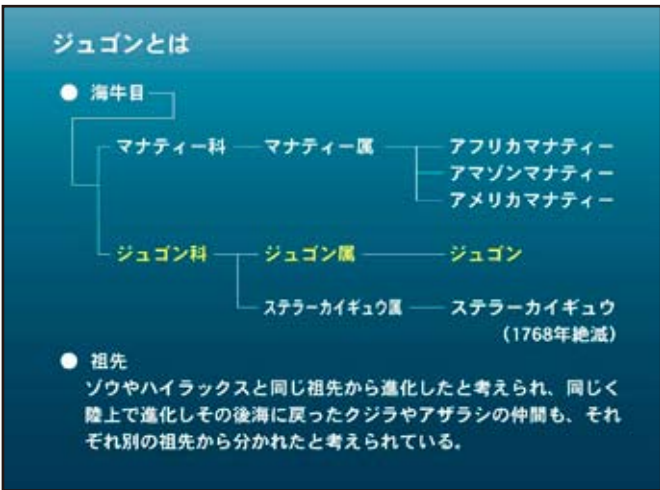
- 琉球諸島が知床(北海道)、小笠原諸島と同時に世界自然遺産の候補地に選定されながら、前2者と違って未だに世界遺産の指定を受けられないのも、基地問題の故である。

世界遺産の中核となるべき森が米軍用地になっているため日本の法律が適用されない(保護区にできない)こと、海には基地計画があるため日本政府が保護する気がないこと、等が大きなネックになっている。世界遺産指定のためにはまず、国内法で保護されていなければならないからである。

スライド 21



スライド 22



スライド 23



スライド 24

ドです。先ほどのキョウという岩が真ん中に見えますね。ちょうど白鳥が羽根を広げたような綺麗な海岸線が広がっていて、このような自然海岸というのはもう残り少ないんじゃないかと思います。ちょっと霞んでいて見えにくいんですけど、今指している所あたりが、キャンプ・シュワブのある辺野古崎、その前に平島、長島があります。これは安部オール島です。この安部オール島のちょっと沖のほうがよくジュゴンが通る場所で、ここでよく目視もされています。

ジュゴンの説明についてはレジュメのほうにも書いてますのでさっといきますけど、ジュゴンは海に住んでいるけど私達と同じ哺乳類で、海牛目ジュゴン科ジュゴン属に属しています。象と同じ祖先から進化したと考えられていて、彼らが食べる海草は陸上の植物と同じように光合成をして、花も実もつける。陸上からもう一回海に戻った植物と言われていますけど、ジュゴンも同じように一度陸地に上がった動物がもう一回海に戻ったというふうに推測されています。ジュゴンが住んでいるのは、西太平洋から東アフリカにかけての暖かく浅い海です。本当に条件が限られているので、住む範囲が限られてるんですね。今一応、世界に約5万頭と言われてますけど、もうちょっと減ってるかもしれません。その大方がオーストラリア、パプアニューギニア海域に生息して、残りが各沿岸に孤立して生息しているというのが、世界の分布の状況です。

沖縄のジュゴンについてですが、これは世界最北端の孤立した個体群で、沖縄県や環境省の絶滅危惧種IA

類にランク付けされています。国の天然記念物にも指定されてはいますが、右側を書いてあるように、絶滅の恐れがある野生動植物の種の保存に関する法律、いわゆる種の保存法には指定されていません。有効な対策が行われないまま、どんどん数を減らしているというのが実態です。辺野古に基地を作るためのアセス調査のなかで、ジュゴン（沖繩）を小型飛行機で追い回して1年間だけ生息数は調べたんですけど、そこで確認されたのが3頭です。最少個体数3頭ということになっていますが、実際には数え方によって随分変わるんですね。専門家の中には同じ調査で十数頭の計算もできるということをおっしゃられていますので、実際に何頭いるかというのはまだ分かっていません。ただ、少なくとも3頭はいるというのは確実ですね。IUCNの世界自然保護会議でも、沖繩の森に住んでいるノグチゲラとともに3度のジュゴン保護勧告が行われていて、基地を作ったら絶滅してしまうということも言われているんですけど、日本政府はそれに一切答えないで、有効な保護対策は今まで行われていません。これは防衛省がアセスでやったジュゴン目視調査の結果で、アセスの書類の中に出ています。この中でも、やはり金武湾から名護市東海岸に至る海域と、古宇利島周辺海域がジュゴンの保全上最も重要な海域だということが分かります。

これは米軍のキャンプ・シュワブを海の上の空から撮った写真ですけど、この岬の先端をまたぐようにして両方を埋め立てて作ろうとしているのが現在

沖繩のジュゴンの現状

- 世界最北端の孤立した個体群
- 絶滅危惧種 I A類



(沖繩) 「絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律」には指定されていない

県、環境省

- 国の天然記念物

スライド 25

沖繩のジュゴンの現状

- ◆古宇利島周辺 > 2頭(親子と推定)嘉蔭、大浦湾に逸征も
- ◆嘉蔭周辺 > 1頭
- これまでにわかったこと

1. ジュゴンが継続的に確認されている海域は沖繩島周辺に限られ、主に金武湾から名護市東海岸に至る海域と古宇利島周辺海域であること。
2. 親子のジュゴンや繁殖行動の観察が複数あることから、ジュゴンがこの海域で繁殖していること。
3. ジュゴンの食み跡は名護市嘉蔭海域で300本以上、古宇利島海域でも100本以上あることから、これらの海域は特に重要な餌場と考えられること。

国のアセスで実施された小型飛行機によるジュゴン目視調査の結果(2008年3月～2009年2月)

金武湾から名護市東海岸に至る海域と古宇利島周辺海域は、ジュゴン保全上最も重要な海域であること



スライド 26

生息地への米軍基地移設

沖繩本島最大の海草藻場が広がる辺野古

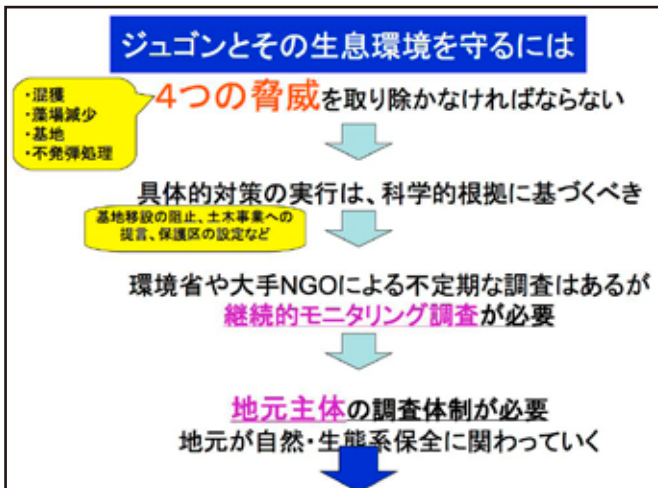


米海兵隊
キャンプ
シュワブ

スライド 27



スライド 28



スライド 29



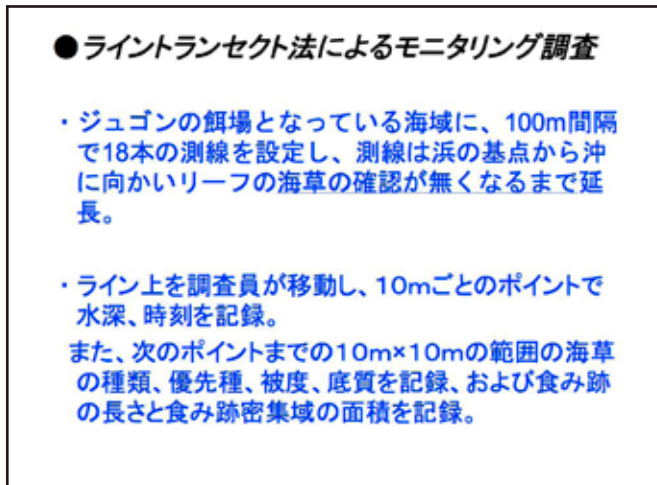
スライド 30

の基地の計画ですね。ここはかつては辺野古の人たちの田んぼや畑だったところで、そして沖縄戦の末期には本部半島の今帰仁、本部、そこに疎開していた伊江島の人たちが部落ごと軍用トラックに積み込まれ、ここに運ばれてきて、民間人収容所として使われていた場所でもあります。

今、沖縄のジュゴンの生存を脅かす4つの問題があります。一つは定置網や刺し網にジュゴンが引っかかってしまう。ジュゴンは私たちと同じ肺呼吸なので、網にかかってしまうと呼吸ができなくて死んでしまいます。それから、先ほどから言っているように、陸地が過度に開発されて、そこからの赤土汚染が一番大きいんですが、私達の生活から出る様々な排水も含めて海草藻場を減少させています。あるいは埋め立てもそうですね。海草は沿岸の海岸に近い、光のよく通る浅い海にしか生えませんが、そこが真っ先に埋め立ての犠牲になりますので、そういうことでも海草藻場が減少している。それから先ほどから言っているように基地建設。この写真はちょっと見づらいんですけど、辺野古のキャンプ・シュワブの前にリーフがあるんですが、そのリーフに、米軍が演習をしている最中に水陸両用車が引っかかって、沈没した時の写真です。あとは不発弾処理、これもかなりジュゴンにとっての脅威です。沖縄戦の時の不発弾が、海域にもまだかなり残っている、それから陸地に残っているものも海に運んで爆破処理するというのもあって、これがかなり大きな影響を与えています。やむを得ない場合もあると思うんですけど



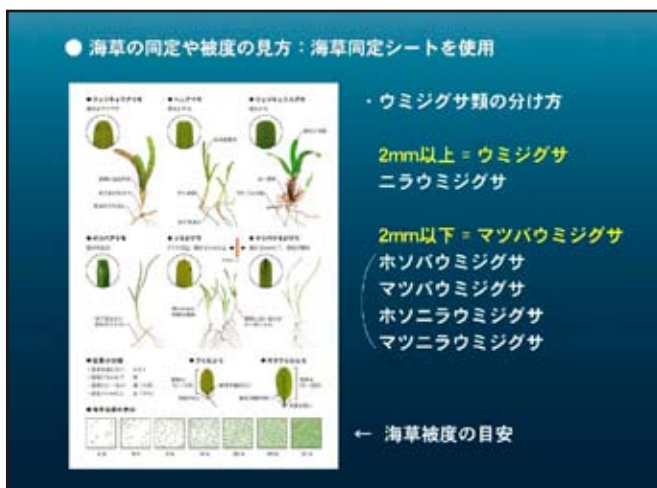
スライド 31



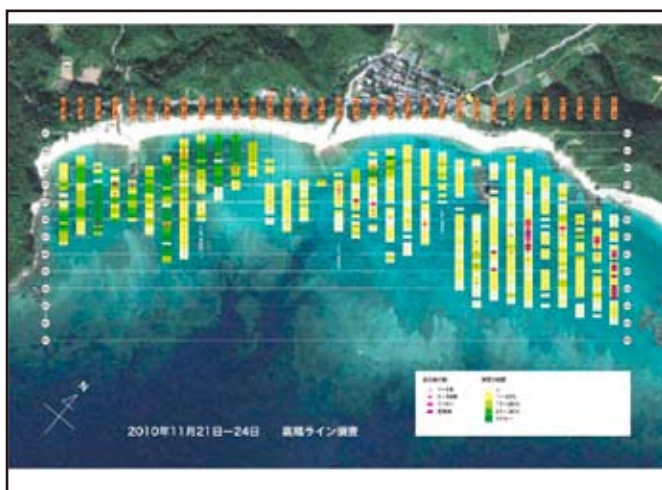
スライド 32



スライド 33



スライド 34



スライド 35



スライド 36

ど、最低限でも事前通告なり、ちゃんと周りを調べて、ジュゴンが近くを泳いでいないかどうか調べてからやってほしいということを私達は要請しています。

私達はどんな活動をしているかという、これが調査風景です。これは海草藻場にあるジュゴンの食み跡です。ジュゴンは地下茎ごと掘り起こしながら海草を食べていくので、食べた跡がこうやって筋になって残ります。食み跡とかジュゴントレンチと呼んでますが、これを私達は調査しています。「昨日、ジュゴンが食べてるみたいだね。2、3日前に食べてるみたいだね」と、海草は食べた後にまた生えてきますから、その生え具合で大体推測できるわけですね。これを調査しています。

以前はマンタ法という、船に棒を渡してその両側に調査員が掴まって海底を見ていくという調査をやっていたんですけど、現在の私達の主なフィールドである海域はとても水深が浅いので、船はなかなか難しいということで、今はライトランセクト方式というやり方で調査しています。これはジュゴンの餌場となっている海域を100m間隔で、18の測線を設定し、測線を浜の基点から沖に向かって、リーフ内の海草の確認がなくなるまで延長します。そのライン上を調査員が移動しながら泳いで、10m毎のポイントで水深、時刻を記録します。そしてまた次のポイントまでの10m×10mの範囲の海草の種類、優占種、被度、底質、食み跡の長さや食み跡密集域の面積を記録します。左の写真が調査しているところですけど、沈子ロープという鉛を入れた沈むロープを伸ばして、その線の上を調査していくんですね。右の上のほうはとてもはっきりした食み跡、下のほうは食み跡がもう密集してほとんどはげている状態です。ジュゴンが好む藻場というのはこのような状況になっています。調査員はこういう海草の種類や被度なども見ながら、記録していきます。調査には私達のメンバーだけでなく、多くの市民がボランティアで参加してくれています。右側はラインを引くための標識を設置しているところなんです。左のほうは調査風景です。こうやってカメラでちゃんと安全確認もしながら調査を行なっています。

調査以外に、一般市民にジュゴンの住んでいる自然の豊かさとかジュゴンという生き物を知ってもらうための自然観察会も行なっています。主に親子を対象にしていますけど、とても人気があります。右下は大雨で外に出られなかった時にやった、「あーまんシアター」という、浦添の鹿谷さん達が来てやってくれたもので、これもとても好評でした。それ以外に、歴史文化調査も行なっています。人とジュゴンとの関わりというか、かつてジュゴンの生息していた地域の環境や人々の関わりを調査しています。

私達のジュゴンの食み跡調査など市民活動の目的は、沖縄の海に今後もジュゴンが生き続けられる環境を保全していくことです。ジュゴンはまだまだ謎の生き物で、その生態も十分には解明されていません。人間活動による様々な脅威にさらされているジュゴンは、謎のまま絶滅へと向かうのか、私たちはそれを手をこまねいて見ているだけでいいのか、いつも自問自答しています。絶滅に瀕したジュゴンの生息域の中心であり、北部で最大かつ良好な海草藻場が広がる辺野古海域を埋め立てる新基地建設計画は、埋め立てや海流変化による海草藻場の消滅、船舶や航空機の騒音などでジュゴンを絶滅へと追いやるだけでなく、私達地域住民の命と暮らし、文化を支えてきた自然環境と生活環境を破壊し、取り返しのつかない結果を招きます。次世代に対する責任という点からも、辺野古新基地建設は絶対に認めることはできません。

私たちはまた、ジュゴンの生息環境を調査するなかで、沖縄の海岸環境のあり方を考えさせられました。これは私達のフィールドである嘉陽海岸に今建設中の、これは県の事業ですけど、エココースト事業ということで行われている護岸事業です。防災と自然環境保全が両立する、沖縄型の公共工

事の方向性を、事業者である沖縄県北部土木事業所と私達は2年ほどにわたってずっと意見交換し、あるいは水循環とか湧水システムを研究されてる研究者の方を紹介したり、それから琉大の海岸工学の専門家である仲座栄三さんなども一緒に、行政とともに意見交換をしたり、事業の改善を図ったりという活動も行なってきました。現在、嘉陽の集落前は完成して、廃校になった旧嘉陽小学校(私達の地域は過疎がどんどん進んで、小学校4校が統合され、嘉陽小学校も廃校になった)の部分はセットバック方式という新しい方式、沖縄でも初めての試みということで、これから工事が行われることになっています。これは行政が私達NGOの声にもきちんと耳を傾けて改善を図ってきた成果だと私達は思っています。

ジュゴンの生息環境を保全すること、それは単に「ジュゴンを守れ」ということではないと思っています。環境の指標としてのジュゴン、それは、ジュゴンが生きられない環境は私達人間にとっても生き難い環境ですし、ジュゴンが生きられる環境は私達人間にとっても生きやすいということなんですけど、つまりジュゴンを守ることは自分自身を守ることに他ならないということで私達は活動を行なっています。沖縄の基地問題は、私達がどんな未来を選ぶのかを問うています。破壊され、汚染された大地と海、騒音や事件事故に暮らしと健康を脅かされながら、基地の見返りのカネにすがって生きるのか、それともこの島の本来の豊かな自然と、それに依拠した暮らし、文化を、ジュゴンをはじめとする生態系の一員として取り戻していくのか、沖縄のジュゴンはそれをずっと見守っているのではないのでしょうか。

これで終わります。ご清聴ありがとうございました。



スライド 37



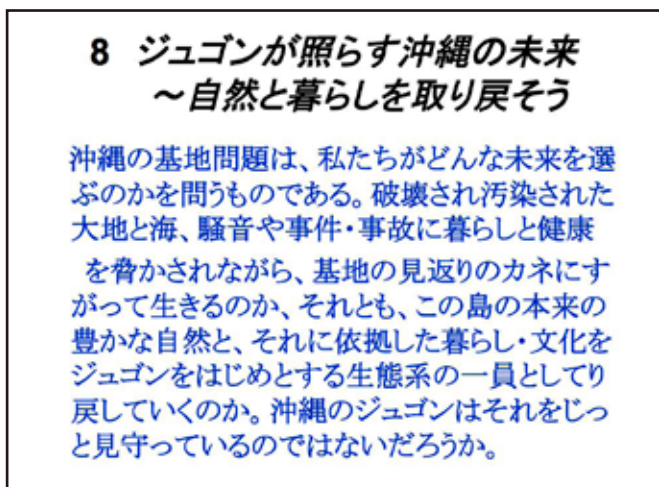
スライド 38



スライド 39



スライド 40



スライド 41



スライド 42

成定:ありがとうございます。ご質問ある方、もしいらっしゃいましたら挙手してお願いしたいと思います。初めに、お名前をいただいて、その後に来ましたらご所属をいただけたらと思います。どなたかいらっしゃいますでしょうか。はい、お願いします。

宮北:熊本学園大学の宮北といいます。95年以降、嘉手納の爆音訴訟には少し関わっていたんですけど、それ以降沖縄にはあまり足を運ぶことができなくて、今日大変興味深くお話を聞かせていただきました。それで、運動を進めていくうえでの困難さというか課題の一つに、基地依存症という言葉が出ましたけれども、沖縄全体の基地依存というよりも、名護や辺野古においてどういう実際の難しさを抱えておられるのか、少しお話をいただけますか。

浦島:私の所属している、ヘリ基地いらない二見以北十区の会というのは、97年に結成した時には本当に地域ぐるみの反対運動だったんですね。10の小さな区があるんですけど、その区長さんたちが先頭に立って、名護市内でデモ行進をやったりするくらい地域はまとまっていたんですが、それを切り崩そうとして、様々なことが行われてきました。主にはお金ですね。各集落の公民館が防衛省予算で全部新しく建て替えられたり、診療所も消防署も防衛省予算で、学校も防衛省予算で建てられました。区長さんたちが防衛省に頼めば何でもやってくれる、っていう錯覚を起こしまして、前市長時代には、名護市がうちの区長さんたちを全部引き連れて防衛省に行って、あれを作ってくれ、これを作ってくれと要請し、防衛省から「自分の足で立て」と言われるという、非常に恥ずかしいこともありました。ただ、長く時間が経つなかで、地域の人たちが気付き始めたんですね。私達の地域はとても貧しくて、国政選挙の時には選挙カーは1台も回ってこないような、地域が広くて票が少ない場所なんです。だから見捨てられてきた地域なんですけど、そこにつけこんで防衛省がいろんなお金を注ぎ込んできて、確かにお金はいっぱい落ちたんですけど、じゃあ十何年間経って、果たして地域は豊かになったのか。基地が来れば雇用も上がるとか、いろんなことが言われたけど一体現実はどうなのかというと、学校はさっき言ったように子どもたちが減って廃校になるし、小さな土建業はどんどん潰れていくし、おかしいぞと。やっぱり基地絡みのお金で決して地域は豊かにならないということをみんなが感じ始めて、それで2010年に「海にも陸にも基地は作らせない」という公約を掲げた稲嶺市長を誕生させることができた。これは第2の市民投票と呼ばれました。97年の市民投票の時には本当に名護市民が自分の仕事や家庭も犠牲にするような活動をして、基地NOという発信を世界に向かって行ったんですけど、その時に匹敵するような選挙と言われたんですね。稲嶺市長になって国のほうは、米軍再編交付金という、米軍基地の建設に協力した度合いに応じて出すという金を全部打ち切ってきました。だから稲嶺になったら名護市は潰れるというふうに悪い噂を流す人たちもいたんですけど、実際にはそういうことには幸いにもなっていません。稲嶺市長は私の住んでいる集落の出身なんですけど、地域から出た市長ということもありますし、やはりお金がないと知恵が出るんですよ。「わんさか大浦パーク」というのがあって、これは前市長の時代に100パーセント防衛省予算3億2000万円を投じて作られた建物ですけど、ここで地域の農産物を売ったりいろんなイベントをやったりしています。これは米軍再編交付金を当てにして、運営資金も交付金から出すという口約束で前の市長が作ったんですけど、運営資金となるべき米軍再編交付金が全部打ち切られましたので、じゃあどうやって運営するかということで地域は非常に苦悩しました。でもお金がなければ知恵が出るもので、みんなで話し合っ、もう一

度ここを拠点にして地域をなんとか盛り立てていこうということで、今は市のバックアップも色々あるんですけど、良い形で地域住民が今までのしこりを捨てて、またもう一回まとまるという空気が出てきています。ただ、もし次の市長選挙で仮に現市長が落ちるようなことがあれば、また元の暗黒の地域に戻るんじゃないかという心配があるので、私達はなんとしてもそうさせてはいけないということで頑張っているところです。

成定:他にどなたかいらっしゃいますでしょうか。

比嘉:沖縄の養豚研究をしております、日本学術振興会の比嘉と申します。よろしくお願ひいたします。大変興味深く拝聴いたしました。私がすごく興味をもったのが、私は非常勤講師を群馬県立女子大学で前期してしまして、ちょうどジュゴンの裁判の話を授業で取り上げたこともあって、すごく興味深く拝聴したんですが、最後の8節の所で、ジュゴンを守ることは自分たち自身を守ることであるとおっしゃってたのがすごく印象に残っているんですが、その時に重要になってくるのが、生活全般との結びつきが重要になってくるかとお話を聞いていて思ったんですが、つまりどういう事かと言いますと、例えばこういう運動を展開する際に、運動により多くの一般市民を動員していくということが一つの途中の目的になってくると思われるんですが、その時に一般市民に対してジュゴンの希少性を示すというだけではなくて、ジュゴンと人の、つまりジュゴンと地域の人々との結びつきというのをいかに示すかというのが一つのキーになってくるのかなという風にお話を聞いていて思いました。そこでちょうど写真でお見せいただいた、6節の所で、ジュゴンの骨の腕輪の写真がすごく興味深く見ていたんですが、その辺の人工物というか、ジュゴンの骨の腕輪が残されているということがやはり地域の人々とのジュゴンとの関わりを示す一つの印になってくるんじゃないかなと思ったんですが、その辺の歴史文化調査のお話など少しお伺い出来ればとすごくありがたいのですが、すみません、よろしくお願ひします。

浦島:それは鈴木雅子のほうが詳しいと思うので。

鈴木:私達は2004年から文化調査、まるまる1年かけて2005年にまとめたんですね。それは八重山を中心にまとめられて1冊の報告書(「沖縄のジュゴン保護のために確保すべき生息環境についてのヒヤリング及び文献調査」2004年度プロ・名ツアー・ファンド助成活動報告書)にはなったんですが、その後も継続的に調査はしてるんですけども。ともかく基地問題で、いかに海底に穴を掘らせないととか体を張ってまして2004年より防衛局による辺野古海底ボーリング開始から始まる座り込み等の基地建設阻止行動、なかなかまとめることができなくて。今もヒヤリングや文献調査を継続して、今のところなかなか離島調査に行く時間的余裕がないので、本島周辺に意外とジュゴンにまつわる文化や歴史が残ってるんですね。ですからそれを少しずつ採録はしてるんですが、問題は非常にジュゴンと関わりをもった、昔食べたとか獲ったとか見たっていう人たちがどんどん高齢化してしまっていて、結構色んな人に出会ってはいるが、その方が亡くなっていってしまう現実があるので、本当は基地問題なんか放ってそっちをやらなきゃいけないんですが、本当に調査と抵抗運動の股裂き状態で、ともかく記録は取っていますがまだまとめてないですね。今回1月に稲嶺市政が再びちゃんと名護市を担ったら、そうしたら

少し安心してまとめ作業なりヒヤリングをお願いしている色々な方たちにもう一回聞き取りに行かなきゃいけない、本当に心苦しい。

比嘉:基地問題の話をした時に、学生さんたちのほうもすごく沖縄でないということもあって、基地問題に関してやはり関心が低いところに、ジュゴンを媒介にすることによって自然環境に対する興味というのを引きつけながら、基地問題の問題をあぶり出していくという所で、自然に対する興味とそこにひっついてきてるという形で自然に対する興味が米軍基地への興味が広がっていく、そっちのベクトルがすごく一つの回路になるかなというものがあったので、こういう質問をさせていただきました。

成定:ありがとうございました。少し時間がありますが、もう一つくらいもしありましたら。あともしディスカッションの前にまたありましたら、その時にお願いたしたいと思います。ではどうも、鈴木さん浦島さん、ありがとうございました。

成定:はい、ありがとうございました。次は、沖縄生物多様性市民ネットワークの吉川秀樹さんにお話を伺います。

報告要旨:「ジュゴンが照らす沖縄の自然と暮らし」

浦島悦子 (2013年9月14日)

1 沖縄の基地問題と環境問題はコインの裏表

沖縄の環境問題と基地問題は同じコインの裏表と言ってよい。地上戦によって焦土と化した島を占領した米軍は「銃剣とブルドーザー」で有無を言わず基地建設を強行し、自然破壊や環境破壊を行った。「日本復帰」後も県民の意思や願いに反して基地はますます強化され、基地の見返りとしての高率補助金や振興策による過度の開発が、沖縄戦の「鉄の暴風」を上回るといわれる自然破壊をもたらしてきた。

2 やんばるの自然(山・川・海)

やんばるの森はイタジイを優占種とする亜熱帯照葉樹林で、地球上でも希有の生態系を持ち、多種多様の固有の生き物たちを育てている。日本の面積のわずか0.1%にもならないやんばるに、日本全体の27%の高等植物が自生し、単位面積当たりの動物の数は本土の50倍以上。国の特別天然記念物・ノグチゲラやヤンバルクイナをはじめ、地球上でやんばるだけに生息する動植物は190種以上に及ぶ。

また、島を取り巻くサンゴの海は、森から流れ出る栄養分をもらって多種多様の海域動植物を育て、山・川・海が一体となった島嶼生態系を織りなしている。このように「生物多様性の宝庫」と言われるやんばるは、世界自然遺産の候補地である琉球諸島の中核となるべき価値を持っている。

3 自然破壊と暮らしの破壊

しかし一方で、やんばるの自然の現状はきわめて危機的である。都市化した中南部から週末になると「沖縄の原風景」を求めて多くの人々がやんばるを訪れるが、実はやんばるにも「原風景」はほとんど残っていない。海岸線一つをとっても、国頭村の最北端に至るまで人工護岸、人工ビーチ、人工リーフのオンパレード、というのが実態である。

やんばるの森には約8000ヘクタールに及ぶ米軍訓練場(海兵隊のジャングル戦闘訓練センター。そのほとんどは国有林)がある。ここでさまざまな軍事訓練が行われて近隣住民に被害を及ぼし、今また、住民の反対や抵抗を蹴散らしてオスプレイ新設工事が強行されている。一方で、ここにいちばんいいまとまった森が残されてきたという皮肉で逆説的な事実がある。訓練場以外の森が、高率補助金を使った皆伐や不要不急の林道建設、過度のダム建設などによって破壊・寸断されてきたからである。

琉球の島々の自然は、ガラパゴス諸島に勝る多種多様性を持っているが、島が小さいためそれぞれの数はきわめて少なく、開発の圧力に弱い。繊細でもろい島の生態系に合わない全国一律の工事基準は破壊力が大きい。陸地の開発によって流れ出す赤土が、島を取り巻くサンゴ礁の内海(イノー)に致命的の打撃を与え、生産性が高く飢饉のときにもシマンチュを飢えから救ってくれたイノーは見捨てられた。沿岸漁業は成り立たなくなり、ウミンチュが基地や埋立ての補償金に頼る構造が生まれた。

自然が破壊されると、自然の恵みに依拠した暮らし(半農半漁の豊かさ)は成り立たなくなる。やん

ばるでも土木建設業に従事する人が増え、ますます自然破壊が進む。自分たちで自分たちの生存基盤を掘り崩しながら生活せざるを得ない構造をどう転換させていくかが問われている。観光振興によるオーバーユースも今後の課題である。

4 やんばるの基地問題(辺野古・大浦湾、高江)

現在、やんばるは2つの大きな基地問題に直面している。名護市東海岸の辺野古・大浦湾沿岸域に計画されている新たな米軍基地(普天間飛行場代替施設)および東村高江のオスプレイパッド新設問題である(いずれもオスプレイ配備・訓練のためのもので、この2つは連動している)。辺野古新基地に反対する住民運動が始まって17年、座り込みが始まってから9年半になり、基地建設を止めている。高江のオスプレイパッド反対の座り込みも6年以上になった。

基地被害には、建設時の自然破壊・生活破壊、騒音や事件事故による生活破壊、環境汚染などのほかに精神的被害も大きい。基地の見返りの「カネ」により、健全な経済活動が阻害され、「依存症」が進行している。

私は、新基地建設のターゲットとされた名護市東海岸で暮らす中で、地域の人々の意識や精神が基地問題によりゆがめられ、自然だけでなく地域コミュニティそのものが破壊されていくことを痛感してきた。2010年に「辺野古の海にも陸にも基地を造らせない」と公約する稲嶺市政が誕生し、地域はようやく自立への道を歩み始めた。

琉球諸島が知床(北海道)、小笠原諸島と同時に世界自然遺産の候補地に選定されながら、前2者と違って未だに世界遺産の指定を受けられないのも、基地問題の故である。世界遺産の中核となるべき森が米軍用地になっているため日本の法律が適用されない(保護区にできない)こと、海には基地計画があるため日本政府が保護する気がないこと、等が大きなネックになっている。世界遺産指定のためにはまず、国内法で保護されていなければならないからである。

5 「北限のジュゴン」について(生態、生息域、海草藻場、脅威など)

ジュゴンとは:海生ほ乳類。海牛目(マナティーも同様)ジュゴン科ジュゴン属。祖先はゾウと同じと言われる。人魚のモデル。尾びれは三角形(マナティーはうちわ型)。世界的にも近年、急速に数を減らし、国際保護動物となっている。日本では国の天然記念物、絶滅危惧種に指定されているが、効果的な保護策は行われていない。

平均体長:2.5~3メートル 平均体重:250~400キロ 平均寿命:50~70年

性成熟年齢:9~10歳以上 出産:妊娠期間は約14ヵ月、3~5年に1回、1頭

餌:海草(うみくさ)のみ(葉や地下茎)。1日に体重の1割を食べると言われる。

性格:温和でおとなしい。臆病な反面、好奇心が強い。

呼吸:起きている時は1~5分間隔、睡眠中は約8分間隔。鼻孔にはフタがあり、海中にいる時はピタッと閉じ、海面に浮上して呼吸する時に開く。

生息域:西太平洋から東アフリカにかけての温かく浅い海。沖縄もその一つ。沖縄島周辺はジュゴンの生息域の東側北限。かつて奄美大島以南には普通に見られたが、近年のジュゴンの目撃例は沖縄島北部を中心に、その周辺に限られている。辺野古新基地建設に向けた沖縄防衛局の環境アセ

ス調査(1年間)では3頭が確認された。

海草:沖縄ではジュゴンをジャンまたはザンと呼ぶことからジャングサ、ザングサと呼ばれる。海藻とは別のグループ。沖縄の海草は18種確認されている。海草の生えている場所を海草藻場(ジャングサノミー)といい、ジュゴンが海草を食べた跡は筋状に残る。これを「食み跡」「ジュゴントレンチ」と呼ぶ。

ジュゴンへの脅威:乱獲や人間活動による陸域及び海域環境の変化によって激減したジュゴンに、さらなる脅威が迫っている。漁網による混獲、赤土や有害廃水の流入・埋め立て・浚渫などによる海草藻場の減少・消滅、船舶・航空機の騒音や震動、不発弾海中爆破処理など。

6 チームの活動(食み跡調査、観察会、文化調査)

北限のジュゴン調査チーム・ザンは、今や沖縄島北部だけに生き残っている沖縄のジュゴンがどんな環境で生息しているかを明らかにするための市民調査を行っているグループ。2006年、北米のジュゴン研究者を招いて食み跡の計測方法を学び、その後もフィリピンの海草研究者、国内の海生ほ乳類研究者などの助言・協力を得ながら、数少ないジュゴンに圧力をかけない方法で、ジュゴンの生態や生活環境のモニタリング調査を続けている。また、一般市民にジュゴンのことを知ってもらうための自然観察会、人とジュゴンとの関わりやジュゴンを巡る伝承・記録を調査する歴史・文化調査も行っている。

7 活動から見えてくるもの

私たちの市民活動の目的は、沖縄の海に今後もジュゴンが生き続けられる環境を保全していくことである。ジュゴンはまだまだ「謎の生きもの」で、その生態も充分には解明されていない。人間活動による様々な脅威にさらされているジュゴンは謎のまま絶滅へと向かうのか。私たちはそれを手をこまねいて見ているだけでいいのか。

絶滅に瀕したジュゴンの生息域の中心であり、北部最大かつ良好な海草藻場が広がる辺野古海域を埋め立てる新基地建設計画は、埋め立てや海流変化による海草藻場の消滅、船舶や航空機の騒音などでジュゴンを絶滅へと追いやるだけでなく、私たち地域住民の命と暮らし、文化を支えてきた自然環境と生活環境を破壊し、取り返しのつかない結果を招く。次世代に対する責任という点からも、辺野古新基地建設は絶対に認めることはできない。

また、私たちはジュゴンの生息環境を調査する中で、沖縄の海岸環境のあり方を考えさせられ、防災と自然環境保全が両立する沖縄型公共工事の方向性を沖縄県行政・地域住民・研究者との協働で模索していく活動も行っている。

8 ジュゴンが照らす沖縄の未来～自然と暮らしを取り戻そう

ジュゴンの生息環境を保全すること、それは単に「ジュゴンを守れ」ということではなく、「環境の指標としてのジュゴン(=ジュゴンが生きられない環境は私たち人間にとっても生き難く、ジュゴンが生きられる環境は人間にとっても生きやすい)」、つまり、ジュゴンを守ることは自分自身を守ることにはほかならない。

沖縄の基地問題は、私たちがどんな未来を選ぶのかを問うものである。破壊され汚染された大地と

海、騒音や事件・事故に暮らしと健康を脅かされながら、基地の見返りのカネにすがって生きるのか、それとも、この島の本来の豊かな自然と、それに依拠した暮らし・文化を、ジュゴンをはじめとする生態系の一員として取り戻していくのか。沖縄のジュゴンはそれをじっと見守っているのではないだろうか。

浦島悦子 プロフィール:

1948年鹿児島県生まれ。九州大学文学部卒。

1990年より沖縄在住。92～96年、やんばるの山を守る連絡会事務局。98年より名護市東海岸に住む。フリーランスライター。名護市史編纂調査員。ヘリ基地いらない二見以北十区の会共同代表。北限のジュゴン調査チーム・ザン会員。

著書に『やんばるに暮らす』『シマが揺れる』、辺野古4部作(95年から今日までの基地問題をめぐる住民運動の記録。『豊かな島に基地はいらない』『辺野古 海のたたかい』『島の未来へ』『名護の選択』)など。

Ⅲ. 報告②(吉川秀樹):緑の点をつなげること——エンパワメントとアカウンタビリティを求めて

吉川:皆さんこんにちは。沖縄生物多様性市民ネットワーク、ジュゴン保護キャンペーンセンター、それから沖縄大学の地域研究所の特別研究員の吉川と言います。浦島さんのジュゴンの話を受けて、僕のほうからは「緑の点をつなげること—エンパワメントとアカウンタビリティを求めて」という題で、話をしていきたいと思います。

辺野古で新基地を建設する計画があり、それをやっぱり僕たちは止めたいという思いがあります。なぜなら、まず僕自身、名護市民だからです。名護の小学校に4年生の時に転校してきてから、高校まで名護にいて、その後色んな所に行って名護にまた戻ってきたんですが、やっぱり自分の住んでいる所で基地が造られるというのは嫌だという思いがある。それでじゃあ自分に何ができるのかということで、色々な人たちと色々な活動をしてきました。先程浦島悦子さんのほうから名護の地元でどういう活動が行われているのかというのがありましたが、僕のほうからは、国際社会にこの問題を我々はどういうように訴えてきたのか、どのような形で基地問題を訴えて、どのような解決を模索しているのかというのを話していきたいと思います。

それで「緑の点をつなげること」という題ですが、これだけ聞いたら、「アートのクラスか何かって」この前自分の学生にも言われたんですが、よく分からないかもしれません。「緑の点」はどういう意味で言っているか。国際機関の中でも環境関係の色んな機関があります。IUCN国際自然保護連合であるとか、それからUNEP国連環境計画であるとか。それから色々な環境条約もあります。それが「緑の点」です。僕たちは、本当に知恵を絞りながら、それを結びつけることを一生懸命やってきたのですが、それが「緑の点をつなげる」ということです。その緑の点をつなげていくなかで出てきたことの一つが、エンパワメントです。僕たち住民が色々な知識をつけて、力をつけて、政府に対してモノを言う、その言い方を学んでいく、そういう意味でのエンパワメントです。それからもう一つが、アカウンタビリティ。これは日本政府がよく「説明責任」とかそういう言葉で訳をしていて、僕から言わせると「説明だけすればいいのか」という風に思うんですけども、もっと広い意味での「責任」ということです。緑の点を国際社会において結びつけることによって、国際機関にも責任を求める。それから僕たち自身にも責任を求める。そして日本政府にも責任を求めていく。そういう意味で、エンパワメントとアカウンタビリティを求めていくということで、この題をつけています。

「緑の点をつなげる」を、ダイアグラムにしてみたんですけども、こういう事になります。皆さんのほうから見て左上にあるのが、市民・NGO。これが僕たちです。そこでは色々な人たちがいて、色々な形で動いているのですが、その市民たちが、例えば訴訟、米国の連邦地裁のほうで訴訟を起こしています。これが「ジュゴン訴訟」ですね。それから、先ほど国際自然保護連合、IUCNが、ジュゴンの保護に関して勧告や決議を3度採択したという話がありましたが、それがこのIUCNです。それから「生物多様性条約(CBD)」であったりとか、ジュゴン訴訟との関係での米国の「海洋哺乳類委員会(MMC)」があり、そういった機関にも働きかけていっています。それからIUCNの勧告や決議というのは、日米両政府に対して、環境アセスをきちんとしなさいと勧告しているのですが、IUCNは、国連環境計画(UNEP)とボン条約(CMS)にもジュゴンを守りなさいという勧告を行っています。またそういう関係のなかで「ジュゴンの覚書(Dugong Memorandum of Understanding)」という制度ができてい

ますが、それが日米両政府にも声をかけています。それからIUCNは、奄美・琉球列島の世界自然遺産登録にも関わっています。それで、これまでのIUCNの勧告や決議との関わりの中で、いろんな形で沖縄県にも基地を造らせないようにプレッシャーをかけていくということもしています。緑の点をつなげていく中で、ジュゴンの保護と基地の建設を止めていくということ、このダイアグラムにしてみたわけです。

ではなぜ環境関係の国際機関とか制度に働きかけるのか、ということですね。それには色んな理由があるんですけども、まず最初に、1997年に基地を造るということで、当時の那覇防衛施設局が調査をしていくと、もう既にいなくなっていたと思われていたジュゴンが発見された。ジュゴンが発見されたということで、基地問題というものの政治的な側面だけではなく、環境的側面への関心も大きく広がっていったのということがあります。しかしもう一方で、ジュゴンは文化財保護法であるとか、水産資源保護法であるとか、鳥獣保護法であるとか、日本の色んな法律で守られていることは守られていますが、実際本当にこれらの法がちゃんと守られるか、どのように使われていくのかという点で、これまでの基地建設のプロセスを見ていくと、やはり日本の法律だけで大丈夫なのかということ、とても心配になったわけです。この写真は2004年ですかね、こういう形で、一般の市民、名護市の住民などが「海に座って」基地を作らせないようにしたのですが、なぜここまでしないといけないのか、法律はどこにいったんだ、日本の法制度はどうなってるの、そういう思いがあったわけです。つまり、日本の国内法や制度を使うことへの行き詰まり感がひとつ大きな理由として、海外の環境関係の国際機関、制度に目を向けるようにさせていったというのがあります。

それから、よくよく外を見ていくと、海外、国際社会見ていくと、ジュゴンの保護のための国際的機関とか制度、そういうものがちゃんと存在している。そしてそこに日米政府が締約国として関わっている。「ワシントン条約」であるとか、まあボン条約は日本は締約国ではないんですけども、色んな国際的な条約の中でジュゴンが守られている。後、IUCN国際自然保護連合とかそういう機関がある、国連環境計画がある、それらがジュゴン保護の色んなプログラムをもっている。それから米国の国家歴史保存法、National Historical Preservation Actというのがあるんですけども、そういう法律を使って米国のほうでもジュゴンを守るための、基地を造らせないための取り組みが出来るのではないかな。そのようなことで外のほうに目を向けていったわけです。

これは2002年にIUCNから出された、ジュゴンに関する調査報告書です。調査報告書のなかに、沖縄のジュゴンの事が、絶滅の危機に直面している事が書かれています。その報告書の中で使われている沖縄の調査というのはどこから来たかということ、雅子さん達がやった調査など、もともになっています。ですから、沖縄の地元で色々調査しているものが、こういう形で国際機関が発行するような調査報告書の中に反映されていくという中で、じゃあ国際社会というものに訴えていくこともできるのでは、と考えていったわけです。他にも僕たちは、国連人権理事会のほうにも、沖縄の先住民族として基地問題を訴えています。

それから、これはグローバル化との関わりもあると思うのですが、環境関係の国際的組織とか制度がもつ一つの文化というか認識、そういうものが存在していると僕は考えています。例えば、環境の保全については、これはいくら政府が旗を振って、あるいは国際機関が旗を振って「がんばろう」と言っても、地元の住民であるとか、NGOであるとかが参加しないと実際の環境保全というものにはつな

がりません。環境保全にはNGOや地域住民の参加が必要という認識が、やはり環境関係の国際的組織とか制度には一つの認識として、文化として根強くあるわけです。それからもう一つは、ネットワークの広がりです。ジュゴンの場合のネットワークは、太平洋からインド洋のアフリカの東海岸のほうまでジュゴンの生息地なので、広いネットワークがあります。しかし実際に研究している研究者というのはそれほど多くありません。ジュゴン関係のネットワークというものは、研究者が少ない分だけすごく親密であり、情報交換というものができていると思います。まあジュゴンは絶滅危惧種で少なくなっているんですけど、研究者自体も少ないということで、問題意識の共有がうまく出来ていると思います。

それから、海外のジュゴンの専門家と話して思うんですけど、専門家という立場での科学と政治の線引きが、海外の専門家にとってはやりやすいということも関係していると思います。例えばジュゴンの調査費についても、オーストラリアの専門家はオーストラリアの政府やその他の機関からもらっていて、別に日本政府からもらっているわけではありません。この基地問題というのはすごく政治的な側面を持っているんですけども、日本政府とあまり関係ないということで、色々言う事ができるのではないかと思います。他にもいろいろな理由があると思うのですが、科学と政治の線引きというものをきちっとやる海外の専門家が多いように私は思います。

またこれは当たり前なんですけれども、環境問題は国境を超えて存在してる。ジュゴンの場合も、移動する生物ですから、例えば東南アジアの沿岸、カンボジア、ベトナム、タイの沿岸沿いをジュゴンは移動しているわけですから、それを研究するのに国という単位でやっていたら難しい。そういう意味で国境を超えるジュゴンの生態に対して、国境を越えて専門家が意見を言うこと自体が一つの文化としてあるということ。つまり環境関係の国際的組織や制度が、いま話してきたような一つの文化を持っているのではないかと考えます。下のほうに書いてある「国際的なモラルへの期待」というのは、我々沖縄が、こういうジュゴンの研究や保護の活動をしている国際機関や専門家への期待を持っている、それを「国際的なモラルへの期待」ということでここに書いています。

じゃあ、具体的に緑の点をつなぐということはどういうことなのか、実際に国際機関に働きかけるということはどういうことなのか、がここに書いているような事になります。先ほど悦子さんの話を聞いてて、海に行って海草を見たりとか、そういうことがあったんですけど、僕たちの作業というのは地元のNGOが調査した情報を集めたりとか、あるいは防衛局が出してきた文書を読んだりとか、そういうのを収集・整理して、今度は自分のほうで文書を作っていくことです。こういう問題が起こっているから見てくれ、こういう状態になっている、という内容の文書を作成して関係機関に提出していく。そして必要であれば、プレゼンテーションとか交渉を行なって、沖縄の基地問題とジュゴン保護について関係機関に注目してもらおう。そういう活動をしています。そして、最終的には、その機関や制度にとって可能である対応を求め、そういうことをやってきています。

具体的に説明したいと思います。まず先ほど出てきた国際自然保護連合(IUCN)への働きかけです。IUCNというのは世界最大の自然保護機関で、1万人の科学者や専門家や、91の国、政府機関、NGOからなっていて、NGOもとても多いです。もちろん日本政府、それから米国政府もメンバーです。IUCNの活動としては、絶滅危惧種の保護であったりとか、そのためにレッドリストを作ったりとかがあります。それからここに書いている「IUCNの決議・勧告」というのがありますが、4年に1回開かれるIUCNの総会の中で、環境問題に対して、例えば、日本政府に対して、この場合だったら基地

を造ることに関連して、IUCNが総会で勧告を出していく、そういう仕組みがあります。この勧告・決議の仕組みがIUCNが世界の環境方針や環境政策を決めていくといわれる所以です。それからもう一つは、世界自然遺産を指定していくときに、UNESCOの諮問機関として候補地の評価の審査を行うのもIUCNの活動です。日本政府が奄美と琉球諸島を世界自然遺産の暫定リストに掲載したんですけれども、これにはIUCNがとても大きな影響力を持っています。そういうIUCNの活動や仕組みを踏まえて、僕たちはIUCNに働きかけています。

先ほどIUCNは沖縄のジュゴンに関わる勧告・決議を3回出してきたと、悦子さんのほうから説明がありました。2000年と2004年、2008年と、基本的には同じ内容の勧告・決議です。日本政府が基地を建設する際に環境アセスをやるんですけれども、そのアセスにゼロオプションを含めた適切なアセスをなさい、それからジュゴン保護のための行動計画を策定しなさい、この2つの内容の勧告・決議を日本政府に出しています。米国のほうには、日本政府の環境アセスに協力、参加しなさいという勧告です。それから、2008年の決議においては、2010年に国際生物多様性年というのがあったんですけど、その時に国際社会に対して、ジュゴン保護に力を入れなさい、そういう勧告・決議をだしています。

ここでの僕たちNGOの役目ですが、この勧告・決議は総会で投票して決まるのですが、勧告案を出してそれでOKかダメか、というのを総会でボタン押して決めていくんですけれども、その時の勧告・決議の案というのを僕たちが作って提出してきました。文案の審査には幾つかの段階があって、その文案が総会で採択の審査に値するものであれば総会に出され、採択される、されないと、なります。なかには文案を出しても結局切られるというか、総会には提出されないものもあります。ですから3度採択されたというのはとても大きな意味があると思います。普通、IUCNの勧告・決議というのは1回で終わるんです。しかし2回、3回、これを全部通してもらいました。その理由は、日本政府や米国政府がちゃんと勧告・決議を守っていないからという事が一番大きいのですが、僕たちNGOとしても、2度、3度同じような案が総会で取り上げられるというのは難しいということで、文案を書く時に一生懸命色々考えて、文案を作り、提出してきました。

一つ2000年の勧告について付け加えます。2000年と2004年の勧告には、やんばるの高江で建設中のヘリパッド建設、その環境アセスに対しても勧告に入っています。そして2000年の勧告には、「やんばるの森を世界遺産に」という文言も入っているわけです。ですから今、琉球諸島が世界自然遺産の暫定リストに入り、その中でやんばるの森がとても重要であるとなっているのですが、これはこの勧告というものも少しは影響しているのではないかなと思います。

ではここで重要だと僕が考える点にいきます。つまり、IUCNに勧告・決議を出してもらった、じゃあその影響・効果はどうか、ということです。これについて判断すること、つまり効果や成果を見極めるのは、とても難しいと思います。これは市民運動の一般的課題でもあると思いますね。どんな風に自分たちのやっている事が、実際の効果となっているのか。特に今回の我々の運動のように、基地建設を止めるということが大きな目標である場合、それがゴールですから、それに足りないならば、効果がなかったという風に自分たちの活動を考えてしまう。しかし少なくとも、基地建設反対の市民運動への励ましというものにはなってきたらうし、辺野古、大浦湾の環境の重要性について、まず県内の認識が高まってきた。新聞とかメディアが取り上げてくれますから。それから沖縄の基地と環境の国際問題を、国際社会に少しでも発信してきたという効果もあります。

しかし一方では、日本政府はまだ勧告・決議を履行していません。環境アセスの問題もありますし、ジュゴン保護の実践はまだです。しかしすごく面白いことに、2010年に日本政府が、生物多様性条約の締約国会議が開かれた時に、「生物多様性国家戦略」というものを世界に向けてお披露目したんですが、その中での文言、つまり日本の環境のあり方として「南で海ではジュゴンが泳ぐ」という文言が入っていたわけです。また環境省は、「ジュゴン覚書」の国際会議に参加しています。日本政府がこういう文言を入れたりとか保護のための「覚書」に参加している。これをどういう風に認識、理解しているのかちょっと悩む所なんですけどね。

それから、米国連邦地裁への働きかけということで「ジュゴン訴訟」があります。後で真喜志さんのほうからお話があると思うんですけども、このジュゴン訴訟というのは2003年に、真喜志さんをはじめ、沖縄、日本、米国の個人とNGOが辺野古での基地建設を巡って、米国の国防総省相手に、米国の連邦地裁で起こした裁判です。この時に使った法律が、国家歴史保存法NHPAというものです。ですからこれは基本的には、ジュゴンの歴史的文化的意義がどんな風に基地建設によって影響を受けるのか、あるいはどのようにそれを守らなければいけないのか、そういうものが焦点になっています。重要なのはこの訴訟が、NHPA、国家歴史保存法が米国国外で始めて、そして生物に対して初めて適応された画期的なケースだということです。米国国防総省側としては、この訴訟をなんとか潰したいというのがあると思います。つまり、この法律を前例として使って他の国でも色々訴訟を起こされたら大変という側面がありますから。

これからどういう形でこの裁判が動いていくのかとても興味深いです。2008年1月に原告である真喜志さんたちはこの裁判に勝っています。その判決で示されたことは、まず、この基地建設が米国の国防総省の事業である、と裁判所が認めたということです。それまで国防総省はこれは日本が作るんだから私達に関係ない、そういう立場をとっていたわけですね。しかし裁判所の中で、いやこれは米国国防総省は関係しているとされた。そして次に、NHPAをちゃんと守りなさい、遵守しなさい、という命令が示されたということです。具体的に法を遵守するためには、日本の今行われている環境アセスを国防総省が検証して、自分たちが法を守るのに使えるかどうかを判断する、そういうことが求められています。そういう命令が出ています。

しかし米国のほうでは、この普天間移設計画というのは本当に進行するのか不透明ということで、裁判が去年の2月ぐらいから一度止まっています。一方沖縄では、環境アセスが終わって埋め立て申請の手続きというのが行われている。じゃあ止まっているジュゴン訴訟との関係はどうなるのか。私たちも色々沖縄防衛局に探りを入れていたりしていたのですが、なかなか答えは出てこない。しかしこの1ヶ月ぐらい前に、沖縄防衛局のほうから今年の2月26日に日本政府がアセス評価書の概要英訳版「アブストラクト」を国防総省に出した、と伝えてもらいました。それでその英訳版を見たんですけども、「ジュゴンに影響なし」という概要で、詳細は示されていませんでした。いずれにしても大切なことは、これからまたジュゴン訴訟が動き出すという可能性があるということです。この11月9日に沖縄でジュゴン訴訟のシンポが行われますので、もし関心のある方はぜひ参加していただければと思います。

次にジュゴン訴訟とも関係している、米国海洋哺乳類委員会(MMC)という機関、そこへの働きかけも紹介したいと思います。米国の海洋哺乳類委員会というのはどういう所かという、海洋哺乳類の保護・保全のための米国連邦政府の独立機関です。米国政府とか関係機関、国防総省も含まれ

るんですけども、そこが色々事業をする、基地を作ることもその一つの事業になると思うんですが、その事業が海洋哺乳類に関わる国内法や国際条約をちゃんと守って行われているかどうかを審査・監督する。もし守っていなければ政府や関係機関に勧告や助言を行う。そういう目的を持って設立されているのがMMCです。これは2010年と11年の報告書からどういう事をMMCがやっているのかを抜き出しものですが、海洋哺乳類と海洋エネルギーの関係の研究でとか、ホッキョクグマ(生息)状況の評価であるとか、海牛類、つまりジュゴンのマナティーの(生息)状況の評価、そういうことをやっています。

僕たちはこのMMCの2009年の年次会議に沖縄のNGOとして呼ばれて、沖縄の基地建設やジュゴンの保護はどうなっているのかということを発表してきました。MMCは、以前から、2001年ごろから、つまり基地建設計画が出されて数年経った後からこの問題いずっと関心を寄せてたのですが、2009年に僕たち自身がMMCの年次会議で、まず沖縄の状況を報告して、そして要請を行うことができました。どういう要請だったかという、日本政府により環境アセスが行われている、そして米国のジュゴン訴訟によって、その環境アセスを米国国防総省が評価することになっている、だからMMCは、国防総省による日本のアセスの評価をちゃんと評価してほしい、という要請でした。そしてその要請が受け入れられ、2009年のMMCの年次報告では、これは米国議会に出されている報告なんですけれども、「移設計画に変更がなければ、MMCは国防総省に国家歴史保存法のもとのジュゴンの影響に関する分析結果を検討してちゃんとコメントしていく」ということを文書で示しています。「もし移設計画に変更がなければ」というのは、この当時は鳩山首相の時代で計画がなくなるかもしれないということがあったのでこういう文言になっていると思います。MMCへの働きかけの効果が、これからどうなるか分からないんですけども、国防総省が行う日本政府のアセスの評価を検討するということで、ジュゴン訴訟のほうでなんらかの影響が出るというのが予想されます。MMCがいつ日本のアセスを検討するのかという事なんですけれども、先ほど言いましたように、今回「アブストラクト」つまり概要が国防総省のほうに出されています。それを踏まえてMMCが検証する、そういう風な形で動いていくと思います。

「緑の点をつなぐ」中に見えてきたことは、エンパワメントとアカウンタビリティなんですけれども、それについていくつか挙げてみたいと思います。まず市民が声をあげていく、それは市民調査であったり反対運動であったりですが、そういう事をやり続けるなかで、今度は海外のジュゴンの専門家が声をあげてくれました。ジュゴンの専門家がここに基地を作ると大きな影響があるということを言っています。例えば、オーストラリアのヘレン・マーシュさん。ジュゴン研究の世界的第一人者です。それからカンジャナさん。彼女はタイのジュゴンの研究者です。彼女もずっと声をあげてくれていて、今回の埋め立て申請では、自ら「意見書」を書いて、知事に送っています。それから、米国のエレン・ハインズさん。鈴木雅子さん達と一緒に調査をしてきた研究者です。そういうジュゴンの専門家が声をあげていく、アカウンタビリティを果す、その声をあげるということが基地建設反対という市民運動の大きな支援、エンパワメントになっています。

それからこれも重要だと思うんですけども、さきほど専門家自体が少ないというのを言いましたが、ジュゴンの専門家がクロスポジショニングとあって、色んな国際機関等で役割を持っているわけですね。例えばヘレン・マーシュさんはIUCN、UNEPやCMS(ボン条約)に関わっています。それから、ジョ

ン・レイノルズさん。このジョン・レイノルズさんという人は、先ほど話したMMCの前の委員長です。ここにあるのは、ジュゴンとマナティーの本なんですけれども、ヘレンさんとジョンさんのお二人と、もう一人の方によってこの本が書かれています。この本は今現在あるジュゴン関係の本のなかで、一番詳しく、新しい本です。この本の一番最初のページに何が出ているかという、辺野古のジュゴンの問題です。沖縄のジュゴンの問題が出てくるのです。そういう人たちが沖縄のジュゴンの問題を、様々な役割から、ずっと追ってきてくれたということです。それから、ヘレン・マーシュさんは、去年の国際サンゴ礁学会の基調講演の中で「ジュゴン訴訟」について触れています。「次にジュゴンは、次の国防長官を務めたロバート・ゲーツ国防長官と戦い、この戦いでもジュゴンは勝った。ここで大きな質問は、ジュゴンは次のメスの国防長官、クリントンの事なんですけれども、勝つことができるか、私はジュゴンが勝つと信じている」。最も権威があるといわれるジュゴンの専門家がこういうことを世界的学会において言っているわけですから、これはとてもとても大きな意味があると思います。

それからアカウンタビリティを求めるなかで見えてきたことですが、機関や制度にとって「可能な対応」を求めるということがとても重要です。例えば、僕たちが最初IUCNの勧告の原案を書いていた際に、どうしても「反基地」の立場を強調して書いていく傾向がある。しかしそれでは、絶対OKが出てこない、総会で取り上げられません。IUCN、MMC、UNEP、CMSっていうのはやはり環境を扱う機関で、当たり前ですが環境のことを重点的に、そして前面に出して文書を書いていかないといけない。「基地問題」ということを強調したい気持ちはあるんですけども、やっぱり文書を書くなかで、そういう一つのテクニックというか、リポジショニングしていくことが必要です。それからもう一つ同時に、緑の点をつないでいく中で明確に見えてきたのは、ジュゴンはやっぱり保護されるべきで、基地建設はジュゴンに大きな影響を与える、そういう認識が共有されているということ、ここに作ることで自体がおかしいという、ということの再認識、確認です。

そして5番目なんですけど、色んな機関がつながることによって生まれてきた新たな焦点です。それがIUCNの勧告・決議と、奄美・琉球諸島の世界自然遺産への登録の関係です。日本政府は、IUCNの勧告・決議を守っていない、履行していないわけですね。そういう日本政府が奄美・琉球諸島を世界自然遺産登録させようとしています。本当にそれでIUCNが、自分たちの勧告を守っていない国がこういう登録をしようとした時に、すんなりOKと言うのかどうか。これからどうなるのか分かりませんが、一つの重要な焦点となっていくのは確かです。

最後なんですけれども、緑の点をつなぐということで重要な事は、つなぎ続けることがとても大切だということです。結局どういうことかと言うと、情報を収集整理して、文書をつくって、プレゼンや交渉をやって、タイミングよく色んな機関に出して行って、国際機関の動きを引き出していき、そういう事を続けることが必要だということです。現在、埋め立て申請手続きが行われている局面で求められていることは、まあ、これは考えるだけで頭が痛いんですけど、MMCに働きかけるということ、IUCNに文書を書いて働きかけるということ、そしてジュゴン訴訟の次の展開の準備をしていくことです。以上、ちょっと早口になりましたが僕の発表です。どうもありがとうございました。

成定:ありがとうございました。少しコメントありますか。

吉川:今のご発言に対してのコメントなんですけれども、僕らもすごい不安なんですよね、正直なところ。色々ここまで積み上げて、つながるようにしてきて、でもじゃあ本当に、さっきタイミングというのを言ったんですけれども、ちゃんとこっちが文書をタイミングよく出して、MMCからコメントがもらえるか、IUCNからコメントがもらえるか、たくさん今やらないといけない状況の中でそれをやる能力があるかどうか、とても心配なところなんです。でもやらないといけないというので、もちろんやるつもりではあるんですけれども、今話を聞いて、ちょっと考えさせられました。ありがとうございます。

成定:すみません、突然にもかかわらず本当にありがとうございます。ぜひディスカッションにも加わっていただけたらと思います。それでは今から1時間弱ほどになるかと思いますが、全体討論を始めたいと思います。先ほど桜井先生に色々論点を出していただけたと思いますけれども、まず質問の形といいますか、こういうような事をどう考えますかということでお3人に提示していただいたことについて、お1人ずつお話いただいて、その後でフロアの皆さんから、お互いの中での意見交換というものをしていけたらと思います。

桜井:すみません、私吉川さんにきちんと質問をしなかったかもしれませんが、吉川さんは河村さんと一緒にやっておられますので、枯葉剤の件で何か付け加えることがあれば、河村さんと一緒にやっておられるお立場から枯葉剤の問題は今どういう意義があるのかということをお話いただければなと思います。他のお2人には、砂川さんには特に若い市民の育成ということでどういう所をポイントにされているかという事と、浦島さんにはこれからも戦い続けるためには、この間の取り組みをどういう所が継続していくための知恵かなという事をお話いただければと思います。

吉川:僕の方は枯葉剤の問題で、先ほど桜井先生のほうから沖縄BDのダイレクターの河村雅美さんについて話がありました。彼女が一生懸命沖縄の枯葉剤の問題に取り組んでいます。僕が彼女の代わりに色々言うのも恐縮してしまうのですが、僕は彼女が集めてきた情報、英語の文書であったりとか、その訳が当たってるかとかをチェックしたり、要請文を書く時にチェックしたり、それから実際に交渉に行く時に、オマケの形で隣について行っているという役割をしています。そのなかで河村さんと話をしているのも出てくるのが、やはり枯葉剤の問題はとても複雑であるということですね。実際に基地汚染があって、しかし米軍は枯葉剤(の沖縄での存在)を認めていない。沖縄で使われたというのは、退役兵の証言があっても認めていない。一方米国の退役軍人省は、(沖縄で)実際に退役兵に枯葉剤の被害があったということで補償をしてはいる。でも、国防総省のほうは沖縄にあったことを否定している。そのように情報を仕入れる事自体も難しいわけで、その中でどのように情報を収集していくか、どこから収集していくか、ということですね。

色々な所、特に国会議員さんとかにもお願いして情報を収集しています。例えば枯葉剤の情報について、沖縄県であるとか防衛局が米軍のほうに出した(情報開示の請求の)文書もあります。それを見ると、こういう文書がきたら米軍は絶対ちゃんとした答えは出さないよな、というようなすごい甘っちょろい文書なんですけど、。そういう日米のやり取りの文書も含めて文書を見つける力、情報を収集する力であるとか、そして出てきたやつを分析する力、それをつけていくことがとても必要だと思いながらやっ

ています。

それから、河村さんとずっとやっていて、僕もいつも怒られるんですけども、情報を収集して、それをもとに文書を書いて要請して、じゃあ次どうするか、ただ文書を出しっぱなし、要請しっぱなしで、それでいいのか、そうじゃないでしょう、ということです。実際に市役所に行ったりとか、あるいは県議と話をしたりとか、あるいは沖縄県の人たちと話をしたりとか。やっぱりそういう事を実際に細かく細かくやっていくということが大切だということです。そして、その時にも、ちゃんと文書を作っていくこと、どういうことを聞きたいのかを質問をきちんと作っていくこと。すごく大雑把な質問だったら、大雑把な答えしか出てこない。具体的に具体的に具体的にやっていく。それが河村さんと一緒にやっていて、すごく意識していることです。特に米軍の場合の基地汚染では、基地の使用履歴の問題ですよ。それは桜井先生も論文の中に書いていらっやっと思ったんですけども、やはりちゃんと「ここに何年のいつごろ」「この場所はどのように使われていたのか」、具体的な形で質問をしていかないといけない。そのためにはやっぱり自分たちでも色々と調べていかないといけない。そういう収集力と分析力、また分析をもとに文書を書いた後に実際に県、市、防衛局に交渉していく事、その大事さですね。

それから僕も沖縄で生まれているので、これを河村さんから言われるといつも頭にくるんですけども、「沖縄の人本当にやる気あるの」、って言われるんです。「これだけ色んな被害が出ていて、こндаだけ被害が出ているという情報を持っていて心配じゃないの?」「知りたくないんじゃない、やりたくないんじゃないの?」「どうすればやる気出るの?」って。そういう話になるんですけども、つまり我々は何を第一義的に重要な問題にするかどうか、ということですね。健康被害の事を実際に知ることが重要なのか。それともそういうことを知って大変になるよりは、あまりそういうものを知らないで普通に暮らすことのほうが良いのかもしれない。実際にそういう価値観や知ることに対する温度差みたいなものを僕自身も感じることもあるんですね。その辺もちゃんとやっぱり話して、整理しないとイケないのかなと、枯葉剤の問題をやっている時に思います。枯葉剤に関しては以上ですね。たぶん河村さんから色々聞いたほうが良いと思います。

それから先ほど桜井先生がお話していたなかで、沖縄の運動の意義、それが沖縄だけでなく他の所に対してどういう意義があるのかということだったんですけども、僕はその話を聞いて、ああもしかしたらこういう事なんだなとちょっと思ったことがあるんですね。先ほどIUCNの総会で色々と勧告の原案とか決議の原案を作っていくという作業をやってきたという話をしました。それで去年の2012年のIUCNの会議は、済州島(チェジュ島)であったんですが、済州島というのはご存知の方もいらっしゃると思うんですけども、そこでも海軍基地が造られています。その海軍基地の建設に対して、やはりIUCNで勧告・決議をあげて欲しい、済州島でIUCNがあるから、そこで勧告・決議をあげてほしいという動きがありました。それで、どこからか僕の名前を調べてきて、一緒にその案、文書を作ろうということで、実際そういう作業をIUCNの総会でやっていました。最終的にその勧告・決議案うまくいかなかったんですけども、少なくとも(僕たちが)そういう事をやっているというのを他のところが見ていて、アドバイスを求めてきて、協力できたのかなと思います。以上です。

吉川:僕は非常勤でいくつかの県内の大学で教えてるんですけども、一つは名護の名桜大学という所なんです。今は名護の市長が変わって基地問題もとても話しやすくなってるのですが、やはり学生

がすごく分かっているんですよね、基地の問題がどのように大学で扱われているのか。その頃というか以前は、ちょうど基地を推進している比嘉元市長が大学の理事長だったというのもある、その雰囲気を感じ取って学生自身があまり(その問題について)聞かない。そういう教育の力というか、逆に僕らが教える側の教え方もあると思うんですよね。自分はこう考える、でもこの人はこう考えているかもしれないという、基地問題に関するスタンスの提示の仕方とか、そういうのをもっともって考えるべきかなと思います。大切なことですね。沖縄大学では基地問題がどのように扱われているのか、桜井先生にお話して頂けたらと思います。

成定:ありがとうございます。ここで引き続き真喜志さんにお話をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

真喜志:皆さんこんにちは。ジュゴン訴訟の原告の一人、真喜志と申します。忘れないように言っておくと、本業は建築家です。このキャンパスのすべての設計をやっております。住宅の設計がある時はどうぞお願いいたします。吉川さんが沖縄の内と外との関わりをととても丁寧に説明してくれました。僕のためにこれだけの話せよということを残していると思いますので、少しだけ話をします。まず我々が沖縄で米軍基地に対して環境社会運動をしていく、その時に大事な事がまず2点あると思います。一つには新聞記事を第一次史料として運動を組み立てないこと。それをやると僕らは完璧に引き回されて捨てられます。よく新聞記事で日米両政府高官筋によれば、という記事が出ますけれども、それは誰かが政府機関がリークして記事を書かせて僕らを踊らせる、そのためにやっていると思います。では、それに対抗してどうするか。僕達自身で第一次史料を調べておく必要がある。米軍の古い資料を引っ張りだして、彼らの長期傾向を知るのが一つです。もう一つ大事なことは、環境アセスメント法がいわば手続法であるわけですが、それを手続法だからといって、我々が勉強せずに放ったらかしておくといかん、つまり日本政府がいい加減に行うアセスメントが独り歩きすると、どんどんどんどん前に進んでしまうので、この手続についてしっかり学習しておく必要がある。ということで、桜井先生を中心に、東工大の原科先生なんかにもおいでいただいて、勉強会を繰り返し那覇、名護でやりました。これらの基礎的調査というと、アセス法の学習が開いたのが2003年です。2003年9月にアメリカでジュゴン訴訟を行った。それから同じく2003年9月に沖縄ジュゴン環境アセスメント監視団を、およそ1000名の結集で作りました。そこで学習を重ねた結果が、日本政府が辺野古に作ろうしている基地建設の手続に対して横槍を入れていく。厳しい意見を県知事に出させる、そういう風な役割を果たしたと思います。ジュゴン訴訟についてですが、ジュゴン訴訟においても沖縄の僕らが調べた米軍の生史料が役に立ちました。まず、国家歴史保存法、NHPAという法律ですが、この法律は合衆国が国外で行う事業においても、この法律と同じような法律で保護されている文物については合衆国は守らなければいけない。合衆国がそれを犯した場合は、何人も合衆国を訴えることができるという法律で僕らはやったわけです。辺野古の近海に住んでいるジュゴンは日本の文化財保護法で天然記念物に指定されている、何人もジュゴンの生息環境を侵してはならない。しかし合衆国が作った辺野古の海上基地建設計画にはジュゴンへの保護策が検討されていない。検討すべきであると。つまりは基地建設するなど、そういう風にやったわけです。合衆国が関与していることを証拠立てなければいけません。最初の証拠と

して、1997年にアメリカ国防総省が作った、辺野古沖の飛行場計画への最終報告です。ファイナルドラフトを証拠として出しました。これが2003年9月です。その12月に合衆国は答弁書で非常に面白い反論をしてきました。1972年5月15日の市政返還までは米国は沖縄で自ら基地を作り使ってきた。しかし、72年の市政移転返還以後は、日米地位協定によって日本政府が作るものであるから、辺野古の海上基地建設は第一義的に日本政府の責任である、合衆国は関係ない、門前払いせよ、こういうものが出て来ました。ちょうどその頃に僕らの手元に1966年ベトナム戦争の最中に、もう一つの飛行場を作るための調査をやった300ページ程の調査報告書が手に入りました。それが、辺野古の海を埋めて、3000mの滑走路を2本作り、深い大浦湾には軍港を作るという計画でした。この計画が手に入ったので、アメリカの我々の弁護士が反論史料を求めて沖縄に来た時に、その文章を見せたところパーフェクトだと。彼らの答弁書を完璧に封じることができるわけです。72年以前では合衆国が作り自ら使ってきた、その合衆国の計画が手に入ったわけです。66年合衆国の計画から97年国防総省の計画には、滑走路の向きが同じく描かれている、引用されている。つまり二つの計画はつながっている、こういう風なことで裁判はどんどん前に進んでいって、2008年の成果を得ているわけです。この裁判のなかで、面白いことが起きました。合衆国は日本政府が作るんだから自分たちは関係ないということを確認するためだろうが、1996年のいわゆるSACO合意を形成するプロセスでの、日米協議のアメリカ側議事録を裁判所にわーっと出してきました。A4サイズで横幅1mぐらいです、文章の分量が。その中で今問題になった、当時から我々は問題にしていたわけですが、オスプレイの配備を1996年時点の配備でアメリカ政府から日本政府は聞かされていて、日本政府がこんなことを言った。「それを沖縄の人に言うべきか言わざるべきか、配備する時に言うか、どちらがいいですか」と日本政府の会議出席者はアメリカに聞いた。これは議事録によれば馬鹿らしいから答えなかったという風な文章とかね。そしてオスプレイの配備について、沖縄の人から色々質問があるはずだからどう答えればよいか、というのを防衛庁のミスター高見沢なる人物が在日米軍司令部に文章を持ってきた。その文章を在日米軍司令部はアメリカ大使館やハワイの太平洋軍司令部や在沖米軍とかにFAXで送っている。そのFAXの肩の部分には防衛庁のミスター高見沢が持ってきたものがある。最終ページは想定問答だそうです。その最終ページの想定問答には、防衛庁としてはヘリコプターの基地であって、あくまでもヘリポートであると。将来オスプレイの配備があるかもしれないということを答えてくれたら模範解答であるということをアメリカ側に言っているわけです。そういう風にオスプレイの配備をその当時から知っていたということを我々はジュゴン訴訟でも得ることができて、国会で追求したり、アセスの裁判で追求したり等に使いました。その高見沢というのは後に防衛省の防衛政策局長、事務次官の次のポストになってきて、当時の北沢防衛大臣がグアムに視察に行くとか、マリアナに行くとか、沖縄に来るという時にずっとそばにくっついてきたのがこのミスター高見沢なんですね。そういう日本政府のいい加減さも知ることができた面がありました。11月9日に同じく1時半からこの沖縄大学でジュゴン訴訟の次のステップに向けてのシンポジウムが開かれます。このシンポジウムでは、日本政府がキャンプ・シュワブの沖合を埋めて飛行場を作る場合に、キャンプ・シュワブ米軍基地を通過する、あるいは米軍で提供している海域で作業することになるので、日米地位協定でその管理権はアメリカ軍に渡されていますから、アメリカ軍の許可を取らなきゃいけないわけです。その許可を出すなという所に向けて、ジュゴン訴訟を進めていこうかというのが今回のシンポジウムです。つまり日米両政府が取り決めている、地位協定や

米軍基地を提供している、その中に我々が入れないことを逆手に取って、日本政府の動きを縛ろうと。もしキャンプ・シュワブの陸地、海を管理している、たぶんキャンプ・シュワブの司令官が日本政府に通行許可、立ち入り許可を与えることは日本の保護策とは逆行するわけだから、許可を出してはいかんとそういう方向の議論をすることになると思います。それと少しだけ皆さんが触れましたけれども、高江でヘリパッド工事をしています。ヘリパッドを作ると言っていますが、実はオスプレイの訓練場を前もって作っておくというのが6ヶ所のヘリパッド計画の内容です。これについても、まさに国家歴史保存法NHPAを適用できないかという検討を始めよう、その検討のためにはちゃんと英語が読める吉川秀樹の協力や、砂川かおりの協力や、それから在日米軍はJapan Environmental Governing Standards JEGS日本環境管理基準というのを持っています。この日本環境管理基準では、米軍は日米両政府の環境を定めた法律の厳しいほうを適用すると謳っているものです。その日本環境管理基準やNHPA法に照らして、高江に作ろうとしているヘリパッドを止める、その作業もしていかなければいかんということでみんな相談しているところですので、吉川さん、砂川さん、桜井先生よろしく。

成定:どうもありがとうございました。お2人に対してご質問ある方、挙手をお願いします。真喜志さんがちょっと早めに帰らないといけないので、もし真喜志さんのほうにご質問ありましたら先をお願いします。

宮北:質問じゃなくて感想なんですけれども、昨日桜井先生から国家歴史保存法とかJEGSのことを聞いたんですけれども、それを本当に市民の方たちや研究者の方たちがうまく使って、国際社会、色々な所に効果的に働きかけをするなかで大きな成果をあげられていることを知って、非常に感銘を受けました。私自身学園大学で水俣病の問題、原田先生が作られた水俣学研究センター、今その遺志を継いで展開しているんですけれども、水俣病の場合にも、1972年の国連の環境会議に坂本しのぶさんや浜元二徳さんが行かれて訴えかけをされて、国際社会への働きかけが随分できたんですけれども、それはそれぞれの地域において環境破壊や健康被害にきちんと目を向けないといけないという意味では効果があったんですが、そのことが水俣病問題の解決につながったかという残念ながらそうではなくて、日本国内ではずっと医学論争、認定基準の問題に終始するなかで、未だに色々な問題が取り残されてしまい、そして地域の人たちはお金がない中で知恵を出し合いおもしろいことを全国に発信しているんですけれども、やっぱり国や県の幕引きで今年で10月に水銀会議というのが開かれるんですけれども、水俣条約という名前をつけることを押し切られてしまっているんですね。これは実は鳩山さんが思いつきで提案したもので、もう政府にとっては水俣問題は解決したと言う絶好の機会ということで、被害者団体や各国のNGOやあるいは各国の政府も反対している中で押し切れようとしている所を見るとですね、すごく状況が反対というか、うまく国際社会に働きかけをされてるジュゴンの問題と、今の水俣、せっかくの市民の力が生かされずに、うまくそういうものを生かしてないということを非常に痛感し、また私自信水俣に関わるものとして、非常に反省をしているというか、また新たな展開が作れるかなということ気付かされました。どうもありがとうございました。

成定:ありがとうございました。少しコメントありますか。

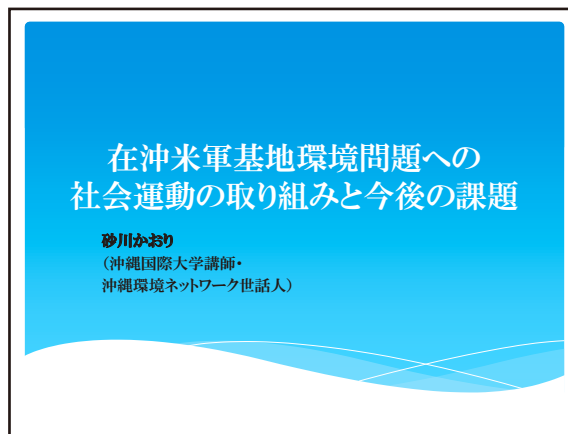
吉川:今のご発言に対してのコメントなんですけれども、僕らもすごい不安なんですよね、正直なところ。色々ここまで積み上げて、繋がるようにしてきて、でもじゃあ本当に、さっきタイミングというのを書いたんですけれども、ちゃんとこっちが文章をタイミングよく出して、MMCからコメントがもらえるか、IUCNからコメントがもらえるか、たくさん今やらないといけない状況の中でそれをやる能力があるかどうか、とても心配なところなんです。でもやらないといけないというので、もちろんやるつもりではあるんですけれども、今話を聞いて、ちょっと考えました。ありがとうございます。

成定:ありがとうございました。今のお話はまた全体討論のほうでもぜひお願いしたいと思いますけれども、もう一つくらいもしご質問ありましたら、どなたかお願いします。よろしいですか。そうしましたら少し時間押しておりますので、前に書いていますのでは15:20まで休憩ということにしていたのですが、今19分私の時計で回っておりますので、すみませんが15:30までお休みに変更させていただきまして、あと少しお尻が少し10分伸びますけれども、ご協力お願いできましたらと思います。では、次に砂川さんのお話を15:30から開始したいと思いますよろしいですか。

IV. 報告③(砂川かおり):在沖米軍基地環境問題への社会運動の取り組みと今後の課題

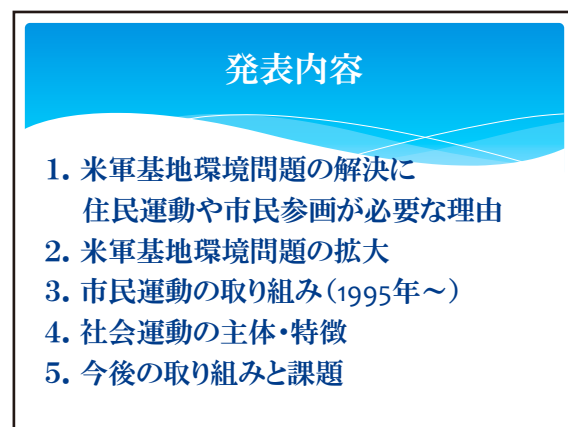
成定:今から第2部を始めたいと思います。後半は、まずパネリストの、沖縄国際大学・沖縄環境ネットワークの砂川さんからお話いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

砂川:こんにちは。「在沖米軍基地環境問題への社会運動の取り組みと今後の課題」(スライド1参照)ということで発表させていただきます砂川です。これからこういった内容で発表していきますけれども、私は、沖縄環境ネットワークという桜井先生と真喜志さんが所属している団体で活動していますが、今後の取り組みとか課題とかというのは、団体を代表する意見ではなくて、今回の発表用に私なりの意見をまとめたものであります。



スライド 1

5つのテーマでお話ししますが、初めに、「米軍基地の環境問題の解決に住民運動や市民参画が必要な理由」について、2つ目に、「米軍基地環境問題の拡大」として、米軍基地環境問題がどのように複雑になってきたのかについて、3つ目に、1995年以降の「市民運動の取り組み」の概略を紹介します。4つ目に、それらの「社会運動の主体・特徴」について、5つ目に、「今後の取り組みと課題」ということで、今後の短期的、長期的な課題について説明をさせていただきたいと思っております。(スライド2参照)



スライド 2

お配りしている資料ですけれども、パワーポイントの資料とA4の資料をお配りしていると思います。表が1枚あると思いますので、これらの資料に沿って進めていきたいと思っております。図とか写真などは皆さんのお手元の資料には出てきません。そのため、パワーポイントの資料と配布資料が若干違って、同じ内容を網羅しておりますので、もし気になるような点があれば、書き添えていただければと思います。

浦島さんや吉川さんから、今までの市民運動・社会運動の活動について説明があったわけですが、私たちが住民運動、市民運動に関わったり、特に基地問題について何かを言うと、「あの人はちょっと変わっている」とか、場合によっては、政府はテロリストのレッテルを貼ろうとしたりします。この点については、私達に、正義があるということを整理しておく必要があると思っております。

まず、一つ目のテーマについてお話しするわけですが、初めに3つの質問をします(スライド3参照)。問1は「『国家安全保障』の名の下に、米軍は駐留している地域住民の生活環境に悪影響を与えて

も良いのか?」です。どうして今回この質問で私のプレゼンを始めるのかというと、実は9月の初めに韓国の米軍基地を視察した経験に起因しています。今回の旅行でガイドをつとめて下さった韓国の市民団体のメンバーが、「韓国で米軍基地の環境問題について意見を言うことは大変だ。(そのようなことを主張する人は) 共産主義者とか、北(朝鮮)と繋がってるのかと言われてしまう。」という話をしていました。私とその韓国の市民団体のメンバーに伝えたかったことは、実際に

彼らへのメールにも書いたのですが、「私達、市民の側に正義がある。」ということ、「私達がやっていることは間違っていない。」ということであり、やはりその点を確認しておく必要があると思っています。例えば、「国家安全保障」の名の下に、米軍が駐留している地域住民の生活環境に悪影響を与えてもいいのか、あるいは安全に影響を与えてもいいのか。答えは、「No!(いいえ)」です。住民の生活環境や安全、その事が大事なわけです。

次に問2として、「生活環境を守るために国家の政策に反対したり、政府を訴えたりする住民は、『共産主義者』又は『テロリスト』なのか。」この質問の答えも「No!」です。そして、問3として、「問2の場合、政府と住民どちらに『正義』があるのか?」、やはりこれもよく考えておくべきだと思います。この問いに対して、ヒントをくれるフレーズがあります。これは私が留学した先でお世話になった恩師の著者からの引用ですが、「戦いの準備の間に、私達は戦うことで守ろうとしている

まさにそのものを破壊してはならない」というフレーズです(スライド4参照)。つまり、国家は私達の生命や財産、地域環境などを、敵やテロリストから守るという名目で、色々な準備をしているわけが、その準備段階で、地域環境を破壊したり、人々を傷つけたり、財産である土地を強制収用したりしているわけです。やはり、為政者に対して、「あなた達が守ろうとしているのは、一体何なのか。私達、住民や地域環境とか、そういうものではないのですか。」と、為政者の矛盾を問い続けることが、非常に重要であると思います。「誰のための安全保障なのか。」為政者の矛盾を、沖縄、そして世界中の米軍駐留地域の住民運動は問い続けていると言えるでしょう。

少し環境法の話をしませんが、北村(2009年)によると、日本の環境法の基本的な考え方の体系には、スライド5の図のようにまとめられます。目的として「持続可能な発展」、「環境公益の実現」がありますが、基本的な3つの考え方の1つが、「環境ガバナンスのあり方」です。環境ガバナンスとは、社会が環境を管理する仕組みのことですが、重要な点が3つありまして、その一つが、「市民参画」です。「市民参画」が必要な理由について見ていきます(スライド6参照)。日本では、個別法により具体的な目的を

1. 米軍基地環境問題の解決に 住民運動や市民参画が必要な理由

問1:「国家安全保障」の名の下に、米軍は駐留している地域住民の生活環境に悪影響を与えてもいいのか?

問2:生活環境を守るために国家の政策に反対したり、政府を訴えたりする住民は、「共産主義者」又は「テロリスト」か?

問3:問2の場合、政府と住民側、どちらに「正義」があるのか?

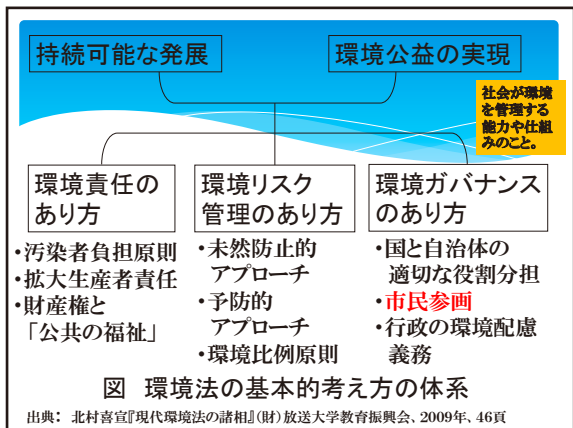
スライド 3

1. 米軍基地環境問題の解決に 住民運動や市民参画が必要な理由

* “in preparing for a fight, we must not destroy the very thing we would fight to protect”
— “National Defense and the Environment”
Stephen Dycus (1996)
「戦いの準備の間に、私達は戦うことで守ろうとしているまさにそのものを破壊してはならない」
『国防と環境』 ステフィン・ダイカス(1996)

何のための、誰のための安全保障か?
その矛盾を、沖縄、そして、世界中の米軍駐留地域の住民運動は問い続けている。

スライド 4



スライド 5

1. 米軍基地環境問題の解決に住民運動や市民参画が必要な理由

* 個別法により具体的な目的を与え、仕組みを整備することが必要
→ **立法者の役割**

しかし、日本の立法の現実は・・・、

* 国レベルでは内閣提出法案が、自治体レベルでは**首長部局**提案がほとんど。

さらに、法技術的には、法律の一定の内容を行政裁量に委ねざるを得ない。しかし、**行政過程における民主制確保の要請はなくなる**。

→ 高次元の基本方針や基本計画、根拠法や関係法令との関係で、**行政決定の妥当・適法性をチェック**し、内容形成に**市民参画の機会が与えられることが重要**。

スライド 6

リオ宣言(環境と開発に関するリオ宣言)[第10原則]
環境問題は、それぞれのレベルで、関心のあるすべての市民が参加することにより最も適切に扱われる。国内レベルでは、各個人が、有害物質や地域社会における活動の情報を含め、公共機関が有してい

↓ 消極的表現に言い換えると・・・

「環境問題は、それぞれのレベルで、関心のあるすべての市民が参加することによってしか、適切には扱われえない。」(後略)」

スライド 7

○ **オース条約**「環境問題に関する情報の取得決定過程への公衆参加及び司法救済に関する条約」(1998年採択、2001年に発効)

- ・ 本条約は、欧州経済委員会の構成国を中心とする地域的条約(45国の欧州諸国が批准。)
- ・ 本条約は、「(個々の市民、民間の法人、これらの団体・組織・集団から成る) **広義の公衆**」に以下の3つの権利を保障している。
 1. **環境情報へのアクセスの権利**
 2. **意思決定への参加の権利**
 3. **裁判を受ける権利**
- ・ **締約国は、その国内法制度の枠内でこれらの権利を実現する義務を負っている。**

スライド 8

与え、仕組みを整備することは立法者、つまり私達が選挙で選んだ人たちの仕事です。しかしながら、日本の法律は本当に国会議員を作っているのか、あるいは 条例は各自治体の議会議員が作っているのかというと、そうではなくて、国レベルでは内閣提出法案、自治体レベルでは首長部局提案で、行政府で作られているという現実があります。法律にあまり細かなことを書けないため、法技術的には法律の一定の内容を行政裁量に委ねざるを得ないわけですが、しかしながら、行政が規則や告示、計画等を決める行政過程においても、民主的なチェックが必要なわけです。この点からも、「市民参加」が非常に重要になってくるわけです。1992年の地球サミットで採択されたりオ宣言第10原則(スライド7参照)は、「環境問題はそれぞれのレベルで、関心のあるすべての市民が参画することにより最も適切に扱われる」と述べています。これを消極的な表現に言い換えると、「環境問題は、それぞれのレベルで、関心のある全ての市民が参加することによってしか、適切には扱われえない」となります。第10原則はさらに、「各国は、情報を広く行き渡らせることにより、国民の啓発と参加を促進し、かつ奨励しなくてはならない。賠償、救済を含む手法及び行政手続への効果的なアクセスが与えられなければならない。」と、環境関連情報を提供することや意思決定過程に参加する機会を確保することを各国に求めています。具体的に、そのような権利が少しずつ整備されているのが、欧州諸国です。特にオース条約(スライド8参照)では、広義の公衆に、1.環境情報へのアクセスの権利、2.意思決定への参画の権利、3.裁判を受ける権利を保障しています。アメリカはこの条約の締約国ではありませんが、アメリカの法律は、日本の法律に比べて、はるかにこれらの権利が保障された規定になっております。

1. 米軍基地環境問題の解決に住民運動や市民参画が必要な理由

- * **社会運動**:社会問題の解決や、社会制度そのものの改良・変革を目的として行われる運動。
- * 在沖米軍基地問題への社会運動とは、米軍基地に起因する諸問題の解決と、その解決に向けた制度の改変・変革、特に、住民の権利を守ることを目的として行われてきた運動といえる。

スライド 9

2. 米軍基地環境問題の拡大(1) (1995年以降)

- (1) 運用中の米軍基地の安全性に係る問題、環境問題が主。
 - 航空機関連(騒音、墜落、不時着等)、流弾等、廃油等の汚染による水域等の汚染、原野火災、赤土流出、劣化ウラン弾「誤使用」事件(1995~1996年)
 - キャンプコートニーの旧クレー射撃場周辺鉛汚染(2001年)
- (2) 米軍基地跡地の環境問題
 - 米軍恩納村通信所跡地からPCB等の有害物質検出(1996年)
 - 嘉手納弾薬庫地区返還跡地六価クロム等検出事件(1999年)
 - キャンプ桑江北側返還地跡地における土壌汚染(2003,2004年、2013年)
 - 北谷町ドラム缶投棄事件(2002年)
 - 沖縄市サッカー場からダイオキシンを含むドラム缶発見(2013年)

スライド 10

2. 米軍基地環境問題の拡大(2) (1995年以降)

- (3) 自然環境問題・環境影響評価に係る問題 (基地施設の建設に係る問題)
 - 普天間代替基地建設問題
 - 高江のヘリパット移設問題
- (4) 1960年代に行われた化学兵器による環境汚染 (機密性が高い)
 - 枯葉剤、サリン等による被害と汚染の可能性

スライド 11

3. 在沖米軍基地環境問題に係る主な出来事と社会運動の取り組み (1995年以降)

(別紙配付資料 表1)をご覧ください。

スライド 12

最後に、「社会運動」とは何かという点についてまとめると(スライド9参照)、在沖米軍基地問題への社会運動とは、米軍基地に起因する諸問題の解決と、その解決に向けた制度の改変・改革、特に、住民の権利を守ることを目的として行われてきた運動と言えます。

次に、2つめのテーマとして、「2.米軍基地環境問題の拡大(1995年以降)」として、基地に関する環境問題がどのように変わってきたのか、特に1995年以降の問題を中心に見ていきます(スライド10参照)。基地の環境問題というと、第1の問題群として、運用中の米軍基地の安全性に係る問題や環境問題があります。例えば、航空機騒音、流弾、廃油等の汚染による水域等の汚染、原野火災、赤土流出、さらに95年以降は劣化ウラン弾の「誤使用」事件、キャンプ・コートニーでの旧クレー射撃場の鉛汚染問題などが生じています。これらは、代表的な問題群です。

これらの運用中の問題に加えて、第2の問題群として区分できるのが、基地跡地の環境問題です。例えば、96年に返還された米軍基地跡地からは有害物質が検出されました。これは恩納村にある米軍恩納通信所跡地からですが、それ以降次々と米軍基地が返還されていき、新たな汚染も見つかってきました。そのため、米軍基地は使われている時だけではなく、還ってきてからも問題であるという認識が強くなっていきました。最近発見された汚染の中には、沖縄市のサッカー場(米軍嘉手納基地跡地)から、ダイオキシンを含むドラム缶もあります。

第3の問題群として(スライド11参照)、米軍基地の新設に係る問題として、自然環境や生活環境への影響も認識されるようになっていきます。普天間基地の名護市辺野古への移設計画、さらに米軍

の世界的再編の一環で新しい米軍基地や施設が建設される計画が出てきました。それらの計画によって、今まで開発されていなかった場所に、米軍基地が新設される計画であるために、自然環境の破壊、特に辺野古の海や東村高江のやんばるの森に棲む生物たちや周辺住民の生活環境への影響に対する懸念が高まってきました。さらに、防衛省がその影響を不十分・不適切に評価してきたとして、環境影響評価のあり方に関わる問題なども出てきました。これまで説明してきた、米軍基地の建設時、運用時、返還時の問題は、通常の基地の活動として、ある程度予測できますが、最近、通常の活動とは分けて考えた方が良くも思っているのが、1960年代に行われた化学兵器による環境汚染です。国家機密として行われている化学兵器開発によって、被害者が実はまだ救済されていないのではないかという事が、関心事になってきているわけです。例えば枯葉剤。これは除草剤なので化学兵器に含めるかどうか、定義については議論する必要があると思いますが、またサリン等が沖縄で使用、管理、廃棄された、または海に投棄されたという、米軍の退役軍人の証言も出てきました。その当時、沖縄の学生さんたちが被害にあったことは記録も残っていますが、その後、後遺症も実はあったらしいということが、ジャーナリストの取材からも分かっています。このように米軍基地の環境問題とは、どんどん基地の実態が分かるにつれて、様々な問題が明らかになってきています。

続いて、3つめのテーマとして、「3.在沖米軍基地問題に係る主な出来事と社会運動の取り組み」(スライド12参照)について、別表1に基づいて説明していきます。復帰以前にも米軍基地に係る環境問題はありまして、特に福地曠昭先生が色々まとめておられます。かなり抜けているところもあるのですが、今回は特に1995年以降の社会運動の概略を紹介していきます。

1995年に米兵による少女暴行事件が起きました。実はその前に沖縄の女性たちが北京で開催された第4回世界女性会議に参加し、私もそこで米軍基地に起因する環境問題を発表する機会がありました。その会議の直後に、少女暴行事件が起こって、すぐにアクションをとったのが、北京女性会議に参加した女性たちでした。その女性達は、世界女性会議で作られたネットワークを活かして、また米兵による暴行事件が起こってしまったということに抗議し、国際的な連帯を呼びかけたわけです。96年の2月に、この女性グループ、基地・軍隊を許さない行動する女たちの会は、アメリカの人々へ沖縄の現状を訴えるためにピースキャラバンとして渡米しました。そして、その渡米の一つと成果として、サンフランシスコの基地跡地に汚染があることを、同行した新聞記者が報道したのです。その報道によって、基地跡地にも環境問題があるということが、沖縄県民に初めて知られるようになったのです。96年には、「米軍基地による有害物質の汚染と浄化に関する1996年国際フォーラム」がフィリピンで行われまして、フィリピンのスービック基地跡地の汚染問題、被害者の問題がかなり大きく知られることになりました。96年の11月には沖縄環境ネットワークが結成されるきっかけとなった、「第16回日本環境会議沖縄大会」が開催されました。その12月には、沖縄に関する特別委員会(SACO)の最終報告で、普天間基地を含む11施設の返還合意がなされました。表1の全てを説明する時間がありませんので、重要な点を説明して行きたいと思います。社会的な変化としては、その当時、どのような変化があったかということ、97年にインターネットや電子メールが普及し始めました。それによってかなり海外の人とも連絡が取りやすくなりました。

98年には名護市の市民投票があり、98年の9～10月には、琉球新報社が連載「点検基地汚染」として、米軍基地の汚染を広く報道しました。沖縄環境ネットワーク(以下、「環境ネット」と略する)は、

1999年3月には、米軍航空機による低周波騒音公害調査を実施しました。2000年7月には、環境ネットは、G8サミットのカウンターサミットとして、国際環境NGOフォーラムを主催し、ここでも基地環境問題が議論されました。2002～2004年には、キャンプ・コートニーの鉛汚染を事例にした基地環境調査プロジェクトも環境ネットで行いました。2002年、2003年には国際会議が行われていますが、特に2003年3月に、沖縄大学で環境ネットが主催した「軍事活動と環境問題に関する第1回国際ワークショップ」があります。

ここで、私たちが非常に苦心したのが、これまで軍事活動に関する環境問題というと、汚染の問題が中心で、アメリカでも米軍基地跡地の汚染に関連した訴訟がありまして、そういった人たちのお話をこれまでいくら聞いたことがあったのですが、ジュゴンを救える手立てはないのかということをも真喜志好一さんと話をしている、きっと何かあるはずだということで、自然保護に関する訴訟の事例を探することにしました。その過程で、米国の「生物多様性センター」という環境NGOらが原告となっている、マリアナ諸島の射爆場訴訟原告団の代表と連絡を取りまして、その方に来て戴くことになりました。そして、以前から、アメリカでアメリカの連邦法「種の保存法」を使って訴訟を起こしたいと希望しておられた、日本環境法律家連盟の事務局長の弁護士の方もこのワークショップにお招きをして、そのように法律を使って活動をする人たちのパネルディスカッションを一つ用意したわけです。これは非常に新しく、画期的な取り組みであり、その3月の出会いが、同じ年の9月のジュゴン訴訟に繋がっていきました。当初は、「種の保存法」に基づいた訴訟という話があったようですが、最終的には、「米国国家歴史保存法」に基づいて提訴することになりました。

沖縄ジュゴン環境アセスメント団などの活動については、先程真喜志さんが説明されましたので、これらの活動については説明を省かせていただきます。表1の2ページに移りますが、環境ネットでは、これまで高江のヘリパッドや辺野古の問題点をニュースレターに掲載したり、真喜志さんや桜井先生が中心となって、色々な勉強会を開催してきました。また、2009年10月に、沖縄県生活環境保全条例の中に、「米軍基地の環境問題への取組」という条項が規定されるに至りました。これは、その当時、沖縄県環境審議会の委員をなさっておられた桜井先生による強い働きかけの成果であります。

また、同年11月には、沖縄環境ネットワークと沖縄国際大学が共催して、「国連環境計画・環境規範と軍事活動に関する国際市民作業部会」を、沖縄国際大学で開催しました。この背景としては、国連環境計画(UNEP)の10年毎の国際法のレビュー(再検討)と発展のためのプログラムで、モンテビデオプログラムがあります。これは10年毎のプログラムですが、1990年代の中頃には、フィリピンにおける米軍基地跡地の環境問題が既に社会問題になっていたにもかかわらず、NGO会議の開催や、政府間会議へのNGOからのインプットができなかったという苦い経験がありました。2009年11月に初めて、NGOや沖縄の地方自治体を中心となって、軍事基地の環境問題について、市民社会作業部会を沖縄で開催することができました。そして、翌月の12月に、市民社会作業部会の成果とメッセージを持って、ジュネーブで開催された政府間会議に参加して、報告を行いました。

2011年には「占領下の対話沖縄会議」で、イギリス人ジャーナリストのジョン・ミッチェルさんが、退役米軍人の証言を基に、沖縄の枯葉剤問題等について報告し、それが現在の枯葉剤問題への高まりに繋がっております。

少し、年表が戻りますが、2010年10月に、第10回生物多様性条約締約国会議に向けて、吉川さん

4. 社会運動の主体・特徴

1. 市民(投票行動を通して)
2. NGO(環境団体(地域レベル、国際レベル)、平和団体、女性団体、労働組合、先住民族関係、その他)
3. 弁護士、法律家団体
4. ジャーナリスト(新聞社、テレビ局、写真家)
5. 地方自治体(沖縄県、名護市、那覇市)
6. 教育者、教育機関、研究者(公害問題、環境アセス、環境法、環境化学、低周波問題)
7. アーティスト、ミュージシャン

スライド 13

在沖米軍基地環境問題への社会運動の特徴

1. 新石垣空港問題、金武湾を守る会等で運動経験のある活動家を中心となり、研究者を交えた勉強会、訴訟等を通して、辺野古や高江等の運動を支えてきた。
2. 直接行動→政策提言、その提案を裏付ける科学的根拠の蓄積(環境化学、低周波騒音)→法的救済→(立法には至らず。)
3. 女性団体、平和団体、環境団体、先住民族関係のNGO、労働組合、地域住民ら等、様々な主体の取り組みが複合的に絡み合っており、発展してきている。
4. 国際会議などが次の運動へ繋がっていることが多い。
5. ローカルな運動とグローバルな運動(ジュゴン訴訟、UNEP等との連携、枯葉剤問題)のコラボが見られる。
6. 情報化(Internet、Email、ブログ&FB等のソーシャルメディアの発展)、グローバル化に伴って、世界的なネットワークによってエンパワーメントされている。
7. 若い人材も育ってきている。

スライド 14

辺野古アセス訴訟

米軍普天間飛行場代替施設建設に伴う名護市辺野古のキャンプ・シュワブ沿岸部での環境影響評価(アセスメント)手続きに不備があるとして、県内外の621人が国を相手にアセスの方法書や準備書のやり直しと損害賠償を求めた訴訟

判決:

那覇地裁は、「原告らに訴える権利はない」としてやり直しを求める請求を却下し、損害賠償請求については棄却した。原告の住民が主張するアセスの違法性については 踏み込まず、原告側全面敗訴の内容となった。

スライド 15

5. 今後の取り組みと課題

1. 問題への対応
2. 社会変革のための具体的な政策・法制度づくり
3. 社会変革のための具体的な政策・法制度の実現

スライド 16

が代表をされている、沖縄生物多様性市民ネットワーク(以下、「沖縄BD」と略する)が結成され、締約国会議にあわせてフォーラムの開催やブースを設置して、高江や辺野古の問題などを訴えてきました。沖縄BDはその後も、2013年6月に沖縄市のサッカー場の工事現場から発見されたドラム缶に含まれた有害物質の汚染問題について、専門性と透明性を備えた調査の実施を求める要請を行政機関に提出するなど、積極的に活動を行っております。

続いて、「4.社会運動の主体・特徴」についてお話しします(スライド13参照)。在沖米軍基地環境問題に係る社会運動の主体には、1つに、市民(投票行動を通じて)、2つ目にNGOがあります。NGOには、環境団体、平和団体、女性団体、労働団体、先住民族に関係するNGOもあります。3つ目には弁護士、法律家団体、4つ目にジャーナリスト、5つ目に地方自治体、6つ目に教育者、教育機関、研究者、7つ目にアーティスト、ミュージシャンに至るまで、様々な主体が活動しています。

「社会運動の特徴」としては(スライド14参照)、まず、新石垣空港問題や金武湾を守る会等で運動経験のある活動家などが中心となり、研究者を交えた勉強会、また訴訟等を通して、辺野古や高江などの運動を支えてきた点が挙げられております。第2には、直接行動だけではなく、政策提言、あるいはその提言を裏付ける科学的根拠の蓄積、訴訟などで使えるようなデータの蓄積なども進んできていることです。科学的データを基に、法律を使って法的救済を目指す取り組み、具体的には様々な訴訟が提起されてきました。しかしながら、アセスのあり方が不適切として提訴された「辺野古アセス訴訟」で騒音被害を受ける名護市の住民にさえも原告適格が認められず、原告側が敗訴した例(スライド

15参照)からもわかるように、日本では訴訟による法的救済が難しい状況にあります。また、日米地位協定改定に向けても、特に1995年以降、沖縄県内では沖縄県当局や民間レベルでも様々な取り組みがなされていますが、沖縄県と他県との米軍基地問題への「温度差」もあり、改正をバックアップするような国民世論を形成するまでに至っていないという厳しい状況もあります。

第3には(スライド14参照)、先ほど、「運動の主体」として様々な主体の取り組みを紹介しましたが、様々な主体の取り組みが、複雑に絡みあって、社会運動として発展してきています。第4には、国際会議などが次の運動へと繋がっていることが多いという点です。第5には、ローカルな運動とグローバルな運動のコラボレーションです。例えばジュゴン訴訟、UNEPなどの国際機関との連携、枯葉剤問題についての退役米兵との情報の共有化などです。

第6には、情報化(インターネットやEメール、ブログ、フェイスブックなどのソーシャルメディアの発展)、グローバル化に伴って、世界的なネットワークが築かれ、それらによって、エンパワーメントがされている点です。このことは、先ほど吉川さんが発表してくださった例からもお分かりだと思います。第7としては、若い人材も育ててきているという点です。

「5.今後の取り組みと課題」(スライド16参照)ですが、短期的な目標は、「1.問題への対応」、中長期的な目標としては、やはり「2.社会変革のために具体的な政策や法制度づくり」と、「3.それらの実現」、です。

短期的な目標について詳しく説明すると(スライド17参照)、「1.問題への対応」としては、特に今直面している問題については、1点目に、地域住民への支援・直接行動への支援。これは法的な環境が厳しい中でも、基地建設を防いできたという基盤である現場での活動への支援を意味しています。以前、アメリカの研究者に、日本法は、米国法に比べて、住民参画や情報公開が十分に整備されていないにもかかわらず、住民の反対運動によって、米軍基地建設を阻止して

5. 今後の取り組みと課題

短期的目標

1. 問題への対応

- ① 地域住民への支援・直接行動への支援
(法的な環境が厳しい中でも、基地建設を防いできた基盤への支援)
- ② 政治的な力に変えること。(選挙、政治を通して実現する。)
- ③ 制度改悪の動きを監視、阻止すること。例) 秘密保全法制
- ④ 多様な専門家による支援と住民の専門的な能力の向上
(キャパシティービルディング)
- ⑤ 法制度の整備(条例、国内法、地位協定、国際法)
(1. 環境情報へのアクセスの権利、2. 意思決定への参加の権利、
3. 裁判を受ける権利 を確保する)
- ⑥ 定期的な国内的・国際的な情報交換
- ⑦ 人材育成(専門家及び地域のリーダー)
- ⑧ 国内及び国外の同様な地域への支援
- ⑨ 社会運動・市民運動の継承

スライド 17

いるから凄いと、指摘されたことがあります。その研究者によると、「アメリカの場合は、日本の環境影響評価法の対象になっていない、軍事飛行場の運用の変更、具体的にはオスプレイの配備についても環境影響評価手続が求められていますので、手続に則って作業が進められ、計画どおり配備が完了してしまう。米軍基地については、沖縄ほど反対運動や抵抗運動がないので、事業が計画どおりすすんでしまう。」とのことでした。法律の不備や政治的な圧力があっても、粘り強い住民運動や直接行動が、いかに力強いものであるかということに改めて気づかされた出来事でした。

2点目は、住民運動の力を政治的な力に変えていくことです。来年1月には名護市長選挙がありますが、やはり選挙によって住民の代表を政治の場に送り出し、政治を通して基地環境問題の解決を実現していく必要があります。

3点目には、制度改悪の動きを監視、阻止することです。パブリックコメントの締切日が9月17日となっている特定秘密保全法案がありますが、本来住民に知らせるべき情報を国家がさらに隠し易くするよ

うな、国民の知る権利をどんどん奪っていくような新たな法律を作らせないことが重要であります。

4点目は、多様な専門家による支援と住民の専門的な能力の向上です。これは辺野古や高江の運動等でもこれまで行われてきたことであります。

5点目には、法制度の整備、例えば、条例、国内法、地位協定、国際法といった法制度を整備し、発展させていくことです。その中には、やはり45カ国の欧州諸国が批准している「オーフス条約」でも保障され、アメリカの法制度でもより取り入れられている「環境情報へのアクセスの権利」、「意思決定への参加の権利」、「裁判を受ける権利」を確保することが必要です。

6点目には、定期的な国内的・国際的な情報交換、7点目には、人材育成、8点目には、国内外の同様な問題を抱える地域との交流や支援、そして9点目には、社会運動・市民運動の継承であります。

長期的な目標としては(スライド18参照)、第1に、政策や法制度を住民の視点でつくり、実現していくことです。特に、安全保障政策を住民の視点で定義し直し、作り直し、実現していくことが必要です。

過去の大戦で、「本土」防衛のために捨て石にされ、今もお米軍基地の過剰な集中に苦しみ、隣国との緊張関係の中で、将来戦争にまた巻き込まれるのではないかと不安を抱え、暮らしている人々の「人間」の安全保障ではなく、「国

家」の安全保障に偏重した、現在の外務官僚や防衛官僚、そして彼らに依存しきっている政治家には、持続的な日本の外交や安全保障政策は描けないと痛感しています。

エネルギー政策にしてもそうです。今日も原発反対の署名が会場で回覧されていますが、やはり地域の「エネルギー」、地域の「安全」、あるいは、先ほど、いろいろな公共事業が地域を脅かしているという、浦島さんの発言がありましたが、地域の「経済」も持続的なものに創り変えていくことが必要です。そのためには、それぞれの政策づくりとその実現について具体的に取り組んでいくことが求められていると思います。第2に、地方自治体外交や市民外交の活性化なども重要であります。

なぜ、ここでこのような提案をするかという、先ほど浦島さんが、「地域がお金によって分断されている」と話されていましたが、アジアの人々も、国家やメディアによって分断されようとしていると感じます。

そのことに気づかされたのが、一週間前に訪れた韓国への大学のゼミ旅行でした。旅行の感想に、学生が韓国への旅行に参加して良かったと、感想を話してくれました。「最初は竹島問題があるので、韓国に行くのが怖かった。日本人は嫌われてるんじゃないかと心配だった。」と話してくれました。(学生は、何のためらいや違和感なく、自らを「日本人」と認識しているのですが、)「でも韓国を訪れたら、案内をして下さった韓国の方々がとても親切で、親しみやすかったし、さらに道で歩いていても、『日本人? ゲストハウスあるよ。おいで。』という感じで誘われて、一般の人も日本人に対して嫌悪感を抱いていない。日本人って、そんなに嫌われてもいないんだ」、ということを感じて帰ってきたんですね。このような経験から、「もしかしたらメディアによって、極端な報道がされているのではないか。」と

5. 今後の取り組みと課題

長期的目標

2. & 3. 社会変革のための具体的な政策・法制度づくりと実現

①住民の視点に根ざした安全保障政策づくりと実現

(現在の外務官僚には、持続的な日本の外交、安全保障政策は描けない。)

・安全保障政策

エネルギー安全保障政策

地域の安全保障政策

経済の安全保障政策(何を生活の糧にするか、

第1次産業、第2次産業、第3次産業)

建設業→運輸・バイオミクリー技術(生物模倣)等へ

人間の安全保障政策

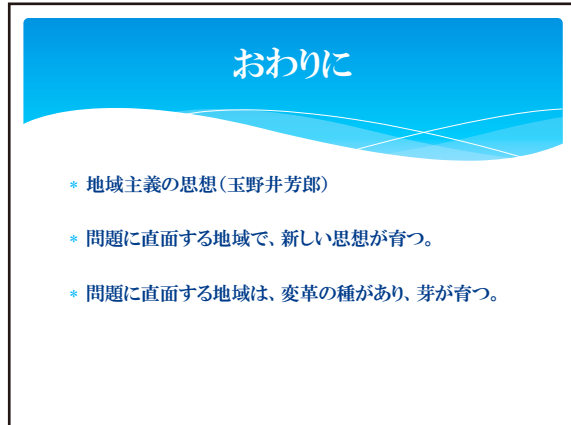
環境安全保障政策

②地方自治体外交・市民外交の活性化

スライド 18

疑問を持ったり、自らの経験を通して真実を見ることの大切さに、気づいていくのではないかと考えています。中国や韓国など、現在緊張関係にある国や地域の人たちと直接話す機会をもっと持つことによって、隣国との対立は、実は国家やメディアによって意図的に「作られている」かもしれないとか、そのように情報を疑い、真実が何であるかを見つけていくためにも、地方自治体や市民による外交の活性化が必要であると思います。

おわりに(スライド19参照)、日本の国がどんどん右傾化する中で、非常に将来が心配になったり、憂鬱になっていきますが、1978年から7年間、沖縄国際大学で教鞭をとっておられた経済学者の玉野井芳郎先生は、「地域主義」という思想を提唱しています。この思想は、「地方」が「中央」に対して劣位の体制におかれることで発生して来る様々な矛盾を認識し、そのような体制を「乗り越える」(単なる抵抗ではない)ことを目的としています。玉野井先生は、地域の住民の自



スライド 19

発性と実行力によって地域の個性を生かす産業と文化を内発的に作りあげて、「下から上へ」つまり、地方から中央へその方向を打ち出していき、そのために、場合によって国の統治・行政のあり方に軌道の修正を持ち込むことも予定するものと説明しています。さらに、この思想が優れた思想家によって起草されるものではなく、地域に住む1人1人によって考えられるべきものと述べています。

この地域主義の主張は、公害による自然破壊に抗して、発生してきた地域住民の村おこし、島おこしの運動に指針を与え、その担い手たちを勇気づけ、運動の昂まりに貢献したと沖縄でも評されてきました。そして、理論の面でも、グローバル化の中で国家を超える動きが活発化するとき、社会を国民国家の枠組みではなく、地域を単位として捉え直すことを提案しています。

「地域主義」に基づく、「国家安全保障」が「地域住民の安全」を脅かす国民国家の矛盾を乗り越えるための思想やガバナンスのあり方は、沖縄という「地域」から打ち出されることが期待されています。「国家安全保障」に係る矛盾を解決するための提案は、沖縄の中で生まれていますが、日本全体がその矛盾や提案を共有し、更に制度を変えていくことが、重要であると思います。

玉野井先生は、国民国家の矛盾に直面する「地域」から、矛盾を乗り越えるための思想が生まれてくると述べておられました。その意味で、このような矛盾に直面する地域には、変革の種があり、芽が育っていると思います。そのような「地域」で育まれた芽を、地域の連帯でさらに育み、玉野井先生のいう、地方から中央へ方向性を打ち出し、国のガバナンスのあり方に軌道の修正を持ちこむことが、現在においても重要な課題であると思います。

発表について、参加者の皆様と意見交換等ができれば幸いです。ありがとうございました。

成定:どうもありがとうございました。非常に最後まで全体をまとめてくださるような形でおっしゃっていただきありがとうございました。まず今の砂川さんのご発表に関して質問等ありましたらお願いしたいと思います。非常に表もたくさんあって勿体無かったんですけども。私がちよっと思ったのが、95年以降と

いう風にまとめられた理由は何かありますか？

砂川:1995年以前の基地問題については、県民の間には諦めのムードがありました。しかし、1995年の米兵による少女暴行事件をきっかけに、普天間基地の返還について日米が合意したりと、沖縄が主張することで、変化が起こるかもしれないという期待もあり、沖縄県民が色々主張をし始めていきました。私が記憶する限りで、大きな社会運動というのは、それ以降なので、95年をキーワードにまとめてみました。現在大きな社会問題となっている普天間基地の辺野古への移設計画も95年の事件がきっかけとなっていますし、そういう意味で、95年は社会運動の転換期であったのではないかと考えています。

成定:他にご質問何か。

女性:素人的な関心なんですけど、オバマ政権になってアメリカの政府の環境問題に対する、国外とか日本に対する姿勢が少し変わったとかそういうのはありますか、何か。

砂川:沖縄でも多くの方が、オバマ大統領に期待したのですが、オバマ政権になって変わったということはないと思います。普天間基地の辺野古への移設計画も着々と進められていますし、国防長官が変わっても、米政府の姿勢は変わりません。アメリカが積極的にジュゴンを守るために動くかという、そうではありませんから、変わってないと断言できると思います。

女性:ジュゴンだけでなく、他の環境問題でも全然？

砂川:米海兵隊環境部の説明によると、自然エネルギー等への投資は増えていると聞いていますし、石油依存から少しずつ再生エネルギーへシフトしているようです。中東からの撤退も視野に入れ、再生エネルギーへの投資も増えていると聞いております。

男性:2003年の3月に沖縄環境ネットワークで第1回国際シンポジウムを主催となっていますけれども、この時海兵隊の環境部が参加するわけですね。その影響だとかそれによって何かが変わったのか、あるいはその後の環境と沖縄環境ネットワークだけでなく、他のNGOだとかそういう団体の関係とかありましたら。

砂川:どうして在沖米海兵隊環境部を招聘したかということですが、実は1999年11月にアメリカで「軍事基地の環境浄化に関する国際草の根サミット」がありました。NGOの会議であるにもかかわらず、そこに米国防総省のスタッフが招聘され、環境浄化政策やプログラムについて説明されていました。また沖縄では、アメリカ等から環境NGOが沖縄を訪問する際に、在沖米海兵隊の環境部と話をさせてほしいというリクエストがあったので、そのようなリクエストに応えるために、在沖海兵隊環境部にコンタクトを取って、繋がりを作るようになりました。米国での国際会議の経験から、沖縄でも、米軍の環境政

策については、間接的ではなく、直接当事者からお話しを聞くべきだと考えるようになりました。しかし、在沖海兵隊環境部からすると彼らの活動をアピールしたいので、平和団体からは、「わざわざ米軍に宣伝するような機会を与えるのはおかしい。」とか「プロパガンダになる。」と、強烈に批判された経緯があります。自ら米海兵隊の環境部のPRみたいな報告になるのですが、彼らの報告を聞いて、率直に意見交換をすることで、現在の在日米軍の政策では、どの範囲が対象となっていて、どの範囲が対象となっていないということが、見えてきます。

例えば、在沖海兵隊環境部が設立されたのは、1995年です。そうすると、1994年以前の環境汚染については、記録がないことが分かってきました。それ以前は、「過去の汚染」つまり「ストック」の汚染ということで、米軍の内部指針や、日米地位協定4条の現行解釈に照らして、長期的な環境浄化がなされないことが分かってきました。情報交換を通して、現行の在日米軍の環境政策の問題点を整理することが容易になります。

一方で、NGOと意見交換をすることは、在沖海兵隊環境部にとってもメリットがあります。実際、在沖海兵隊環境部のトップの方は、自らの組織を拡大して、いろいろな活動をしていきたいという考えを持っています。

地元自治体やNGOからの意見を吸い上げて、問題に対処するために予算化したりしているようです。

彼らなりに、フローの汚染を予防しようと努力していると思いますが、海兵隊普天間飛行場でもオイル漏れが生じたりしていますので、汚染が減っているという印象はありません。ただし、頻繁に情報交換をする場を設けやすくなりましたので、私達、NGOや研究者が気になっていることについて率直に聞くことができるようになりました。

桜井先生も書かれておられますが、例えば、軍の内部規定として、1998年に発令された国防総省指針4715.8「国防総省の域外活動に関する環境修復」があります。その指針には、過去の環境汚染であっても「明らかになっている、緊急かつ重大な」汚染、いわゆるKISE (a known, imminent and substantial endangerment)に対してのみ米軍側に環境浄化の責任があると規定されています。2001年の韓米地位協定の改定の際に、合意された、環境保護に関する特別了解書の内容も、米国のその枠内を出ていません。つまり既に、国防総省の内部指針にあった内容を、韓米地位協定の「改定」の際に、二国間の「合意」という形でパフォーマンスをしたに過ぎないのではなかと、検証することも可能になってくるわけです。そのようなこれまでの協定「改定」の問題を踏まえて、やはり合意内容には、行政裁量が大きい文言は、避けるべきで、交渉の際には、協定の中に、他の解釈を許さないはっきりとした文言で、汚染に関する米軍の責任や、韓国国内法の適用などを明文化すべきだという課題も見えてきます。行政が拡大解釈できるような文言を避けなければ、米軍側の裁量、あるいは韓国政府、日本政府の裁量で、運用が行われてしまいます。

米海兵隊環境部からすると、汚染の浄化は、国防総省指針の枠内でしか行えず、長期的な環境浄化に予算もつかないのだから、彼らとしても動けないという説明してくるわけです。そのような法的な問題や予算的な事情も、彼らとの情報交換や議論の中で、整理ができてくるということがあります。

小池:小池と言います。質問というかお考えをお聞きたいということで質問したいんですけども、次

世代の育成とか、地域主義の思想とか変革の種をどうやって作るかというお話に非常に私も関心があるんですけども、市民運動とか社会運動を広めていくという視点に立ったうえで、先ほど韓国に行かれた時の学生さんのコメントがありました。日本人って嫌われてないんだなっていう。そういう所で実際、学生レベルとか人と人が顔の見えるところで交流することによってポジティブな面があると思うんですけども、あくまでそういうものを広めていきたいという視点に立ちながらなんですけれども、逆にそういう所で気をつけたい事をお聞きしたいと思ったんですね。というのはもう少し説明をしたいと思うんですけども、先ほどジュゴンの所で、環境問題の話で、大学の授業の話でエコの話の一環としてジュゴンの話を出すと学生たちがこういう軍事基地の問題に目を向けてくることもあるというお話がありましたけれども、下手をするとそこはエコステッカーを貼って終わり、みたいな感じになりかねない。それが本当の沖縄の姿、あるいは基地の問題とリンク、あるいはそれが日本が抱えている問題とリンクできないということで終わってしまいかねないという恐れもあるんですね。同じような問題が、草の根という言葉も少し嫌ですけども、対面的に交流するなかでポジティブな面もありますけれども、ネガティブな面もやっぱり見えてくると思うんですが、もし実際に韓国に学生さんを連れていかれて色々諸活動されているんですけども、そういう所でもしネガティブな面が何かあるようであればお聞きしたいと思います。あくまでこれはいかに社会運動、市民の交流を広げていくかという視点に立っての事ですけども、お願いします。

砂川:ありがとうございます。特に国際交流を通して考えることは、やっぱり国によって事情が違うということ。韓国は北朝鮮と停戦中であるなどです。沖縄では、米軍基地の写真をバチバチ撮れるんですけども、韓国に行くと、それは非常に危険な行為になるわけです。沖縄では問題なく行われる米軍基地の周辺を回るツアーも、ソウルで同じようなことをやると後ろから警察官がついてきたりだとか。実際今回の韓国訪問の際にもありました。その地域の社会的な事情、政治的な事情、軍事的な事情をしっかりと認識し、配慮して行動すること、そして勉強させていただくという姿勢が大事であると思います。そういった所から入って行って、沖縄と共に乗り換えられる問題は何なのか、そうでない問題は何なのか、そういう事に気をつけていくというのが大事だと思います。

成定:はい、ありがとうございました。もう少し質問あるかもしれませんが、またディスカッションの中でお願いできたらと思います。では砂川さん、どうもありがとうございました。続いてになりますけれども、桜井先生のコメントをお願いしたいと思います。

(表1) 在沖米軍基地環境問題に係る主な出来事と社会運動の取り組み (1995年以降)

	沿革 (但し、社会運動については、下線を加えた。)	主体
'95年8・9月	<u>第4回世界女性会議 (北京) 「NGOフォーラム北京'95」へ沖縄の女性たちが参加</u>	NGO
1995年9月	米兵による沖縄少女暴行事件	
2月	<u>基地・軍隊を許さない行動する女たちの会による「アメリカ・ピースキャラバン」に同行した沖縄の新聞記者が、サンフランシスコの基地跡地汚染問題を報道</u>	ジャーナリスト
1996年	<u>那覇市議が「米軍基地による有害物質の汚染と浄化に関する1996年国際フォーラム」に参加</u>	ト
1996年11月	<u>第16回日本環境会議沖縄大会 第4分科会「基地と環境問題」、第6分科会「青年と環境」で基地の環境問題が議論された。</u>	地方自治体 NGO・弁護士・研究者
12月	沖縄に関する特別委員会 (SACO) 最終報告 普天間基地を含む11施設の返還合意	
1997年	インターネット、電子メールが普及し始める。 沖縄環境ネットワーク (以下、沖環ネットと略する。) 結成	
1997年4月	<u>沖環ネットから派遣された会員が、サンフランシスコで基地環境浄化を視察、また国連環境開発特別総会のNGO会議で、海上基地に係る環境問題を訴えた。</u>	NGO
6月	<u>那覇防衛施設局による普天間代替施設建設計画関連の調査中に名護市の辺野古沖でジュゴン (国指定天然記念物) が発見された。</u>	NGO
10月	沖環ネット、国と県へ、名護市の住民投票に先立って環境アセスメントを実施することを申し入れた。	NGO
12月	<u>名護市の住民投票「米軍ヘリ基地建設の是非を問う名護市民投票」で、投票者の52%が反対の意思を示した。</u>	市民
1998年4月	大田昌秀県知事 (当時) の訪米時に基地跡地の環境浄化作業を視察	
1998年5月	琉球新報社が連載「点検基地汚染」で、嘉手納基地内のPCBの「ため池」への投棄問題、	ジャーナリスト
8~10月	<u>基地従業員の労災 (有害化学物質への暴露) 等について掲載</u>	
	特定非営利活動促進法 (NPO法) が施行された。	
1998年12月	沖環ネットが、沖縄の米軍航空機による低周波音公害調査を実施	NGO
1999年3月	沖環ネット会員2名が、軍事基地の環境浄化に関する国際草の根サミット (米国) に参加	NGO
11月	稲嶺知事がジュゴンの回遊ルートである辺野古沖を普天間代替施設予定地に決定したことを表明	NGO
11月		
2000年7月	<u>G8サミットのカウンターサミット「国際環境NGOフォーラム」 (沖環ネット主催) 第2分科会「軍事活動と環境問題」でベトナム、韓国、米国、プエルトリコ、横須賀、沖縄から報告</u>	NGO
	沖環ネットが、G8サミットのNGOセンターの運営を担う。NGO共同宣言で、海外軍事基地建設反対、基地の汚染の浄化を求めた。	NGO
2002~2004年		
2002年9月	沖環ネット、キャンプ・コートニーの鉛汚染を事例にした基地環境調査プロジェクト実施	
	沖環ネット世話人、研究員が、国連持続可能な開発に関する世界首脳会議 (ヨハネスブルグ) のNGOフォーラムで、軍事活動と環境問題に関するフォーラムを開催	NGO
2003年3月	沖環ネット「軍事活動と環境問題に関する第1回国際ワークショップ」 (沖縄) を主催 (マリアナ諸島の射爆場訴訟原告団代表を招聘。会議の一日目、米国のイラク攻撃開始。初めて海兵隊環境部が参加発表)、東京にて日本外国人特派員協会と環境省記者クラブでの記者会見、国会議員との勉強会	NGO 他
2003年9月		NGO
2004年4月	沖縄の住民・環境団体らが米国カリフォルニア北部地区連邦地裁にジュゴン訴訟を提起	NGO
6月	沖環ネットジュゴン環境アセスメント監視団、辺野古アセスの方法書と関連資料 発行	
2004年8月	沖環ネット 通信26号で辺野古の環境影響評価の問題点を掲載 (~現在 56号)	研究者
10月	沖縄国際大学に普天間基地所属のヘリ墜落	
	環境アセスメント学会沖縄大会にて、沖環ネット世話人が辺野古のアセスについて報告	NGOら
	参加者有志による緊急アピール	
2005年3月	<u>「ジュゴン対ラムズフェルド判決」で、米国カリフォルニア北部地区連邦地裁は、国家歴史保存法が本件事情下では適用されるとした。</u>	

2005年10月	日米安全保障協議委員会において、普天間代替施設予定地が従来の辺野古沖から、キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに近接する大浦湾の水域を結ぶL字型に設置するという計画へ変更することが合意された。	NGO
2006年1月	国連人権委員会へ提出されたドッド・ディエン国連人種差別特別報告者による特別報告書で基地の環境問題が認識され、日本政府に対し米軍基地に関して検討する勧告が出された。	NGO
2006年5月		NGO
2007年6月	沖環ネット 通信33号で高江のヘリパッドの問題点が掲載される。(～現在 56号)	
2007年8月	沖環ネット 通信号外でオスプレイ配備の問題点が掲載される。(～55号)	NGOら
2008年1月	那覇防衛施設局が、日本の環境影響評価法に基づき辺野古崎沿岸案の方法書を公告縦覧 米国カリフォルニア北部地区連邦地裁は「ジュゴン対ゲーツ判決」として、連邦政府の	NGO
2008年4月	行為は国家歴史保存法に違反し、違法であると判示した。	NGOら
2009年1月	沖縄・日本・韓国 共同米軍基地環境調査研究 国際シンポジウム開催	
4月	原告は最終応答文書を裁判所に提出。和解案合意には至らず、裁判所の判決待ち。	NGO
7月	沖縄防衛局が日本の環境影響評価法に基づき、辺野古崎沿岸案の準備書を公告縦覧	住民
8月	沖縄ジュゴン環境アセス監視団 辺野古環境アセス準備書への意見書・資料集 Part 1 発行	
8月	住民ら342名が、那覇地方裁判所で辺野古・違法アセス訴訟を提訴	
10月	衆議院議員選挙で普天間基地の県外移設に前向きな鳩山代表率いる民主党が政権政党へ	県議会
10月	辺野古崎沿岸案の準備書に対する沖縄県知事意見提出	NGO、
11月	沖縄県生活環境保全条例（第3条の2 米軍基地の環境問題への取組を含む）施行	教育機
12月	沖環ネットと沖縄国際大学が共催し、国連環境計画・環境規範と軍事活動に関する国際市民社会作業部会（沖縄）で、市民社会団体メッセージ採択	関
	沖環ネット世話人、国連環境計画・環境規範と軍事活動に関する国際（政府間）会議（ジュネーブ）で、国際市民作業部会成果及びメッセージ報告	NGO
2010年1月		
2010年4月	名護市長選で普天間代替施設の受入に反対する稲嶺進氏が当選	
5月	「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める県民大会」が超党派で開催（沖縄県知事、沖縄県内全41市町村の首長（代理2名）が参加）	
10月	普天間代替施設の辺野古への設置等の内容を含む日米安全保障協議委員会共同発表	NGO
11月	第10回生物多様性条約締約国会議（COP10）にて、沖縄・生物多様性市民ネットワーク（沖縄DB）が、沖大と共催でフォーラム開催、ブース設置、高江・辺野古の問題等を訴えた。	
2011年8月	沖縄県知事選挙で現職の仲井真氏が普天間基地の「県外移設」を公約に掲げて再当選	ジャー
2012年1月	占領下の対話（DUO）沖縄会議において、ジョン・ミッチェル氏が、退役米軍人の証言等	ナリス
1～2月	を基に、沖縄の枯葉剤問題について報告	ト
2月	おきなわ環境ネット 通信50号（特集号）発行	NGO
2012年12月	沖縄県が、辺野古の評価書への意見書に対する住民意見を募集	自治体
	辺野古崎沿岸案の評価書に対する沖縄県知事意見提出	住民・
2013年2月	基地の環境問題を含む「復帰」40年を検証する、沖縄大学地域研究所研究班編『琉球列島の環境問題』を発行	研究者
6月	辺野古アセス訴訟・那覇地裁判決 やり直し認めず原告の訴え却下	住民ら
6月	沖縄BDが「沖縄市諸見里サッカー場工事現場のドラム缶について一専門性と透明性を備	NGO
7月	えた調査の実施を求める要請」を提出	住民ら
	福岡高裁は、高江・通行妨害禁止訴訟で住民側敗訴の判決（7月住民側上告）	NGO
7月	ヘリ基地反対協議会、沖環ネット他6団体が辺野古・大浦湾埋立を不許可にする意見書と呼びかけ	
	参議院選挙沖縄選挙区で、改憲・辺野古移設反対を明確にした糸数慶子氏当選	

V. コメント(桜井国俊)

3人の方の報告を踏まえまして、若干コメントをさせていただこうと思いますけれども。

浦島さんは17年にわたる辺野古新基地、我々はあれは代替基地だとは思ってないんですね。日本のお金で最新鋭の基地を作ろうということで、決して普天間の代替だとは思っていませんので、あれは新基地であると。辺野古新基地の建設に反対する運動を17年にわたって続けてこられて。その中でオスプレイ配備にともなって、高江にもヘリパッドという名のオスプレイパッドが作られていることから、高江での反対運動も続けられる、非常に長期にわたる取り組みですよ。この長期にわたる取り組みを、そこで暮らしている人々が続けていくというのはこれは大変なことだと思うんですよ、それぞれ生活がある中で。あの人も亡くなられた、この人も亡くなられた、17年の間に多くの人が亡くなられております。

そういう方々が続けてくる中で、しかも集中的に地域を分断する取り組みがされてくる。そういう中で、2010年には海にも陸にも基地は作らせないという今の稲嶺さんの名護市政が生まれたわけですけれども、それが来年の1月にある名護市長選でどのような事になるのか、この名護市長選で現在の市政をひっくり返すような働きかけが今集中的に起きていると思うんですね。そういう中でも浦島さんのお話にありましたけど、地域が分断される中でももう一度改めて人々はその中で日本政府が集中的にばらまく再編交付金ですとか北部振興の様々なお金、そういうもので自分たちの生活は実はよくなるんだということを多くの人が学んできただろうと思うんですね。でもやはり、改めて分断が行われるその事が17年の戦いの中ではあったように思うんです。それを我々がどう沖縄全体で、日本全体で共有できるのか、そこにはものすごい大きな分断があると思うんですね。沖縄の中でも私は那覇で暮らしておりますので、那覇で暮らしていると、普天間の爆音、普天間の訴訟の事務局長をされてる高橋さんもおられますけれども、やはり普天間で暮らしているのと、那覇で暮らしているのは、この学校で私は教えているわけですが、時々授業の邪魔になるようなのが聞こえますけどね。やっぱり四六時中間こえるわけではないので、那覇と嘉手納、普天間の基地の周辺に暮らしている人たちとの間には確実に温度差がある。また普天間からは人口密集地帯なので、それをこの、人口があまりいない名護のしかも東海岸にもっていくと、その事が負担軽減になるというのが日本政府のもの言いのわけですけれども。そこは明らかに沖縄の島の中でも温度差がある。そこでまた分断の楔が打ち込まれることが繰り返されているし、これからも繰り返されると思うんですけど、その事を浦島さんは語られたと思うんですね。

その長い戦いを我々はどういう形で続けてきたのか、これから続けていくのか、さらに続くと思いますけれども、どうすればその辺をより発展させることができるのか、継続させることができるのかというのが非常に重要な問いで、浦島さんにはぜひこれからも継続していくために、最後には勝利以外は考えておりませんので、そのためにはどういうことが最低限我々にとって必要なのか、今までの取り組みの中から一つでもヒントを与えていただければ、それは沖縄の我々だけではなく、軍事基地の出す様々な問題に取り組んでいる人達にとってもひとつの知恵の共有に繋がるんじゃないかということで、そんな事を後のディスカッションの時にはお話いただければと思います。

それから、吉川さんからは緑の点をつなげるということで、IUCNですとかUNEPですとか、あるいは

アメリカのMMCというような所とつながりながら、それを活用していくという形で、3つ例を挙げられましたけど、IUCNへの働きかけ、あるいはジュゴン訴訟、それとMMCへの働きかけでお話がありましたけれども、これはやはり、我々にとって非常に重要な点だろうと思うんですね。我々が様々な情報源、あるいは運動体、組織、それを最大限活用していくということがこれからも求められていくと思います。

先ほど真喜志さんが指摘されましたけど、二次情報ではなく一次情報を我々自身が手に入れなければいけない。我々自身で情報を入手すべしという所と、そして我々自身がしっかり学習するということですね。学習することについては、アセス法の学習というのは沖縄では非常に繰り返し行われてきましたけれども、今回3人の方にお話いただいた、軍事基地環境問題というところでは、3段階あると思うんですね。計画段階、これから作りますという段階、そこではやはり法的にアセスをやらなければなりませんので、アメリカのアセス法である国家環境政策法、これを学ぶ。そして日本の環境アセス法、そして県条例。

高江のヘリパッドは県条例に基づく自主アセスという形になっているんですね。県条例ではヘリポートはアセスをしなければならないんですよ。ところがヘリパッドは書かれていないので、ヘリパッドはやる必要はない、でもやんばるの自然は大変貴重な自然だから、それを守るために自主的にアセスをやりますと。これが沖縄防衛局の言い分なわけですよ。ですから我々としては、それは大変結構ですよとなるわけですね。そうだったらちゃんと県条例に基いて、アセスメントの精神に則ってやってくださいという形で、県条例のうえではどうなっているのか、県条例は当然制約がありますけれども、そういうことを学習していかなければならないということになるわけですね。

これは計画段階ですが、供用中の基地がもたらす環境問題あるいは様々な社会問題としては、第一には人権問題がありますよね。そして環境問題であり人権問題なんですけど、爆音の問題がありますね、騒音です。嘉手納の爆音訴訟、それから普天間の爆音訴訟、今日も続いておりますけれども供用中の問題。後で高橋さんから爆音訴訟の事について、どのような事が大きな課題なのか、お話いただければと思いますけれども、これが供用中の問題です。そして返還後は返還される基地がすべて毒付きであるということですね。

毒付き返還。この毒付き返還の問題をどうするのかということで、これにつきましては地位協定第4条第1項が、米軍は返還するに際して原状回復の義務はないということになっているわけですね、分かりやすく言えばですね。これは韓国でも同様です。韓国でも第4条第1項が返還に際しては原状回復の義務は米軍にはないと。4条の2項はこの基地の上に新たに作った施設等々がありますけれども、これが日本、韓国に戻ってくるときに日本政府や韓国政府はこれに関して弁償する、つまり買い取る必要はないと言ってるんです。4条1項と4条2項はお互いに相殺すると考えられているわけですね。4条1項は日本では徹底的に我々はそれで金縛りになり、頭がいわば思考停止状態になっています。これはおかしい、汚染者の米軍こそが綺麗にすべきだと。しかし地位協定ではこうなっていて仕方がない、ここでストップなんですよ。それは国も県も基地所在の自治体も、そして我々県民も含めて、地位協定はおかしいけれどもそうになっている、ということで浄化するのは日本政府ということになっているわけなんです。

ところが隣の韓国はそうはなっていないんですよ。全く同じ地位協定、それに付随する文章もそうなんですけれども、しかし韓国では韓国憲法裁判所大法廷がおかしいと言っています。この地位協

定4条1項は、締結されたのは1966年です。1966年の時点ではアメリカの土壤汚染防止法のスーパーファンド法のきっかけとなったラブカナル事件はなかったし、アメリカで土壤汚染の問題なんか議論されてなかった。その前に制定されているわけなので、1966年に制定された地位協定4条1項というのは土壤汚染の事なんか考えていないんだと。なので、土壤汚染をしてもよいということを保障している協定ではないし、汚染したものを綺麗にしないでアメリカは帰って良いということを言っている協定ではないんだというのが韓国憲法裁判所の判決なんですよ。2001年11月の判決です。また、アメリカの大使に対して、韓国の環境部の長官は綺麗にするのは米軍だとかそういう風に言い切っているわけですよ。韓国と日本のものすごい温度差といいますか、パーセプションギャップ、理解の差があるように思っていて、この辺が非常に返還後のところでは大きな問題になります。

この事に絡んで、今沖縄で特に問題になっているのは枯葉剤の問題でございます。このシンポジウムには、河村雅美さんが参加される可能性もあったと思うんですが、河村さんと吉川さんはBD沖縄のメンバーとしてこの間、熱心に枯葉剤の問題に取り組んでおられます。6月に沖縄市のサッカーグラウンドでダウケミカルのドラム缶が見つかったんですけれども、そこから枯葉剤の成分でありますダイオキシシンが検出されました。この検出の際に分析をどうやるのかというのが大変重要な問題だったと思うんですね。沖縄防衛局とか県が調べるのを我々市民が黙って見ているわけにはいかないところがありますね。彼らの分析が信頼できないと思っていたほうが良いわけですし、そこに沖縄市にBD沖縄の皆さんがアドバイスをされて、信頼できる民間の研究所の方に加わっていただいて、そこから動かしたいデータを掴むことができた。今後もこれを続けることができるかどうか、これについても実はお隣の韓国では、帰還米兵の方の証言があって、キャンプ・キャロルに枯葉剤を埋めた、それで韓米の両国の調査団が調べた結果は、あまり大したものはありませんでした。実は、米軍はドラム缶を既に掘り出して、別の所に持っていったわけですよ。ですから、掘り出した後今更調べてもろくなものが出ないということはおもう確認済みだったわけですよ。だから韓米の両国の調査団が入ったと。そのことを踏まえて、韓国のグリーンコリアの皆さんですとか、そういうNGOの皆さんが調査の仕方に問題があったんじゃないかと。こういう調査ではやっぱり出てこないということを韓国ではちゃんと総括しているわけですね。

そういう事を沖縄の我々は知らないでいるのは非常にまずいなということで、そういう意味で先ほどの緑の点をつなげるといって吉川さんのご指摘は、IUCN、UNEPそういうような所だけではなくて、基地環境問題を抱えている様々な国々の市民団体の皆さんと情報交換、交流する。今回砂川さんが学生さんを連れて9月に韓国に行かれたのは、そういう形で韓国とお互いに市民団体同士で学び合うものが大いにあるということで、その辺りは普天間爆音訴訟事務局長の高橋さんは沖韓連帯という形で非常に長い間その交流を続けておられますけれども、それが我々にもたらすのは非常に大きいように思います。

韓国の話をしたものですから、その際に我々が忘れてならないのは、現在両国には米軍の軍事基地があって、そして韓国でも米軍基地では片方ではどんどん返還され、片方では新しい最新鋭の基地がピョンテク等に作られるという再編合理化が進んでいる。しかもそれは韓国のお金でやられるわけですよ。沖縄での米軍基地の再編というのも日本国民の税金でやられる。同じような仕組みでやられていて、そして還ってくる基地は汚れている。それをどう浄化するかということでもお互い学び合うものがあるわけですので、そういう形で現在進行中の基地環境問題についてお互いに学び合っ

る所もちろんあるわけですがけれども、それと同時に忘れてならないのは、やはり沖縄の地にはかつて沖縄戦を体験して、それは沖縄にとっては大変な大きな悲惨なことだったわけですがけれども、その沖縄戦に至る過程では沖縄にも韓国から男性女性が連れてこられて、男性に至っては一説によりますと1万人と言いますよね。朝鮮人軍夫の方ですね、強制労働で連れてこられた。そして女性、いわゆる「従軍慰安婦」として連れてこられた方。「従軍慰安婦」の碑が最近宮古に立ったようですがけれども、そのことはやはり忘れてはならないと思うんですね。この悲惨な戦争を繰り返さないということのためにも、韓国の事もきちんと歴史は共有していかないといけないのではないかと。現在進行形の竹島の問題もありますけれども、その背後には我々が歴史を見つめていないということが隣国から問われているように思うんですね。そのことも含めて考えなくてはいけないんじゃないかと思います。

さて、3人の方のお話を伺っておりまして思ったんですが、このシンポジウムの狙いのような所で書かれていたと思うんですが、沖縄における環境問題の意義役割を明らかにしなければなりません。もちろん沖縄の我々自身にとってこれはやらざるを得ないわけですが、この素晴らしい自然がかなりボロボロになってきていると思うんですが、先ほどの浦島さんのお話の中でも人工ビーチだらけだと。本当に人工ビーチしかないんですね、こんな素晴らしい自然海岸をなんで壊していくんだという風に思うんですけど、それでもまだ残されている貴重な自然を将来の世代に引き渡していくという我々自身の責務があるので、沖縄における環境問題の意義、役割というのは我々自身にとってはもちろんあるわけです。

しかし同時にこのテーマ設定は、例えば日本本土に対してとか世界に対してどういう意味があるのかということも問うているような気もするんですが、そういう仮定でお話するとすれば、やはり我々は沖縄から日本が見えると思っているんですね。沖縄から見れば日本社会のおかしさが分かる。ある意味日本社会の矛盾が、沖縄に集約的に表れているという風に思うわけです。すべての問題が沖縄に集約している訳ではなくて、例えば新たに福島に集約的に現れている、日本の問題も見えてきているわけですが、いずれにせよ日本を見ていくうえでの一つのスポット、ここからは日本がよく見えるというスポットであるし、従って日本を変える一つのテコになる部分だろうとも思うんですね。

一例を申し上げますと、基地環境問題の3つの段階をお話しましたが、建設に先立つ計画段階ではアセスが行われますけれども、沖縄県が実はアセス銀座なんですね。こんなにアセスが行われているところは他にありません。日本で年間に実施されるアセスは約70件です。アセス法に基づくアセスは20件です。県条例に基づくアセスは約50件。合計年間70件です。これがアメリカですとアメリカの連邦アセス法NEPAに基づくものが約5万件です。中国も国の法律に基づくアセスが約5万件です。つまり日本はいかにアセスをやらない国かということなんですけれどもね。そういうアセスがやられない国日本で、アセスがもっぱら集中しているのが沖縄なんですね。しかも問題アセスばかりです。この問題アセスを放置していると実はアセス法というもの、つまり開発に先立ち環境の保全を考える、ある意味日本の環境を保全する法律であるところのアセスがガタガタになるという事なんです。沖縄の無茶苦茶なアセスの状況を阻止できないとすれば、それはアセス制度がガタガタになるわけですので、日本にとって大変なことになるわけですね。

具体的に申し上げますと、例えば浦島さんが辺野古の基地の話がされましたが、真喜志さんも話されましたけれども、あそこにオスプレイを配備するというのは実はずっと前に決まっていたんですね。

1996年のSACO合意ですね。SACO合意の草案にはちゃんと書かれていて、アメリカ側は俺達は配備するんだから、ちゃんと日本国民に説明してくれと言っているわけですよ。ところが日本政府は嫌がって、そんなこと言うとみんな反対するからというのでそれを抑えて抑えて抑えたわけですね。SACO最終合意からは削除されました。私はあのジュゴン訴訟というのはすごい大きな役割を果たしたと思うんですけども、ジュゴン訴訟でアメリカ国防総省が証拠として出してきたわけですね、日本政府がこう言っているというのが出てきたものですから、この計画がモロに分かったわけです。それを我々は使って、アセスは3段階あります。方法書段階。我々が意見を言えます。準備書段階、これでも我々は意見を言えます。最後の評価書、これは我々は意見を言えません。その方法書が出た時に、我々はこの方法書には飛ばす飛行機としてオスプレイが書いてないと。オスプレイを飛ばすんですよ、飛ばすのに決まってるでしょ、でもオスプレイを飛ばす基地としてオスプレイを書かないで、こんなのはアセスにならないじゃないかという形で我々はみんないちゃもんをつけて、当然の文句を言うわけですね。しかし、いやまだそれは正式には決まっていないという形で方法書、準備書で逃げたんです。そして、評価書になりますともう本決めますから、評価書の段階では我々市民は意見を言えません。その評価書にはオスプレイを書きたいということで、その直前2011年6月6日にアメリカが配備すると突然言ってきて、FAX1枚で沖縄県にオスプレイ配備を知らせてきたんです。そしてその年の12月28日の仕事納めの日の明け方にめちゃくちゃな提出の仕方をしたんですが、その評価書に書き込んできたわけですよ。

沖縄県民はアセス法をよく知っているんですけども、アセス法の28条で後出しはダメだと書いているんですよ。後出しジャンケンはずるだと書いているんですよ、当たり前ですよ。後出しをやってよければ、いかにも小さなプロジェクトをやるようにしておいて、後で書き換えて大きなもので通してしまう。こんな事をやられたらアセスは成り立ちませんので、基本的には後出しはダメだと書いてあるんです。でも、後出しにあたるものは、具体的には政令で決めてあって、先ほど砂川さんがおっしゃいましたけれども、細かい所を決めるのは行政が決めている。行政が決めているのを見ますと、飛行場の場合は滑走路をかなり長く伸ばす、あるいは埋め立て面積をかなり大きくする、その場合は変更なんですよ。それ以外は変更じゃないんですよ。法律的には機種の変更は計画の大幅な変更じゃないっていうことになってるんですよ。なので、オスプレイに変えるというのは法律上はやり直しを求められないということになっているんですね。

そこでも私は先程の砂川さんのお話の中でも非常に重要だったと思うのは、色んな所に働きかける中で、県知事は評価書に対して意見を言われるわけですけど、我々市民は意見を言う機会はなかったんですけども、県知事が作っている審査会が県民にオープンにしたんですよ。県民に意見を言う機会を与えたんです。それは我々がそういう風に働きかけたからというのもありますね。一つには沖縄県で開催される審査会の大学の先生方はみんな身近な存在なんですよ。東京ではこうはいかないわけなんですよ。東京では自分の暮らしている所ではなくて、自分が千葉県民であれば埼玉県の審査会には出ると思うんですよ。埼玉県の審査会に出て、勝手な事を言うわけですね。でも沖縄では勝手なことを言ったらすぐ分かりますから、県の中に暮らしている大学の先生が出席する審査会ですので、我々が働きかけていけば、審査会が県民の意見を聞くという形をやったんですね。これは法律では求められていません。県民が意見を言えない段階で審査会は県民にオープンにして、しかも県民の代表10人に意見を言う機会を提供したんですね。その意見がかなり取り込まれて、県知事の意見という形

で最終的に、このアセスは579点について疑問ありというのが県知事意見として出て行くわけです。こういう形で、やはり法律には書き込まれていなくても色々な所に働きかけていくということをこの間やってきたんじゃないかなと思います。しかしアセス法が非常に手続法としては欠陥があるということが分かってきたのも、沖縄を通じてではないかなと思います。ちなみに準備書は5400ページを超える、読むことを拒否するようなすごい準備書でした。これは今まででおそらく一番厚い準備書じゃないかなと思うんですけど。このページ数が5400ページなものですから、我々はそれを超える意見書を出そうということで、枚数だけでいえば今まででこんなに意見書が出されたアセスはないのではないかと、それだけの市民運動も展開して、特に知事に県民は大変この件に関心があるということですね。

最後に国に対して意見を言う時には、埋め立て申請が出ていますから、埋め立て申請に対してどう答えるかは県知事でございます。県知事を励まそうというハガキ運動もやっているんですよ。私はハガキを出していないんですけども、ハガキ運動は意味がないんじゃないかという人もいるんですが、ハガキ運動で知事を励まそうという形で。やっぱり知事が県民を裏切らないような、そういう環境をどう作るか。なにしろ知事にはものすごい甘いアメが猛烈に出てくるんですよ。

その事の中で、今回お話がなかったこととして一つ指摘しておきたいのは、アメの問題があります。飴と鞭のアメですよ。今、最大のアメは那覇空港の第2滑走路なんです。那覇空港第2滑走路というのは、何故必要になるかという、沖縄は観光で生きているわけですけども、あそこは自衛隊との共用の滑走路なんです。自衛隊機優先です。私が海外出張からつい先日戻ってきたんですが、戻ってくる時も定刻に着くはずが、定刻に着陸できない。自衛隊機がまわっているわけですね。という形のことであって、いつも我々は経験しているわけです。もう滑走路のキャパシティが足りないという形で沖合に第2滑走路を作る。これは自衛隊機と共用でなければ必要ないですよ。でもそういうことが起きている。この第2滑走路を作ると、数少ない貴重な自然海岸である大嶺海岸、あそこは珊瑚の海です。それが潰れます。そういう事が現に起ころうとしているわけですね。しかし、県では県民も挙げて、第2滑走路期待の大コーラスなんです。私はこのアセスについてもおかしいという形で意見書を出していますけれども、そもそもこの事業は必要ないんじゃないかと。前の知事、稲嶺さんの時には共用をやめて専用にしてくれと。民間専用にする必要はないですよ。民間の需要予測だけを見ますと、第2滑走路は要りません。第2滑走路が必要だという計算になるのは自衛隊との共用だからなんです。前の知事の稲嶺さんが言っていたように、第2滑走路ではなくて民間専用にしてくれと。これでもうピリオドのはずなんですね。そういう事が出ている、このこともあってですね、第2滑走路の予算はものすごい大盤振る舞いなんですよ。工期を縮めてくれという知事の要求にも、YESという回答なんですね。7年の工期が5年になる。そういう形で知事の懐柔がものすごい形で進められているものですから、我々正直今の知事は転ぶかもしれないという危惧を大に持っているんですね。ですので知事を励ますという事も含めてやっていて、たくさんの声をあげることで、県民はやはり知事がNOと言ってくれと願っているんだということを発信し続けなければならぬところがあります。

砂川さんからは大きな流れでお話いただきましたが、砂川さんは現在沖縄国際大学で研究者と同時に教育者として活躍されておられますので、私は若い市民の育成というのはとても大事だと思うんですけども、砂川さんはネット世代、今はネットの時代なので発信もできるし色々情報交換もできる。これはもちろん大きなプラスなんですけれども、しかし同時にこれは砂川さんに対する質問でもあるんで

すが、私は今の時代のネガティブな側面もあると思うんですね。私も大学で授業をしていまして、学生たちがものすごくいわゆるネットで飛び交う、例えば対韓国、対中国のヘイトスピーチに猛烈に晒されているように思うんですよ。これは本土の側からすると、例えば尖閣は絶対必要、尖閣を守らねばならんと。はっきり言えばあんな無人島のために、沖縄の軍事基地化がどんどん進み、近隣諸国との対立がどんどん進んで、何かあそこでトラブルばすぐ紛争ですよ。それに巻き込まれるので被害を受けるのはここ沖縄です。そこで戦うのに兵士が必要だということになれば、まず第一にリクルートされるのは一番貧しい沖縄の若者なんですよ。私は学生たちが学費稼ぎのために休学して、本土の自衛隊に行くのをよく見えています。本当に学費が繋がらなくなると、学費稼ぎのために本土の自衛隊に行くんですよ。それで学費を稼いで戻ってくるのもいれば、戻らないでそのまま向こうにはまってしまう学生もいるんですよ。そういう学生たちを見ていると、本当に戦争という事態になった時に一番被害を被るのはこの沖縄であり、そして死ぬのは君等なんだということを本当は言いたいんですけどね。もちろん言うんですけども、言うてるにも関わらず中国はけしからん、韓国はけしからんという声かものすごく若者たちからビンビン来るんですよ。その辺でやはり、ともかく新聞は読みません。私は沖縄タイムスとか琉球新報から表彰状をもらわなければならない程、ともかく新聞読めと。新聞読め、そして本土の新聞と比較しろと。本土の新聞は何も書いてないぞ、沖縄の新聞で一面トップであっても、本土の新聞には何も書いていない。我々がどうい社会に生きているのかというのを知らない、我々は自分を守れない。そのためにネットだけでなく、地元の新聞も読め、本土の新聞も読め、本土の新聞もこの図書館に色々置いてありますから。東京新聞はまああ読めるけれども、産経が何を書いているか読めと。それを読まないで日本が見えないということを繰り返しているんですけども、なかなか学生は私の年寄りの声なんか聞いてくれません。しかし諦めるわけにはいかないというのがあって。

皆さん特に、先ほどの辺野古の戦いについて浦島さんがお話しておりましたけれども、17年。私はここに来て14年でございますけれども、2000年に宇井さんに言われて沖縄大学にきました。私は来ない、と言ったんですけども、お前来てということであつたんですけども、私は沖縄好きですし、来てよかったです。ただここに来たからにはやはりここでなければ見えないものはしっかり見ていきたいし、そして市民の一人として取り組んでいきたいな、その中で先ほどから3人の方が報告されたように、多くの方々と繋がっていくことこそが力だと。それと若い世代をどう育成するのか、これが大事だと思っているんですね。

そしてこの沖縄では、沖縄戦を体験された方がどんどんいなくなっておられます。その方々たちの思い、知恵みたいなものをどう引き継いでいくのかも大きな課題ではないかなと考えている次第です。かなり雑駁なコメントになりましたけれども、以上お話をさせていただきました。

VI. 全体討議

成定:どうもありがとうございました。非常に色々な論点をさらに引き出していただいた形で、次のディスカッションに繋がるコメントになったのではないかと思います。ではここに引き続きお座りいただいて、ご発表者の皆様も鈴木さん含めてこちらに来ていただいて、ディスカッションに行きたいと思いますが、ディスカッションに行くまえに高橋さんにちょっと先にお話伺うことでよろしいですか。ちょっとディスカッションの中でも結構なんですけれども、移動お願いできますか。今回は騒音の話が出ませんでしたので。

高橋:皆さんこんにちは。突然マイクを渡されてどぎまぎしています。普天間爆音訴訟の事務局を任されています高橋といいます。先ほど砂川さんがしゃべっている途中で、こっそり聞かせていただこうと思って入ってきたら、桜井先生から過大な設定をしていただき、困ったなと思いながら。普天間の爆音裁判は一次の裁判が始まったのが2002年でした。それで、2010年までかかって一次の判決が確定しました。判決の内容は、普天間の離発着する米軍機の出す騒音は違法であると。従ってそれに対する過去の被害の賠償金を支払え、賠償金についてはこれまでの他の基地、爆音訴訟に比べて低周波の騒音の被害もあるし、沖国大に墜落した実際の危険に晒されているという経過もあるので、これまでの基地騒音被害の倍額の被害額を弁償しろということでした。ただし、私達が一番求めた騒音の根本である飛行の差し止めということについては、第三者である米軍が飛行機を飛ばしているの、日本政府はこの差し止めについては権限が及ばないので、差し止めはできない、そういう内容でした。これをどうしようか、差し止めを認められなかったことを、どうやって国なり米軍に対して突き破っていくかということで、今第二次を取り組んでいるところです。最初の第一の裁判は、原告の数が400名でした。騒音被害を受けている人で、原告になれる区域に住んでいる方は約4万3000人がいるんですが、そのうちの400名ですから、100分の1の数です。今回の第二次は3500名に増えました。これは、団長の島田善次に言わせれば、なにも私達の主張が正々堂々と市民に受け入れられて約10倍になったと勘違いするなど。賠償金が1人あたり何十万出たから、ああそれをもらおうということではダメだと。本当はちゃんとした被害の実態と、米軍基地をどうするんだということをみんなで考えないことには、飛行差し止めは出来ないぞというのが我が団長の意見であり、おおよそ第二次を取り組もうという原告になった人たちの共通の思いです。だから、普天間はまだ10年ですけど、他の爆音訴訟は一番古いのは厚木とか小松ですね、40年以上にわたって騒音被害に取り組んでいます。判決が出るたびに賠償金を払って、第三者行為だからということで差し止めを認めないということを裁判所はずっと繰り返しています。日本政府も賠償金を払って終わりという風にしてしています。民事訴訟でふつう犯罪が起こされて、また賠償金払ってまたこれを40年繰り返す、本当に極悪な犯罪が繰り返されているという意味ではかつて無い悪質性だと思うんですが、手が及ばないという日本の司法の体たらく、アメリカに属国化している実態だなというのが裁判を通して、やっぱりまざまざと見えました。でも裁判の中で例えば、嘉手納とか普天間で基地の騒音被害によって、低体重で生まれている子どもたちがすごく多いよということだったり、短期記憶が調査したら本当に基地周辺で顕著に残らない、難聴だったり、実際健康被害としてありながらそれを裁判で証明するということができないんですね。だから実際に裁

判で私達が訴えたいことの10分の1、100分の1も実は裁判という制度の中では何も実現できないという事も一方であって来ました。そういう事を打ち返していくために、桜井先生から紹介されたような、他の国ではどうなんだろう、アメリカ本国ではどうなんだろう、ドイツでは、韓国では、そういう比較をしながら、そしてあの時代はこうだったけど今はどうか、振り返って時代の中で今本当に過去と比べてよくなっているのだろうか。そういう時間的な空間的な広がり、そういう検証を裁判の外でやっていくことはとても大事だと思いますし、沖縄市のサッカー場の問題についても米軍に浄化責任がないということは通用しないよという事をやっぱりきちんと言っていけるような、そんな事につなげていくような問題意識を、この裁判を通して言えるようになったということは、ちょっとだけ意義があったかなという感じですかね。難しくあまり説明できませんが。

成定:すみません、突然にもかかわらず本当にありがとうございます。ぜひディスカッションにも加わっていただけたらと思います。それでは今から1時間弱ほどになるかと思いますが、全体討論を始めたいと思います。先ほど桜井先生に色々論点を出していただけたと思いますけれども、まず質問の形といいますか、こういうような事をどう考えますかということでお3人に提示していただいたことについて、お1人ずつお話いただいて、その後でフロアの皆さんから、お互いの中での意見交換というものをしていけたらと思います。

桜井:すみません、私吉川さんにきちんと質問をしなかったかもしれませんが、吉川さんは河村さんと一緒にやっておられますので、枯葉剤の件で何か付け加えることがあれば、河村さんと一緒にやっておられるお立場から枯葉剤の問題は今どういう意義があるのかということをお話いただければなと思います。他のお2人には、砂川さんには特に若い市民の育成ということはどういう所をポイントにされているかという事と、浦島さんにはこれからも戦い続けるためには、この間の取り組みからどういう知恵を汲みとればよいのかという事をお話いただければと思います。

浦島:正直言ってもう戦いたくないです。いつ終わるのか、いつ終わるのか、もう終わる、もう終わると思いつつ、なかなか終わらなくてまだちょっと続きそうだなと思っているんですけど。市民投票に勝利したにも関わらず、それを踏みにじて、当時の市長が受け入れて、それ以降、地域が分断されていくなかで、二見以北十区の会も本当にどんどん参加者が減って、今の共同代表が私みたいなよそ者と、もうひとは地元の方ですけども、彼女もお嫁に来てこっちの人になった人で、純粋な地元の人っていうのがなかなか動けないという状況がずっと続いてきて、ある意味本当に絶望との戦いだったように思います。2010年に現稲嶺市政が誕生するまでは本当につらかったです。何度もやめようかと思ったことも、もう数え切れないぐらいなんですけど、ただその時に思ったのは、やっぱり今ここで諦めたら、じゃあ子や孫たちにどう言い訳をするのかと。過去の日本がなぜ戦争に向かっていったかというのを考えると、その時の国民たちが全部精神的にも総動員されて、軍部が悪いだけではなくて、みんながそれを支えていったから戦争になったと思うんですね。それを考えると、私達は戦後の生まれで、親たちの世代に対してなんでそれを止められなかったのかということをお聞きしたくなるわけですけど、今自分たちが基地を認めてしまったら、自分の次の世代に同じように問われるだろうと。その時、どうその責任を取

れるのか。私達が子どもや孫達に残せるものは自然と平和以外にないと思うんですね。それが次の世代の生きる基盤ですから、その自然と平和を自分たちが諦めてなくしてしまったら、次の世代の生きる基盤を自分たちが壊してしまう。それはやっぱり出来ないだろうというのが、一番最後にきたところです。それは地域の人たちも一緒に、特に女性たちですね。私は三原という所に住んでいますけれども、隣の汀間部落の女性たちが、二見以北の区長たちが基地絡みの振興策を要請しに、名護市の前市長に連れられて行った時に、「なんて恥ずかしいことをするのか、子どもたちに申し訳がたつのか」と区長に詰め寄って、この区長さんは東京まで行けなかったということがありました。そういう思いを持っている人たちが地域にたくさんいるということ、なかなか行動としては表せないけれども、みんなの思いがあるんだと感ずることができたというのが、続けてこられた力だと思うんですね。改めて基地にNOと言う市長を誕生させることができたというのは、それが基盤にあったから、名護市民投票以来の力が残ってきたからだと思います。今ものすごい圧力が名護市それから地域住民に対しても起こっています。先ほど「わんさか大浦パーク」の話をしたんですけど、実は現市長の誕生直後はみんながそうやって、もう一回自分たちの力で足元から作っていこうと始めたんですが、今また国のお金がいろんなレベルで入り込もうとしてきています。とてもヤバい状況だなと思っているんです。自立に向けて動き出そうとしてきたところをもう一回潰して、基地絡みの金で絡めとっていこうという動きが起こっているし、報道などでご存知だと思うんですけど、軍用地のいわゆる「嫌がらせ返還（返還されても使い道のない土地を返す）」ということがやられそうになっていますけれども、それは稲嶺市長に対する圧力だと思うんですね。そういう様々な形でやられてきている。その中で私達はそういうものに巻き込まれないで、しっかり未来を見つめていくということ、みんなで手を取り合ってやっていかなければいけない。一言で言えば諦めないことですね。それと、次の世代への責任ということを考えなくてはいけない。いつ日米両政府がこの基地を諦めてくれるんだろうかと思うんですけど、生きてる限り私たちは諦めるわけにはいかないというのがひとつあります。本当に今の市政になってよかったと思うのは、私達市民や住民の言っていることがどんどん市政に吸収されていく。稲嶺市長は「市民の目線でまちづくり」ということを言っています。今度知事が埋め立て申請について市長意見を求め、11月末までに市長が知事に意見を出すことになっているんですけど、その意見の照会が県からあった時に、名護市はすぐに市民の意見を求めるということで、8月1日から10月31日まで意見の募集を行なっています。別にそういう規定はないんですね、やらなくても良いことなんだけど、私達市民の側からそういうことをやってほしいと、議員も含めて要求したということもありますけど、そういう要求をちゃんと受け止めて市民の意見をなるべく市長意見に反映させるということで今やっていますし、また、市民のほうから「ただ意見を書けと言われても書けないよ。材料がないと、どういふものが作られるのかも自分たちはわからない」という意見を受けて、名護市はパンフレットを作りました。市の予算を使って、基地の概要とか沖縄県の基地の現状とか、辺野古・大浦湾に生息する動植物の写真も含めて12ページのオールカラーの、とても上等なパンフレットを作ったんですね。それも中学生が見て分かるような内容ということで、担当課長がとても一生懸命やって。私は今「稲嶺市政を支える女性の会」というものを立ち上げて事務局長をやっているんですけど、そこでこの間、公有水面埋立法の学習会をやったんですけど、「市のパンフレットをただ配っただけでは読まないから、学習会に説明しに来てください」とお願いしたら、担当課長と担当の方が合計3名来てきちんと説明してくれて、意見書の回収まで行なって帰ったんですね。そういう形で、

本当にこの市長になってよかったなと思うことがたくさんあります。それはもちろん基地問題だけではなく、前市政のやったことを尻拭いしないといけなくて、なかなかまだ充分ではないんですが、それでも市政が市民を第一にということで民主的にやっという姿勢が見えますので、やっぱりなんとしてもこの市政を守りたいと思っているし、それが次の世代に対する良い糧になると思うんですね。先ほども出ましたけれども、やっぱり私達も、若い人たちにどう伝えていくか、どう若い人たちをこの活動の中に組み込んでいくかということに対してとても苦慮しています。基地の問題についてもそうです。若い人は1対1で話すとはよく話は通じるんですけど、なかなか活動に参加するには壁があるみたいですが、それは私達が若い頃もそうだったし、私達のやり方が悪いというよりはスタイルが違うんだろかなというふうに思っています。一人ひとりの若い人と話していくと、先ほど桜井先生から学生の話もありましたけど、私は少なくともお話す限りの若い人については絶望はしてないし、すごいなと思うことが多いので、たぶん私達とは違うスタイルでやっていくんだろかなと思っています。

鈴木:名護市民としての話は悦子さんのほうでおっしゃったので、私の場合は違う視点で、自然保護と野生生物保護をやってきた視点から、桜井先生に文句言います。先ほどの尖閣の島について、あんなつまらない無人島にとおっしゃったのにすごくコチンときたんですけど、それはなぜかと言うと、私はまあ夢みたいな話だけれども、そういう残された自然に息づいている生態系、そういうものを非常に大事に思っているからこそ、ジュゴンの保護をしてきました。そしてあそこはジュゴンも、台湾のジュゴンとか沖縄のジュゴンの生息地です。その海を大事にする、関わる国が協力してそこを守るというのが本来じゃないかと思うんですね。ですから、野生生物の代弁をする、言葉のない生きものたちの代弁をするのが私達の役目だと思ってきました。そしてそのことを本来だったら政治家が代弁してほしいと思って、私は永田町にも通いました。民主党政権でそういう方(環境議員)もいたんですけど、政権交代劇の末ダメになって無残な結果になったんですが、そういう意味でモノ言わぬ生き物たち、子どもたち、ジュゴン、未来の人たちのために代弁できる何か頭の中の思考の転換が必要じゃないか、そしてまたあの海は生活者、台湾それから日本の沖縄の海人(沖縄では漁師のことをウミンチュと呼ぶ)にとっても非常に大事な海なんですね。ですからちょっと視点を変えて、モノ言わぬ生き物たち、それから生活者、あまり地位も権力もお金もない、生活するので精一杯の生活者の視点というのをもう一回大事に私達の中でそれをどう言葉に変え、政治家が政策に活かせるか、そこになんとか道がないかと思って、日々悦子さんとワークショップとか色々シンポジウムとか、今は土建屋さんと一緒に一生懸命仕事をしています。本当に昔だったら土建屋さんと一緒に仕事をするなんて考えられなかった。はじめの頃は、はなから「あんたたちは何でも反対する人たちだ」と言われていたんですが、今は一番の味方ですね。なぜ味方になったかという、本当に体を張って抵抗したなかで出会った、一番自然を壊している土建屋さん自身がこう言いました。「僕たちは本当は島を直す仕事をしたい」、本当に彼らはそういう公共事業を望んでいます。彼らとは一緒にいつかそういう島を再生させる仕事を一緒にやろうねということで、一步一步、本当にまだ一歩なんですけどそれを始めています。だからなんとか尖閣の問題も基地の問題も、私達がどう生活するかという視点で何か良い方法がないかと思っています。失礼しました。

吉川:僕の方は枯葉剤の問題で、先ほど桜井先生のほうから沖縄BDのダイレクターの河村雅美さ

んという方がいらっしゃるんですけども、彼女が一生懸命沖縄の枯葉剤の問題に取り組んでいます。僕が彼女の代わりに色々言うのも恐縮しているんですが、僕は彼女が集めてきた情報、英語の文章であったりとか、そういうものが訳が当たってるかとかそういう事をチェックして、要請文を書く時にチェックしたり。それから実際に交渉に行く時にオマケの形で隣について行っているという役割もしています。その中でいつも河村さんと話をして出てくるのが、やはり枯葉剤の問題はとても複雑である。実際の基地汚染があって、しかし米軍は認めてないわけですね。沖縄で使われたというのは。退役兵の証言があっても。それから、退役軍人省が実際に退役兵に枯葉剤の被害があったということで補償をしてはいるんだけど、国防総省のほうに沖縄にあったことを否定している。とても情報を仕入れるだけでも難しいわけです。その中でやはりどのように情報を収集していくか、どこから収集していくか。色々な所、特に国会議員さんとかにお願いして、それで情報を出しているんですけど。例えば枯葉剤の情報について、沖縄県であるとかそれから防衛局が米軍のほうに出した文章を見ると、こういう文章がきたら絶対ちゃんとした答え出さないよな、というようなすごい甘っちょろい文章なんです。そういうやり取りの文章を見つける力であるとか、情報を収集する力であるとか、そして出てきたやつを分析する力、それをつけていくことがとても必要かなと思いつつやっています。河村さんとずっとお話していて、僕はいつも怒られるんですけども、情報を収集して文章を書いて要請して、じゃあ次どうするか、ただ文章を出しっぱなしにしてそれでいいのか、そうじゃないでしょう。実際に市役所に行ったりとか、あるいは県議と話をしたりとか、あるいは沖縄県の人たちと話したりとか。やっぱりそういう事を実際に細かく細かくやっていくということ。その時にちゃんと文章を作って、どういうことを聞きたいのかを作ってやっぱりやっていく。すごく大雑把な質問だったら、質問書いて持って行ったら大雑把な事しか出てこない。具体的に具体的に具体的に書いていく。それが一緒にやっていて、すごい意識していることです。特に米軍の場合、基地汚染とか基地の使用履歴の問題ですね。それはたぶん桜井先生も文の中に書いていらっやっと思ったんですけども、やはりちゃんとここに何年のいつごろ、この場所はどのように使われていたのか、そういう形で質問をしていかないといけません。そのためにはやっぱり色々調べていかないといけません。そういうものが分析力と、それを分析して文章を書いた後に実際に県、市、防衛局、そういう所に交渉していく事の大事さですね。僕も沖縄で生まれているので、これを河村さんから言われるといつも頭にくるんですけども、沖縄の人本当にやる気あるの、って言われるんです。こんだけ色々な被害が出ていて、こんだけ被害が出ているという情報を持っていて心配じゃないの、知りたくないんじゃない、やりたくないんじゃないのって。どうやる気出るのって。そういう話になるんですけども、つまり何を我々は第一義的に重要な問題にするかどうか、健康被害の事を実際に知ることが重要なのか、それともそういうことを知って大変になるよりは、あまりそういうものを知らないで普通に暮らすのが良いのかもしれない。実際にそういう価値観とか物を知ることに対しての温度差みたいなものを僕自身も感じることもあるんですね。その辺もちゃんとやっぱり話さないといけませんかな。枯葉剤の問題をやっている時に思います。枯葉剤に関しては以上ですね。たぶん河村さんから色々聞いたほうが良いと思います。それから先ほど桜井先生がお話していたなかで、沖縄の運動の意義、それが沖縄だけでなく他の所に対してどういう意義があるのかという事だったんですけども、僕はその話を聞いて、ああもしかしたらこういう事なんだなとちょっと思ったことがあるんですね。先ほどIUCNのなかで色々と勧告の原案とか決議案の原案を作っていくという作業をやってきたとい

う話をしました。去年の2012年のIUCNの会議はチェジュ島であったんですね。チェジュというのはご存知の方もいらっしゃると思うんですけども、あそこも海軍基地を作っています。海軍基地を作るときも、やはりIUCNで決議を経てほしいと。チェジュ島でIUCNがあるから、そこで決議をあげてほしいと。どこからか僕の名前を調べてきて一緒に文章を作ろうということで、実際そういう作業をやってきました。最終的にうまくいかなかったんですけども、少なくともそういう事をやっているというのを他の所が見ていて、アドバイスができたのかなと思いました。以上です。

砂川:まず、桜井先生から「ネット世代は危険をはらんでいる」というご指摘がありました。その通りだと思います。今回の韓国へのゼミ旅行では、学生の皆さんは、スマートフォンを持っていて、ゲームやネットサーフィンに夢中になっておりました。一方で、スマートフォンには、翻訳機能があるため、辞書機能を利用して、韓国語で会話をすることに挑戦したり、片言ではありますが、外国の言葉を覚えるのも早く、「若いってすごい」と実感させられました。大切なことは、情報リテラシー、情報をどう判断するのか、この情報は真実か嘘か、意図的に操作されていないか、誇張はないかなど、情報に対して判断力を鍛えることが大切であると思います。そのためには、やはり現場を歩くということが大切であると思います。現場を訪れて、いろいろな人に出会って情報を収集してみる。そういうことも、インターネットの情報を判断する際の一つの基準となり、役に立つと思います。今回、韓国を訪れたことによって、学生たちは、韓国人が抱く日本人への感情に関する報道が、偏ったり、誇張されているのではないかと言うことに疑問を持ち始めたわけです。韓国人は、本当に日本人が嫌いなのかどうかということも、学生なりに今回は違った意見にたどり着いたようです。

二つ目に、若い人の育成についてですが、私が所属しているのは、経済学部地域環境政策学科で、環境に興味のある学生もおります。しかし、多くの学生が、基地環境問題に興味があるかということ、そうではありません。学生の中には、基地の環境問題について話をすると、テーマが重いとか、ネガティブな内容に受け取ったりするわけです。そのような中でも、学生が「まちづくりに」興味があるということが分かってくるとき、例えば、宜野湾市のまちづくりを考える時に、これから普天間基地が返還される場合に、どのような汚染があるだろうかというように、学生の興味と基地環境問題の接点を見つけて提示していくことが教員にできることのように思います。普天間基地の土地利用、そしてその利用から生じてくる様々な汚染の可能性、それを調べて環境浄化をしないことには、新しいまちをつくるという、次のステップに繋がらないわけです。基地環境問題もそれを勉強することが、自分の住んでいる地域の将来に繋がっているというように、未来志向を持つことによって、この分野の研究をやることに意味があるということを感じて欲しいという教員側の期待もあります。それで、今回の韓国へのゼミ旅行では、法制度だけではなく、土地利用と環境汚染の関係を具体的に調べてみることも目的としていました。例えば、自動車整備場であれば、油汚染が多いとか爆撃場であれば重金属汚染が多いなど、土地利用に基づいて汚染の基礎的なパターンがあります。韓国における土地の使用履歴と汚染物質の関係を整理することで、同じ米軍の活動なので当然共通性もあるわけです。そのような情報を基に、では普天間基地はどのような役割を担っていて、そのためどのような土地利用がなされ、その結果どのような汚染あるかと、予測することが可能になってきます。そして、汚染物質の種類に合わせて、物質を検出するための調査を計画し、実施することが初めて可能になります。韓国という他の地域の事

例を調べることによって、普天間基地の汚染の検出、浄化に繋がり、その延長線上で将来の宜野湾市のまちづくりに繋げていける、そのような学生の関心と韓国や沖縄の基地環境問題の接点を示していくことが大事であり、今後もそのような役割を教員は担っていると思います。

私は、去る8月に、米国メイン州にある海軍飛行場跡地を訪れる機会がありました。米国では、軍事基地跡地の汚染調査、浄化方法、再開発についても、市民参画の基で計画が策定、実施されています。そして、様々な情報が、市立図書館やインターネット上に公開されています。そのような米国の事例からも学んで、過去の土地の履歴と汚染の関係性を整理し、学生さんと共有し、まちづくりに役立てる研究や勉強に繋げていけるのではないかと考えています。そのようなアプローチが、未来志向型で基地環境問題にかかわっていける一つのあり方ではないかと思っています。

先ほど、学生が基地環境問題を学ぶ意義について、少し提案させて戴いたのですが、若い人を育成するには、沖縄が直面する基地汚染問題について、学生と一緒に、問題解決にあたって利用できるツールを探していくというアプローチがあると思います。先ほどから、色々な訴訟の話がしょうかいされていますが、基地環境問題について法的に救済できる方法がないかどうかを、学生と一緒に考えていくという方法も取れると思います。私は、環境法の授業を担当していますが、例えば、沖縄市のサッカー場から発見されたダイオキシンの調査は、どの法律に則って、調査され、その費用は誰が支払うべきかなどを授業で考えたりします。

また、QABの報道番組から、1960年代に化学兵器と疑われるような有害化学物質に暴露して、被害を受けた沖縄県民がいることや、基地従業員が有害性について知らされずに枯葉剤に暴露し、後遺症に苦しんでいるという可能性が指摘されているが、そのような被害者に対する法的救済はあるのかということ、法学部の学生さん向けの夏季課題の一つにしています。おそらく学部学生さんのレベルでは、そのような法的問題に対して回答は出せないとは思いますが、沖縄の社会の中に、軍事環境問題に関して、どのような法的な問題があるのか、問題を発見することも大切な教育のテーマであると思います。法的な救済は難しいかも知れないが、もしかしたら救済方法があるかもしれないので、考えてみる。そのようなことを考える事で、現行法ができることや、現行法の課題に気づいてもらうことが大切であると思います。自分たちが学んだことが、何かしらの形で社会の役に立つかもしれないということに気づいてもらえるように、私も学生さんたちと一緒に学びながら、理論を作り上げていければと考えております。先程、米国の連邦法、国家歴史保存法の域外適用について吉川さんからも報告がありましたが、スーパーファンド法などの土壌汚染に関する法律も域外適用されると解釈されるべきであるという米国の法律家や研究者もおりますので、その辺りも研究を重ねつつ、学生達と出来ることを考えていきたいと思っています。

若い人材育成について、大切なことは、体験する機会や成功体験を増やすということです。例えば、今年7月に、授業で、大浦湾・辺野古埋め立ての承認・不承認に関して知事に意見書を書くという課題に取り組んでもらいました。そのような取り組みの中から、学生達が自分たちにも何か出来ることがあると、気づいていきます。このように沖縄県民として出来ることをやるという経験を積み重ねることで、自らの出来ることに気づいてもらいたいと思っています。

また、沖国大の石原昌家先生のゼミ生には、国連人権委員会の先住民族に関する会議に出席した学生さんが多く、その後社会に出て、非常に活躍しています。国際会議に興味がある学生は結構

おりますので国際的な場で活躍をしたい学生は、そのような国際会議への参加を通して、問題に対して更なる興味が湧いたり、自らに出来ることに気づいたりしています。国際会議へ学生を送ることなども、学生の成長に繋がると思います。私が基地環境運動に関わりはじめたのは、世界女性会議や、沖縄大学の故宇井純先生が、国連環境開発特別総会への派遣費用を用意して、派遣して下さったことが大きく影響しています。今回学生を韓国に連れて行く際にも、教員が費用の面で支援する場面も出てきましたが、やっぱり先輩から受けた恩を次の世代に返していくことで、世代間の継承に繋がればと思っています。

成定:はい、ありがとうございました。少しだけそれに対して桜井先生ありますか。

桜井:皆様紹介されなかったんですけれども、今埋め立てについて市長意見を出すということで、市のほうでは市民からの要望に従って、非常に子どもたちでも読めるパンフレットを作ったというのをお話しされましたけれども、実はアセスの手続きの中でも、私はアセス学会の理事をしておりましてけれども、特筆に値するようなことを名護の市民はされたんですね。アセスというのは、方法書、準備書、評価書、もう読むのも嫌になるような文書ばかりなんですけれどもね。それを市民が作る方法書ということで2004年だったと思いますけれども、辺野古の基地の場合は沖合に作るという案が2004年に出て、その際に市民が方法書というのはこうあるべきだということで、市民に分かる方法書を作られたんですよ。これは本当によく分かるんですね。それに比べると、沖縄防衛局が出してきた方法書なんていうのは、読むことを拒否するような方法書だったんですね。僕は市民のこういう取り組みというのはとても大事だと思うんです。例えば私はアセスが専門なのでこういうのを読むのは嫌というほどやっているものですから、しかし普通の市民の方にこれを理解してもらおうというのはとても不可能ですので、こういう取り組みというのはとても大事だなと。これはアセス学会でも、とりわけ大きな市民の業績という形で取り上げているものですので、紹介させていただきます。それから、砂川さんが学生さんたちとどういう風に取り組んでおられるかというのをとても大事だなと思ったんですけれども、私は環境アセスメント論という授業を持ってまして、これは試験はありません。ただ試験なしで、現実に今進行している沖縄のアセスですね。色んな意見を出すというチャンスがありますので、それに自分の意見を言う、そして行政にそれを出す、出したもののコピーを私のほうにも出す、それが私に対するレポート提出という形でですね。そのためのトレーニングは、もちろん授業の中でやるわけですが、私が彼らに言っているのは、皆さんにアセスの専門家になってもらおうと思ってアセスメント論を教えているのではないと。そうではなくて、アセスが分かって、つまりアセスリテラシーがある市民になって、おかしい事業に関してはこれはおかしいんじゃないかという形で、意見の言える市民、物言う市民になってほしいと。そういう主旨でこの授業をやっているんだと。モノ申す市民を育てるという趣旨でこの授業をやっておりますけれども、そうした教育の場としては沖縄は大変向いております。幸か不幸か、ということがあります。

成定:どうもありがとうございました。とても色々出てきた議論の中で、特に大切な所を順番に言っていたかかなと思います。もし今まで出ていないこと、あるいは今出たけれども少しこういう視点から考えたいようなこと、あるいはもう一度質問にパネリストの皆さん、コメンテーターの方にしてみたいという

方々ありましたら、ぜひ挙手をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

朴:はい、朴と申します。ある程度答えは出たと思うんですが、沖縄の基地運動に若い人があまりいないという話が今出てたんですけど、なぜかということを知りたいんですね。難しい答えになるかと思うんですけども、私が初めて日本の方と市民運動をやったのが2004年頃なんですね。その頃は朝鮮人で強制連行された方の発掘作業に僕はボランティアとして参加して、日本の方と合同作業をしました。それが日本と韓国で初めて私が経験した国際的な市民運動だったんです。それで今までずっと高江でも来られてるんですけど、一般民衆団体の人と一緒にやられていただいているし、基地問題とかもやっています。あまり変わっていないんですね、人が。というのは若い人はいない、年配の方がすごく多くて、お父さんみたいな感じの人とか、ある時は友達になったりするんですけど、韓国の基地運動をやっている人の年齢と、日本の特に沖縄の基地運動をやっている方の年齢差が結構あるんです。今私は日本にいて、たまに韓国に戻ると新しい方が参加しているんですよ、すごく変わりが早いというか。それはなぜかという、私の個人的な考えなんですけど、私が大学に通ってた時はちょうど韓国で民主化運動が終わって、金大中とかノムヒョン大統領になって、ある程度政治的には民主化に成功したというところで、今まで80年代後半から90年代頭に民主化運動をやった学生運動の先輩が全部バラバラになって、その後何をすればよいか分からなかった状況で、その時に本当に新しい運動が出てきて、個人的な興味を運動をやって、新しい市民運動が出てきた状況で。今チェジュ島の海軍の基地問題もそうなんですけど、色んな若い人たちが作った市民運動で、社会的に大きな 이슈があった時に一緒に集まってくれてやっていく状況なので、新しい人がどんどん出てくるという。でも昨日ちょうど、日韓の民主連帯の打ち合わせがあって私はちょっと出たんですけど、あまり変わっていないというのがあるんですよ。これが沖縄の基地運動の市民運動における大事な所かもしれないんですけど、なぜ若い人が増えないのかというのが気になるし、じゃあ私が10年20年後沖縄で先輩にあって、一緒に運動が出来るのかと思った時に不安になる所もあるんです。だから、なぜ若い人がいないのかというのを本当に疑問として皆さんに、どうすれば若い人が入ってこれるのかということを知りたいです。

成定:はい、とても重要なんですけれども、ちょっと時間も押していますので、どなたにというのがもしありましたら。全員ですかね？

鈴木:若い人に話させたらどうですかね。

男性:そうですね、私も沖縄大学で学生してた頃には、3年前ですけど、ゼミの中で問題を取り上げてずっとやってたんですけども、どうしても関心がないということなので、もう現地で辺野古のほうに行きまして、学校で学ぶよりはということで現場に連れて行って、辺野古の沖合にある平島のほうに行くと、そこでキャンプとかして、実際に自分の目で見て体験して感じるということをして、そこから学んだ学生たちに伝えればと思って、そういう動きはしてたんですけども、それがどうなったか。なぜ若い人たちが関心がないかということは、これはやっぱりここにいる方たちに言ったら失礼なんですけれども、親

の教育、あとは小学校中学高等、学校の教員たちが教えなかった。私が小学校6年の時に市民投票があって、その時に小学校の担任の先生に、先生は反対なのかって聞いたら濁しましたね。そういう教育のあり方がまずダメなんじゃないかなと思います。

吉川:僕は非常勤でいくつかの大学で県内で教えてるんですけども、一つは名護の名桜大学という所なんです。今は市長が代わって基地問題もとても話しやすくなってるはずですけども、やはり学生がすごい分かるんですよね、基地の問題を話す時。その頃、ちょうど基地を推進している比嘉元市長が理事長だったというのもあって。その雰囲気を感じ取って、聞かない。そういう教育の力というか、逆に僕らが教える側が教え方もあると思うんですよね。自分はこう考える、でもこの人はこう考えているかもしれないという提示の仕方とか、そういうのをもっともっと考えるべきかなと思います。大きな事ですね。

浦島:私達の地域に韓国のグリーンコリアだったかな、若い人たちが何人かいらして交流したことがあるんですね。その時に、私たちは、韓国は若い人が運動をやっていてすごい、韓国の方は、日本や沖縄ではこんな年取るまでやっててすごい、自分たちは若いうちはやるけど、年取ったらやらないよ、なんでそこまで続けられるんですか、って、お互いに「すごい、すごい」と褒め合ったんですよ。やっぱりその辺は、日本とか沖縄と韓国の歴史のあり方、社会的なあり方の違いというのが大きいんだろうと今の朴さんの質問で思いました。だけど、辺野古にも私達が海上で攻防をやっていたときは全国から県内も含めて若い人たちがいっぱい来てくれて、若い人たちの力、体力って大きいですから、海のたたかきというのは若い人たちに支えられたというのがあるんですね。全国から夏休みを利用して来た彼らが、それぞれの地元に戻って、そして辺野古のことを考えようよと周りに広げてくれたのが、辺野古の運動のとても大きな力になったというのは感じています。ですから、ここだけ見てたら若い人は全然入ってこなくてどんどん高齢化してるよねって思うんですけど、ちょっと視点を変えてみたらそうでもないよねって思う所があって、私はそれほど絶望してはいません。あと、チーム・ザンのほうも若い人が結構参加しているので、その辺については鈴木さんをお願いします。

鈴木:チームでは今第3世代で赤ちゃんがどんどん産まれてて、それぞれの若いメンバーが家庭をもっています。だから一時、厳しい調査活動はできないけれども、やはり私達は継続するという意味で、そういう意味では生活者が関われる運動という視点を大事にしたいと思います。それであとは私は沖縄の社会を見て、大和嫁(ウチナーンチュと結婚した日本の女を指す)なんですけど、非常に先輩後輩の関係が沖縄は強いんですね。先輩が言ってる事に対して若いものがあまりバンバン意見を言うことができないので、実はつい先日私達が護岸建設の問題を話している地域で、住民説明会というのがあって。その前に若い区長さんが話して色んな話をしたんですけど、先輩たちのいる住民説明会では一言も語らないですね。何名か比較的若い人たちは黙っちゃって、年寄りの本当にバリバリ私達を敵視している人たちが盛んに土木事務所をいじめていました。私達じゃなくて。ですから沖縄の先輩後輩の関係って沖縄の中では相当強いんじゃないか、たぶんそういうのもあるんじゃないかと、たぶんそういうのもあるんじゃないかと大和嫁は思っています。

桜井:吉川さんから名桜大学でのお話がありました。沖縄大学はおそらく日本でも最も自由な大学のうちのひとつだと思います。たぶん歴代の学長はみんな基地反対ですので、もちろん基地賛成の教員もいますけれども、言論の自由は最大限ある大学だと思っています。しかし、学生への影響はよくわかりません。砂川さんも私も沖縄環境ネットワークの会員、砂川さんは創立以来ですけれども、会員は明らかに高齢化していますね。どんどん上から抜けて、もう沖縄環境ネットワークの最大の悩みはいかに若い人を確保するかです。まさに朴さんご指摘の通りなんですよ。学生を見ていて、うちの大学ではそういう意味で歴代の学長はみんな極左だという風に学生たちは思っているんですけど、しかしそういう事と学生たちは別で、学生たちはやはりこの世の中の、これは私の解釈ですけども、沖縄大学に来る前は東京大学で教えてましたけれども、やはり若者共通の考え方で、この世の中はもう出来上がっているという風に考えているのではないのでしょうか。韓国ではまだ社会が若いんじゃないかなと思うんですけど、私はこの社会は明らかに老化していて、もうこれは出来上がっていて、年寄り相変わらず元気で変われそうな事を言ってるけど、そんなに簡単に変わるわけじゃないよという風に悟っているんじゃないかと思うんですよ、というのが私の解釈なんですけど。しかしそれを諦めるわけにはいかないんだという認識です。どうしたら彼らとうまくこういう討論ができるのか分からないままなのが現状です。

砂川:私が勤める沖縄国際大学の話ですが、先ほど「義務教育で、沖縄の歴史をきちんと教えているのか。」という指摘がありました。やはりそれはすごく重要な点だと思います。大学で沖縄の環境問題を勉強する時に、沖縄の歴史も合わせて説明しますが、沖縄の歴史が義務教育で教えられていないことを実感します。沖縄のことを学ぶのは、大学に来てからという学生がとて多いです。基地問題や領土問題等に熱心だった先生が担当されていた学生の中には、意識の高い学生さんもいらっしゃいますが、多くの学生は、意識的に授業でそのような科目を選択して初めて、沖縄のことについて大学で学べるという具合です。

普天間基地の名護市辺野古への移設計画については、名護市の学生は地元だから、色々と敏感に感じ取って考えたりすると思いますが、那覇に住んでいる学生にとっては、基地問題が他人事になっています。加えて、ニュースを見ていない学生も多い。そうすると同じ沖縄に住んでいるにもかかわらず、基地問題が自らの問題になっていないことも起こってきます。昨日、沖縄国際大学の特別講座を担当して下さった県外在住の講師と話したのですが、学生の質が変わっていることに驚いておられました。例えば、1944年に那覇で起こった十・十空襲のことも知らないばかりか、沖縄県出身の学生の中にも、沖縄戦の話をしたら「日本の軍隊は、格好いい。」と言う学生まで出てきているのはどういうことですかと、聞かれたわけです。沖縄戦や米軍占領下で沖縄の人々が受けてきた被害や、先輩方による住民運動や県民運動の歴史、その、県民運動の結果、私たちの権利が勝ち取られてきたことなどが伝わっていないと痛感します。

最後に、先程、鈴木さんが「生活者が参加できる運動を」と発言されていましたが、その視点も非常に大切だと思います。運動家だけでなく、普通の人々が参加できる運動のスタイルの提案が大事であると思います。

特に、学生と話していると、「では、これをすることによって、何か就職に繋がるの?」という質問も出てきますので、例えば、基地問題の汚染問題について学んだことが、まちづくりを考える時に活かされるとか、一応、私の所属する学科は、地域環境政策学科なので、環境に関心がある学生に、米軍基地に係わる環境問題について学ぶことが、別の場面でも利用できるという具体例を増やしていきながら、学生たちが米軍基地の環境問題について学ぶ機会を増やして行ければと思っています。

成定:本当に長時間に渡りましたけれども、ありがとうございました。今後私達が考えていかなければならない事を多々示していただいたように思っております。法の問題であるとか、文化的な問題で横断していく、連帯していくことの難しさと、そこにおける希望みたいなものも見えてきたように思っております。また、最後の質問の中に出てきた課題と可能性も含めて、どう見ていくのか、どう考えていくのかというのをこれからもしていくことができればと強く思いました。本当に今日はパネリストの皆さん、コメントターの桜井先生、また参加していただいた方本当にありがとうございました。本当にお疲れ様でございました。この後6時から近くの海孝亭で懇親会をしたいと思っておりますので、フロアの皆様でもしご参加できる方いらっしゃいましたら、ぜひお越しいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

司会	田中雅一	京都大学人文科学研究所 教授
報告	成定洋子	東京学芸大学男女共同参画支援室 主任研究員
	浦島悦子	へり基地いらない二見以北十区の会 共同代表
		北限のジュゴン調査チーム ザンメンバー
	吉川秀樹	沖縄・生物多様性市民ネットワーク事務局長
		沖縄大学地域研究所 特別研究員
	砂川かおり	沖縄国際大学 講師
		沖縄環境ネットワーク 世話人
コメント	桜井国俊	沖縄大学人文学部 教授

2013年11月15日発行

編者 成定洋子

発行 京都大学 人文科学研究所
京都市左京区吉田本町